

港区環境基本計画改定のための
基礎調査業務委託

報告書

令和8（2026）年2月27日

株式会社ナレッジリーン

目次

第1章 業務概要	1
1-1 業務の目的	2
1-2 業務内容	2
(1) 自然的・社会的条件等のデータの収集又は整理	2
(2) 区民、事業者等の意識調査	2
(3) 現行計画に関連する施策の点検・評価及び見込みの検証	3
1-3 実施フロー	4
第2章 自然的・社会的条件等のデータの収集又は整理	5
2-1 区の概況	6
(1) 地形（台地、低地、河川、運河、海面）	6
(2) 気象状況（気温、湿度）、風向、風速	8
(3) 人口動態（人口、世帯数、世帯構成、昼間人口、夜間人口）	11
(4) 土地利用面積（低層・高層建築物、事務所、店舗、住宅、工場等）	15
(5) 交通（道路、JR、地下鉄、バス）	17
(6) 産業構造（産業分類、従業員数）	20
2-2 区の環境施策を取り巻く動向	21
(1) 国際社会（COP、IPCC、パリ協定、SDGs等）の動向	21
(2) 国（法令、計画、方針）	24
(3) 東京都（条例、施策、計画）	27
(4) 区の環境に関する将来計画等（開発事業、まちづくりに関する動向等）	31
2-3 各分野の現状	33
(1) 地球環境	33
(2) 循環型社会	69
(3) 生活環境	71
(4) 自然環境	78
2-4 他自治体の先進事例の環境施策	109
2-5 その他調査事項	112
第3章 区民、事業者等の意識調査	115
3-1 アンケート調査	116
3-2 環境施策に関わる学識経験者、関係団体、みなと環境にやさしい事業者 会議会員事業者等へのヒアリング	117

(1) ヒアリング調査の概要	117
(2) ヒアリング結果（概要）	120
第4章 現行計画に関連する施策の点検・評価及び見込の検証	123
4-1 現行計画における施策の点検・評価	124
(1) 地球環境	125
(2) 循環型社会	127
(3) 生活環境	128
(4) 自然環境	130
(5) 環境保全活動	132
4-2 目標達成に向けた見込みの検証	134
(1) 電力排出係数の推移	134
(2) ペロブスカイト太陽光電池の技術開発の動向	135
(3) 合成メタンの技術的開発の動向	136
(4) AIの活用による取組の動向	137
第5章 課題の整理と改定の方向性	139
5-1 課題の整理	140
(1) 地球環境	140
(2) 循環型社会	141
(3) 生活環境	142
(4) 自然環境	142
(5) 環境保全活動	143
(6) 分野横断の改革策定課題	143
5-2 改定の方向性（案）	144
(1) 改訂の視点（案）	144
(2) 重点化の方向性（案）	144

別冊

-
- 資料1 港区環境基本計画の策定に係る基礎資料（港区環境基本計画改定のための基礎調査報告書（概要））【環境審議会用調査結果報告書】
- 資料2 港区の環境に関するアンケート調査報告書
- 資料3 環境施策に関わる学識経験者、関係団体、みなと環境にやさしい事業者会議会員事業者等へのヒアリング記録

第1章

業務概要

1-1 業務の目的

港区では、港区環境基本条例（平成10年港区条例第28号）第7条に基づき、令和3年3月に、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画期間とする「港区環境基本計画」を策定し、令和5（2023）年度には中間改定を行っています。区の環境を取り巻く状況等は常に変化しており、環境基本計画は、社会情勢や環境の変化に適切に対応していく必要があります。

本業務は、現行計画の計画期間が令和8年度で満了することを受け、次期環境基本計画の策定に向け、必要なデータの収集・整理等の基礎調査を行ったものです。

1-2 業務内容

（1）自然的・社会的条件等のデータの収集又は整理

計画策定に必要な基礎的情報として、自然的・社会的条件、その他環境に関する事項、他の自治体の先進事例の環境施策についてのデータ収集又は整理を行いました。調査範囲（港区、都、国全体等）は、調査項目ごとに委託者と協議の上、設定しました。

調査結果は、委託者と協議の上、環境政策全般に関わる事項（区の概況、区の環境施策を取り巻く動向）と、環境基本計画を構成する5分野（地球環境、循環型社会、生活環境、自然環境、環境保全活動）に区分し、とりまとめました。

（2）区民、事業者等の意識調査

①アンケート調査

区民の環境に関する取組や意見を幅広く調査し、今後の環境基本計画改定や環境事業推進における基礎資料とすることを目的とし、下記のアンケート調査を実施しました。

- ・区民アンケート：住民基本台帳から無作為抽出18歳以上2,000人
- ・企業アンケート（大・中小企業アンケート）：700件（大企業350件、中小企業350件）
- ・学校アンケート：区立小中学校各校教員29校
- ・児童・生徒アンケート：区立小学校5年生 ※白金小学校については2年生と5年生で実施
区立中学校2年生

②環境施策に関わる学識経験者、関係団体、みなと環境にやさしい事業者会議会員事業者等へのヒアリング

次の視点に対し、下記の対象者から意見を聴収しました。

- ・港区の今後の環境施策の方向性や重視すべき観点
- ・事業者や環境活動団体による活動のさらなる促進、事業の枠組みを越えたパートナーシップの拡充に対する意向や課題・アイデア

<対象者>

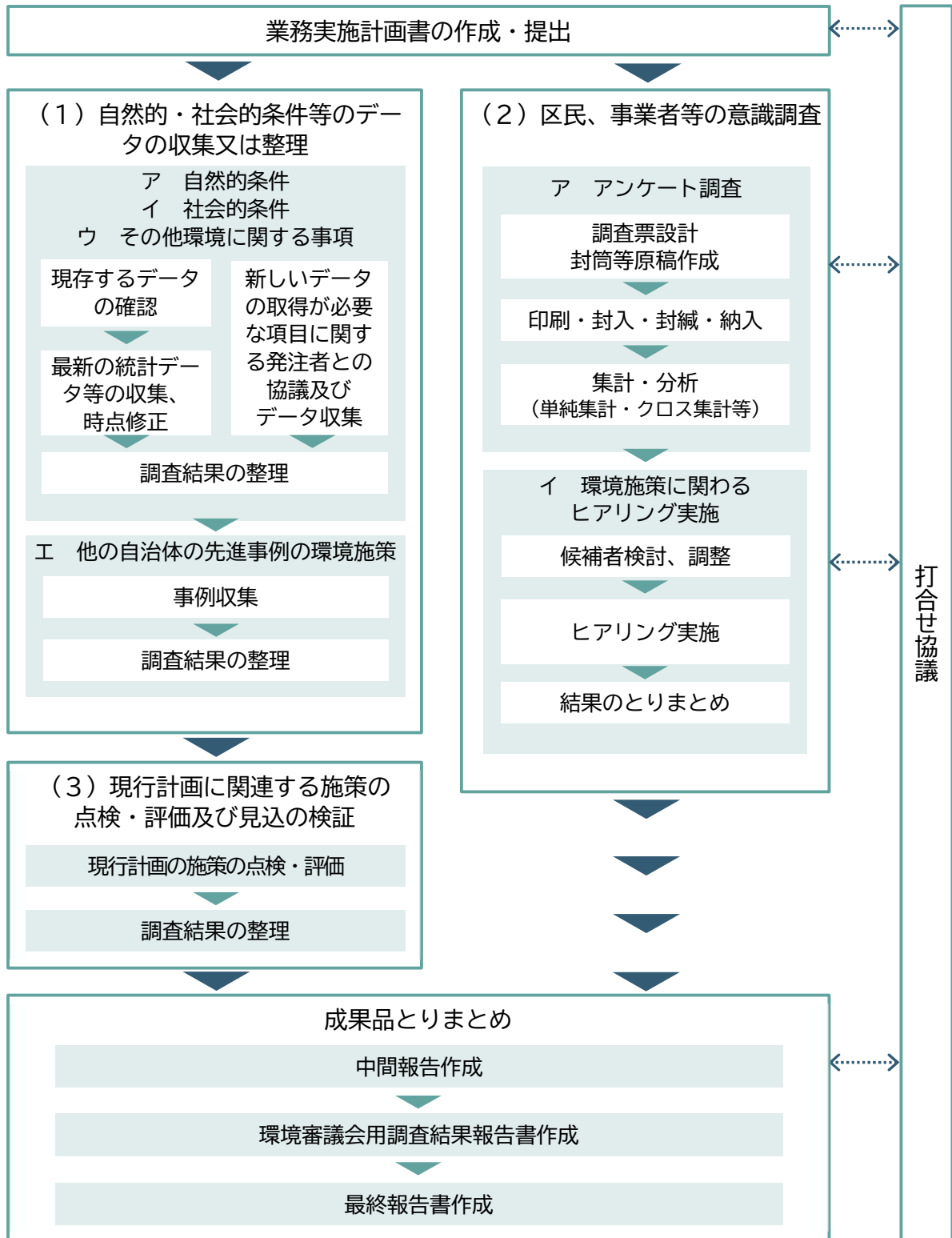
- ・区内在勤あるいは在住の学識経験者：5名
- ・関係団体：5団体
- ・みなと環境にやさしい事業者会議会員等の事業者：10者

(3) 現行計画に関連する施策の点検・評価及び見込みの検証

現行計画の施策の実施状況について、目標の達成見込みを確認し、評価をしました。

1-3 実施フロー

本業務は、下記に示すフローに沿って実施しました。



第2章

自然的・社会的条件等のデータの 収集又は整理

2-1 区の概況

(1) 地形（台地、低地、河川、運河、海面）

- 港区は、東京都のほぼ南東部に位置しており、東は東京湾に面し、その北端でわずかに中央区に接し、北は千代田区と新宿区に、西は渋谷区、南は品川区、東は江東区にそれぞれ隣接しています。
- 総面積は 20.36km² であり、23 区の総面積（627.51km²）の約 3.24% にあたり、23 区中 12 番目の広さです。
- 地形は、大きく東側に広がる低地と西側の台地に分けられます。
- 台地は標高約 30～40m の平坦面を有し、区の中央を流れて現在の浜松町駅周辺で埋め立て前の河口域を形成する古川及びその支沢によって刻まれていくつかの台地群を形成しています。台地群は、北から赤坂台地、青山台地、飯倉台地、麻布台地、三田段丘、白金台地、高輪台地などと呼ばれています。
- 低地は古川及びその支沢の形成する沖積低地と東京湾に面する砂州・砂堆及び埋立地から成り立っています。台地と低地の境では急な斜面を形成し道路は急坂となっており、名前のつけられたものだけでも 80 余りの坂があります。
- 地形の起伏に富んだ港区には、かつては台地を刻んでいくつかの河川が流れ、台地の尾根を上水が通っていました。今日これらの小河川は埋設され、区の中央部を西から東に流れる古川と、都立浜離宮恩賜庭園の南を流れる汐留川のみが残っています。
- 明治末期から昭和にかけて海岸部の埋め立てが進められたことで、現在のふ頭や運河ができあがり、芝浦・港南地域のまちが形成されました。

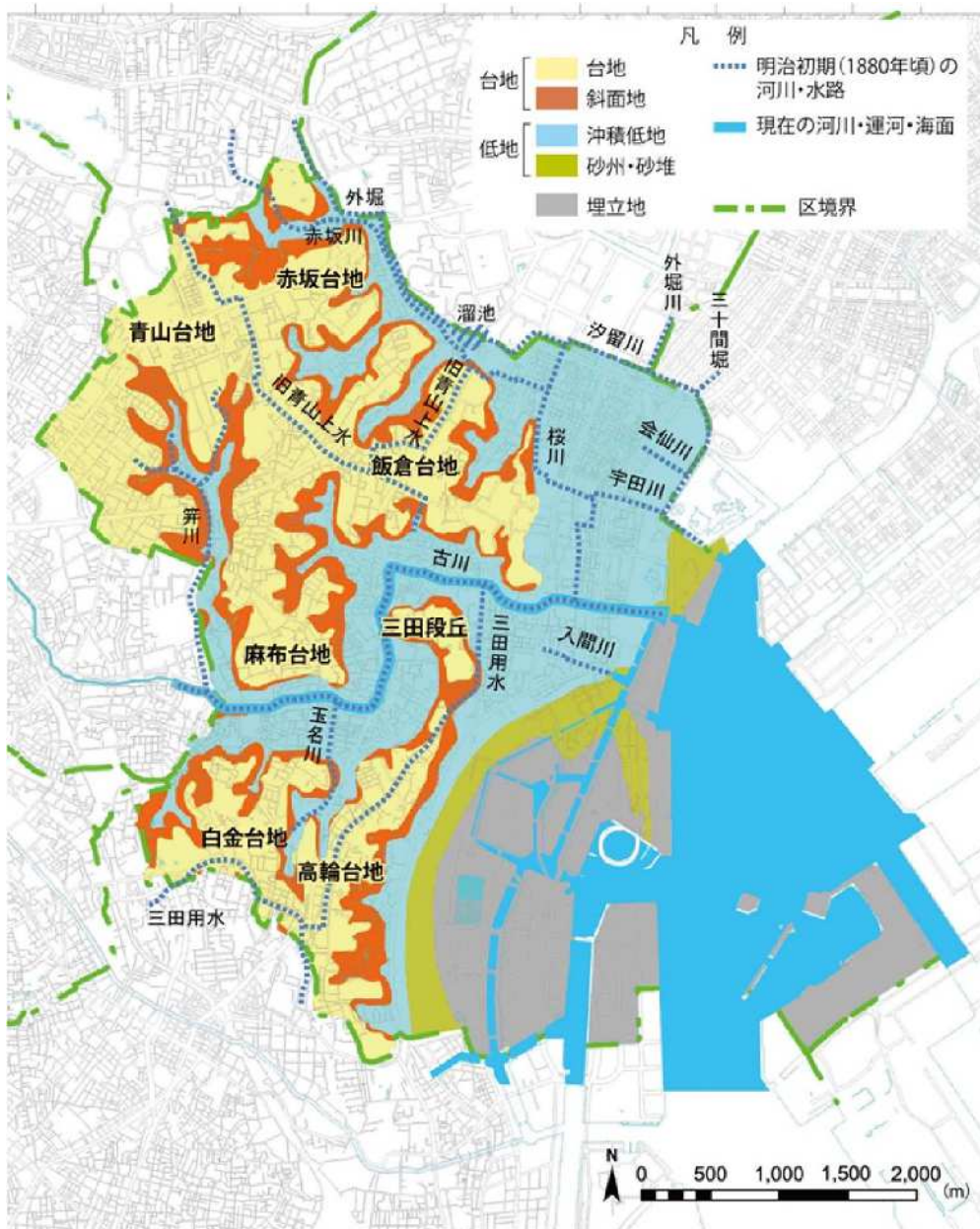


図 港区の地形

出典：「港区みどりの実態調査（第10次）」をもとに、河川に関する参考文献として「川の地図辞典 江戸・東京／23区編」（菅原健二著）を参照し作成

(2) 気象状況（気温、湿度）、風向、風速

① 平年値

○港区から最も近い観測地点である東京都千代田区大手町の観測データによると、平年値である平成3（1991）年から令和2（2020）年までの30年間の平均気温は15.8℃です。

気温が最も高い月は8月で26.9℃、最も低い月は1月で5.4℃です。

○平成3（1991）年から令和2（2020）年までの30年間の年降水量の平均は1598.2mmで、相対湿度は平均65%です。

○最多風向は北北西、平均風速は2.9m/sです。

○年間日照時間は1926.7時間で、合計160時間を超える月が多くなっています。

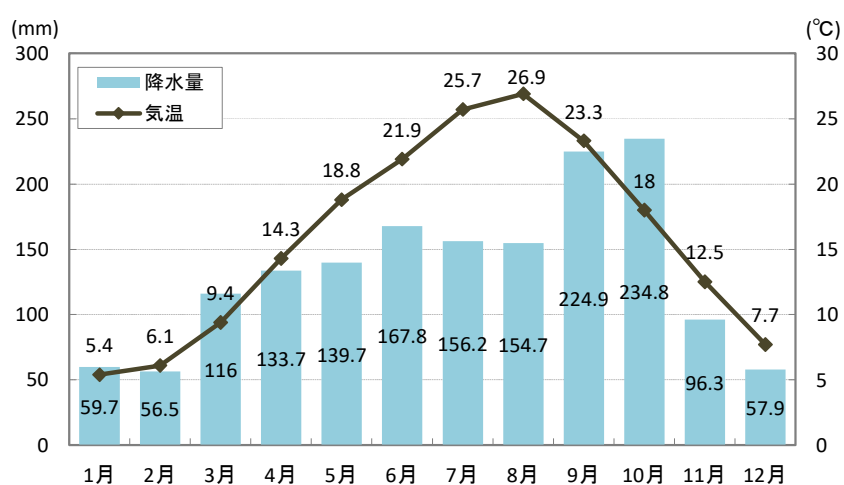


図 月別平均気温・降水量（観測地点：東京都千代田区）

出典：気象庁統計情報

表 東京の平年値

要素	降水量	気温			蒸気圧	相対湿度	風向・風速		日照時間	全天日射量
	(mm)	(°C)			(hPa)	(%)	(m/s)		(時間)	(MJ/m ²)
	合計	平均	日最高	日最低	平均	平均	平均	最多風向	合計	平均
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
1月	59.7	5.4	9.8	1.2	4.5	51	2.7	北北西	192.6	9.4
2月	56.5	6.1	10.9	2.1	4.9	52	3	北北西	170.4	11.5
3月	116	9.4	14.2	5	6.8	57	3.1	北北西	175.3	13.3
4月	133.7	14.3	19.4	9.8	10.1	62	3.2	北北西	178.8	16.1
5月	139.7	18.8	23.6	14.6	14.4	68	3.1	南	179.6	17.3
6月	167.8	21.9	26.1	18.5	19.6	75	2.8	南	124.2	14.8
7月	156.2	25.7	29.9	22.4	25.1	76	3.2	南	151.4	15.6
8月	154.7	26.9	31.3	23.5	26.2	74	2.9	南	174.2	15.8
9月	224.9	23.3	27.5	20.3	21.5	75	2.7	北北西	126.7	11.9
10月	234.8	18	22	14.8	14.7	71	2.6	北北西	129.4	9.8
11月	96.3	12.5	16.7	8.8	9.6	64	2.5	北北西	149.8	8.6
12月	57.9	7.7	12	3.8	5.9	56	2.6	北北西	174.4	8.1
年	1598.2	15.8	20.3	12.1	13.6	65	2.9	北北西	1926.7	12.7

出典：気象庁統計情報

② 令和6（2024）年の気温等

○令和6（2024）年の年間平均気温は 17.6℃で、平年値（15.8℃）より 1.8℃高くなっています。

○降水量は年間 1926.0mm で、平年値（1598.2mm）より約3割多い状況でした。

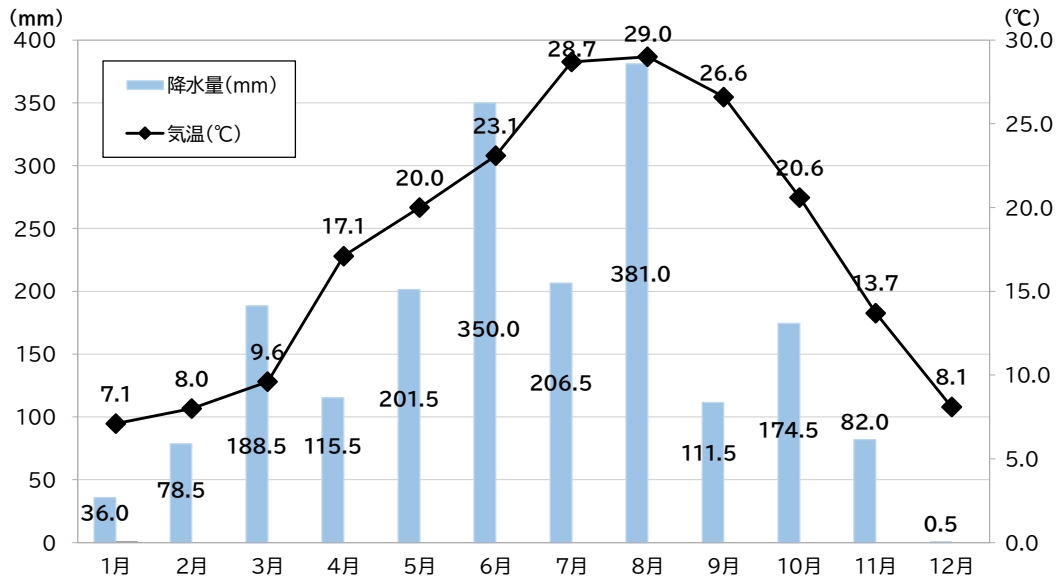


図 令和6（2024）年の月別平均気温・降水量（観測地点：東京都千代田区）

出典：気象庁統計情報

表 東京の令和6（2024）年の月別平均気温・降水量（観測地点：東京都千代田区）

要素	降水量	気温			湿度		風向・風速		日照	全天日射量
	(mm)	(°C)			(%)		(m/s)		時間	(MJ/m ²)
	合計	日平均	日最高	日最低	平均	最小	平均	最多風向	(h)	平均
1月	36.0	7.1	11.8	2.9	54	18	2.6	北西	198.5	10.2
2月	78.5	8	12.5	4.1	63	19	2.9	北西	152.4	11.1
3月	188.5	9.6	14.8	5.1	59	14	3.1	北西	201.6	15.3
4月	115.5	17.1	21.8	13.1	72	23	2.7	南南東	150.3	15.3
5月	201.5	20	24.8	15.6	72	19	3.3	南	185.5	18.2
6月	350.0	23.1	27.7	19.3	79	32	2.6	南南東	158.1	17.4
7月	206.5	28.7	33.5	25	78	40	2.6	南南東	199.6	18.5
8月	381.0	29	33.6	25.7	79	45	3	南南東	189.8	17.4
9月	111.5	26.6	30.9	23.5	81	51	2.9	南	160.8	13.9
10月	174.5	20.6	24.5	17.4	79	39	2.4	北北西	111.7	9.4
11月	82.0	13.7	17.8	10.2	69	17	2.3	北西	158.1	9.4
12月	0.5	8.1	13.2	3.8	54	19	2.3	北西	233.8	10.4
年	1,926	17.6	22.2	13.8	70	14	2.7	-	2100.2	13.9

※統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う数値（準正常値）。

出典：気象庁統計情報

③ 長期的傾向

- 東京の日平均気温は、100年で約3℃上昇しています。地球温暖化に加え、都市部に特有のヒートアイランド現象が深くかかわっていると考えられています。
- 平均湿度については、全国的に都市化率が高い都市の平均相対湿度の100年あたりの低下率が、都市化の影響が比較的小さいとされる都市より大きい傾向があり、東京の平均相対湿度についても長期的に低下しています。都市域では植生の減少や人口地表面の増加により、地表面や葉面から大気への水蒸気供給が減り、都市の地上付近では大気中の水蒸気量そのものが減少する傾向も寄与している可能性があると指摘されています。

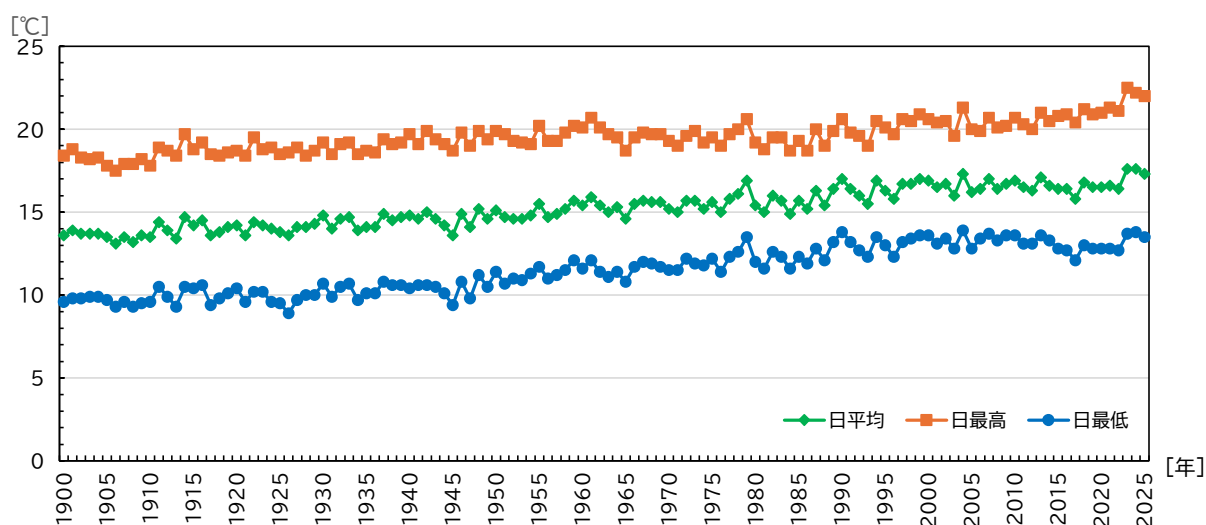


図 平均気温の推移（観測地点：東京都千代田区）

出典：気象庁統計情報

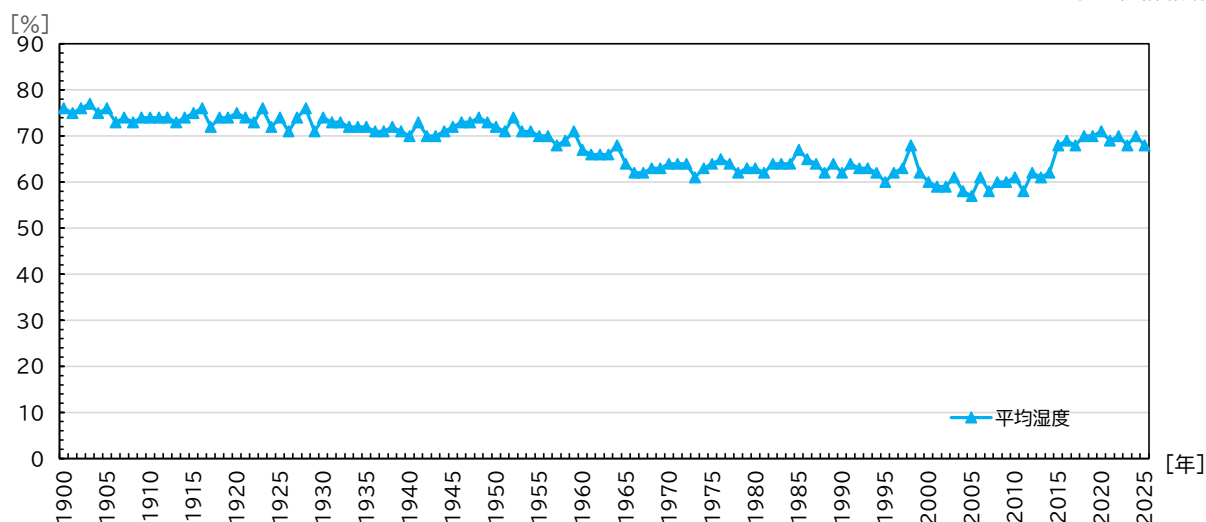


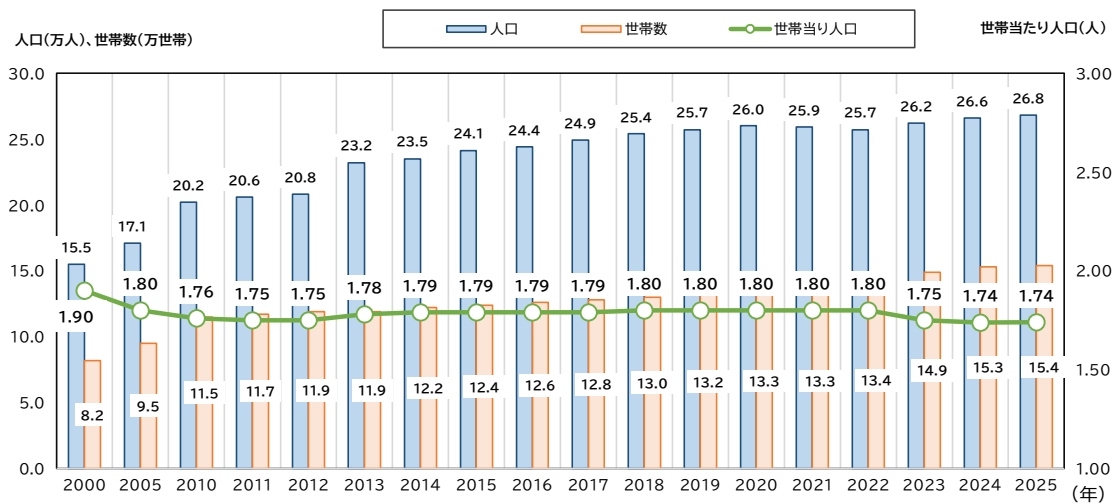
図 平均湿度の推移（観測地点：東京都千代田区）

出典：気象庁統計情報

(3) 人口動態（人口、世帯数、世帯構成、昼間人口、夜間人口）

① 人口・世帯数の推移

- 港区の人口・世帯数は、平成9（1997）年以降に増加を続け、令和2（2020）年からは減少に転じたものの、令和5（2023）年から再び上昇に転じました。
- 令和7（2025）年1月1日現在、人口は267,780人（外国人登録人口を含む）、世帯数は153,885世帯です。
- 世帯当たりの人員数は、平成24（2012）年以降に若干の上昇がみられたものの、令和5年以降減少に転じ、令和7年（2025）は1.74人となりました。



※平成25（2013）以降の人口は外国人登録人口を含む。ただし、世帯当たり人口は、世帯数が日本人のみの世帯で集計されるため、日本人人口÷世帯数により算出。

図 人口・世帯数の推移

出典：港区住民基本台帳（各年1月1日現在）

② 将来人口

○令和7（2025）年1月1日現在の住民基本台帳人口（267,780人）を基準とする港区の将来人口は、一貫して増加傾向で推移すると推計されており、令和18（2036）年の人口は、317,575人になると見込まれています。

○令和7（2022）年1月1日現在の住民基本台帳人口（22,614人）を基準とする外国人の将来人口は、引き続き増加を続けると推計され、令和18（2036）年には28,278人になると見込まれています。

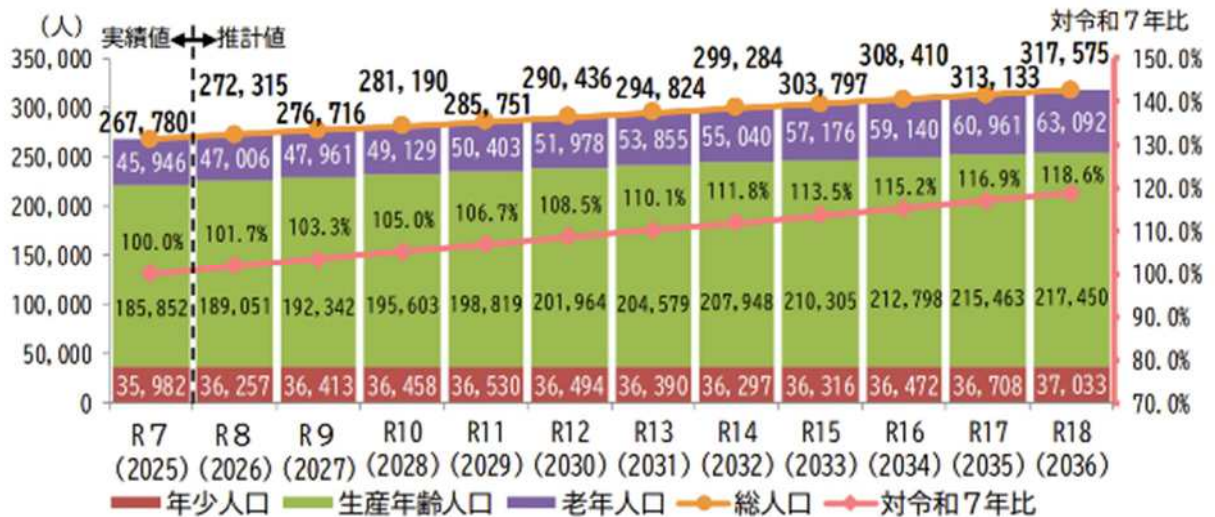


図 港区の将来人口推計

出典：港区人口推計（令和7年3月）

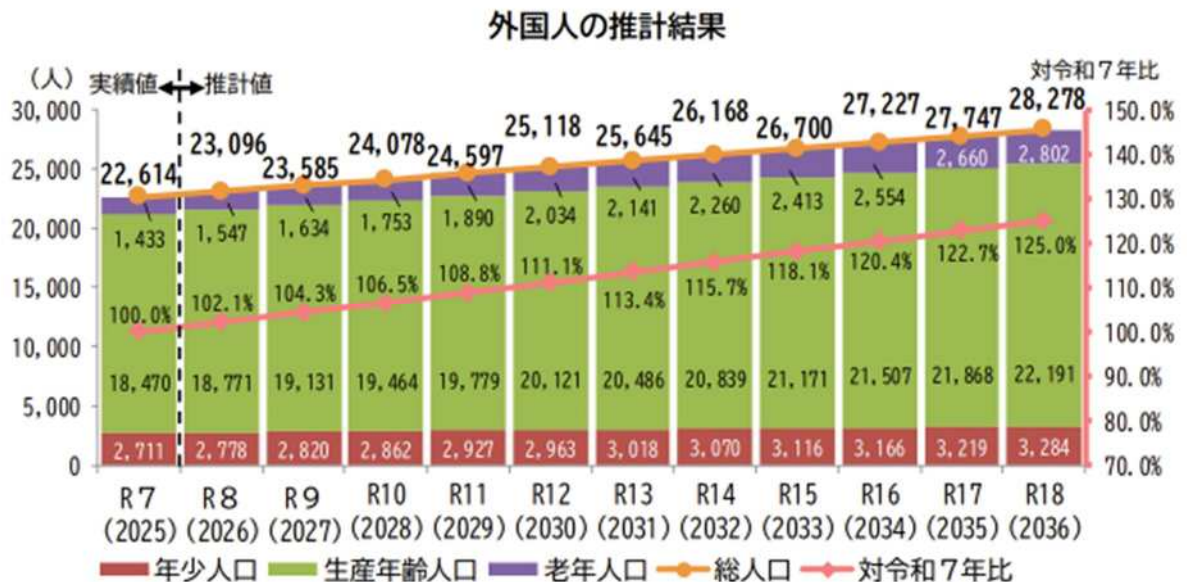


図 港区の外国人人口推計

出典：港区人口推計（令和7年3月）

③ 世帯構成

○平成27（2015）年と令和2（2020）年の国勢調査の結果から、港区、23区、全国の世帯人員数別世帯数の割合を比較しました。

○港区と23区はほぼ同様で、全国平均より世帯人員1名の単身世帯の割合が高く、世帯数全体の5割を超えています。

○平成27（2015）年と令和2（2020）年の比較から、単身世帯の割合が高まっています。

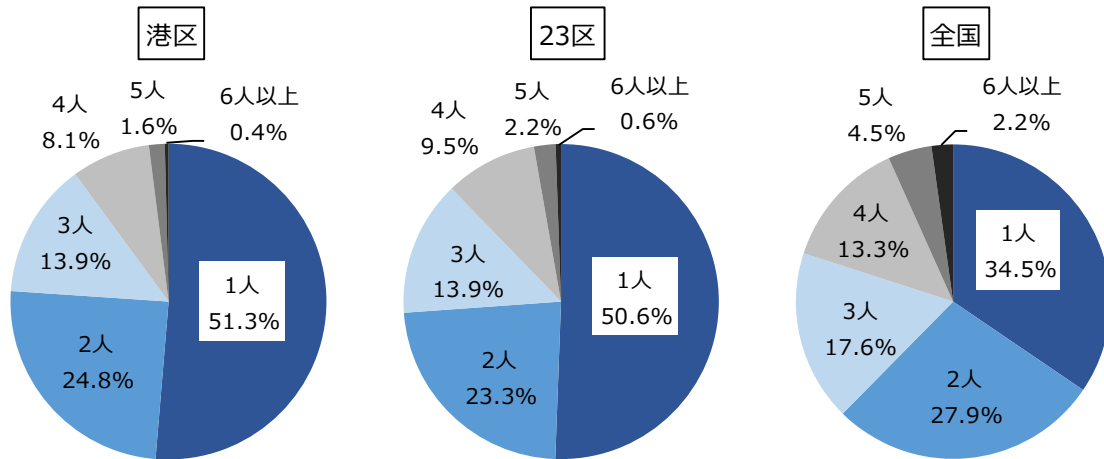


図 人口構成（2015（平成27）年）
出典：「平成27年国勢調査結果」（総務省統計局）を基に作成

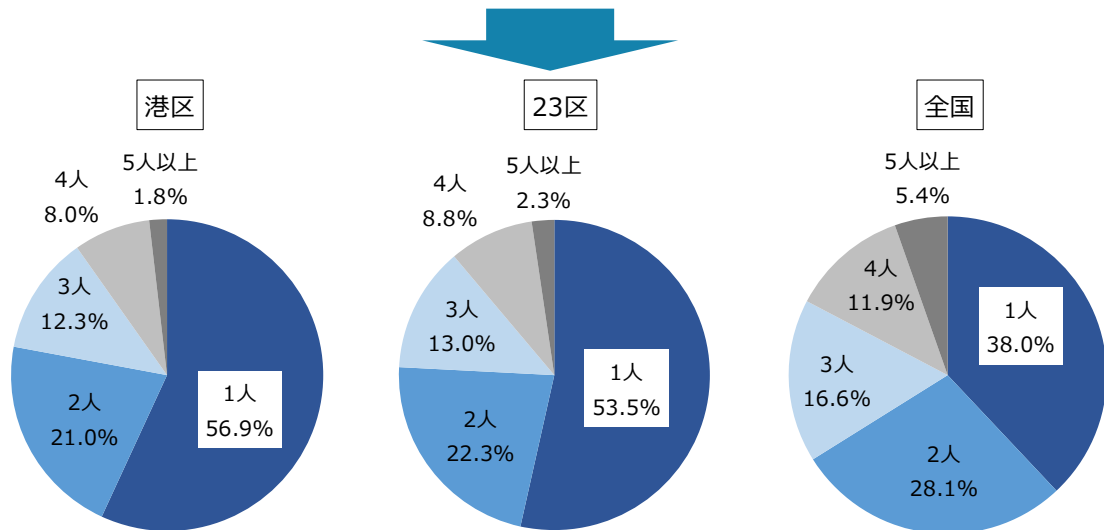
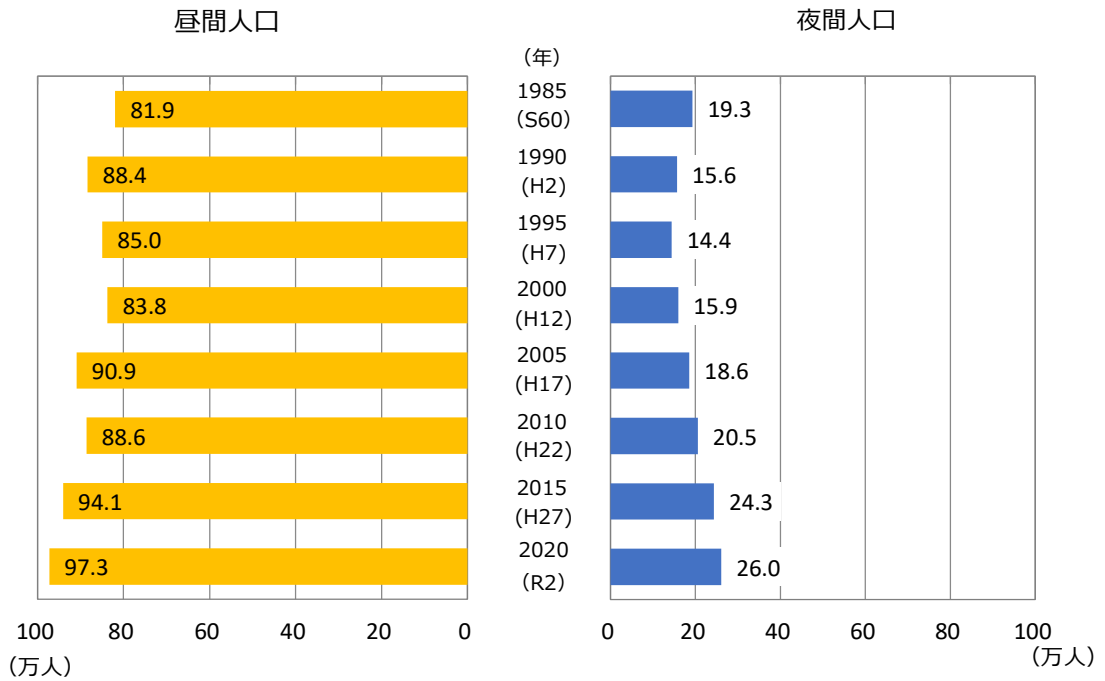


図 世帯人員数別人口構成（2020（令和2）年）
出典：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）を基に作成

④ 昼夜間人口

○「令和2年国勢調査」による港区の昼間人口は、23区の中で最も多い約97万人（夜間人口の3.7倍）となっています。



※昼間人口とは、昼間だけ一定地域内に存在する人口のことで、夜間人口－流出口＋流入人口をいう。
※夜間人口とは、同一場所に3か月以上常住する人口（外国人を含む）のことをいう。

図 港区の人口の昼夜の比較

出典：「国勢調査結果」（各年 総務省統計局）を基に作成

(4) 土地利用面積（低層・高層建築物、事務所、店舗、住宅、工場等）

① 低層・高層建築物

○令和3（2021）年度の階層別の建築物棟数は、低層建築物が58.5%、中層建築物が26.4%、高層建築物が15.2%を占めています。

○平成13（2001）年度以降の推移をみると、建築物の棟数は一貫して減少しています。内訳をみると、低層建築物が5,316棟減少、中層建築物が650棟減少する一方で、高層建築物は1,143棟増加しており、高層建築物が占める割合は9.1%から15.2%に増加しています。このことから、再開発事業等により中低層の建築物が集約され、高層建築物に置き換わっていると推測されます。

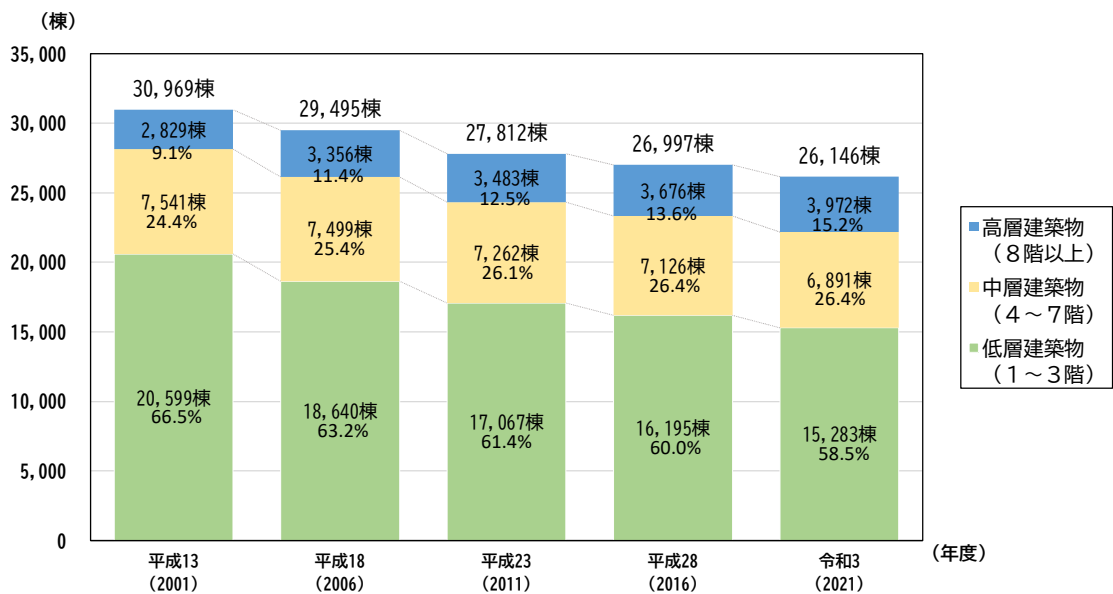


図 建築物棟数の推移

出典：「港区の土地利用」（令和5年 港区）を基に作成

② 土地利用

○令和3（2021）年度の土地利用は、宅地（公共用地、商業用地、住宅用地、工業用地）が1,256.0ha、61.7%、非宅地（屋外利用地・林野、公園運動場、未利用地、道路・鉄道・港湾等、水面・河川・水路）が781.0ha、38.3%を占めています。

○宅地の内訳は商業用地（468.4ha、23.0%）が最も多く、非宅地は道路・鉄道・港湾等（485.9ha、23.9%）が最も多い状況です。

○計画策定時に参照した平成28（2016）年度からの推移をみると、未利用地が減少し、主に商業用地、住宅用地が増加しています。

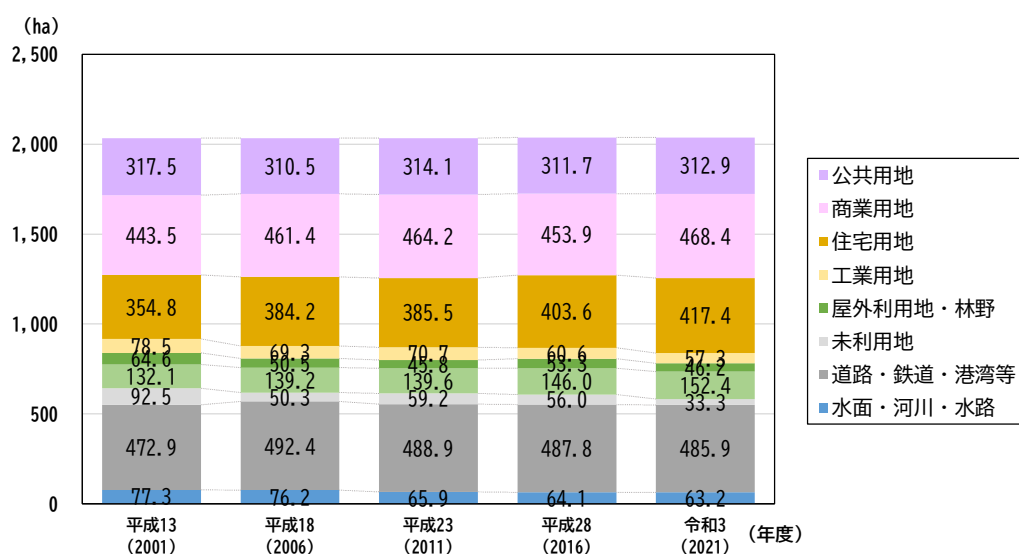


図 土地利用面積の推移

出典：「港区の土地利用」（令和5年 港区）を基に作成

表 建物棟数の推移

年度	区分	平成13年度		平成18年度		平成23年度		平成28年度		令和3年度	
		面積 (ha)	構成比 (%)	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
宅地	公共用地	317.5	15.6	310.5	15.3	314.1	15.4	311.7	15.3	312.9	15.4
	商業用地	443.5	21.8	461.4	22.7	464.2	22.8	453.9	22.3	468.4	23.0
	住宅用地	354.8	17.4	384.2	18.9	385.5	19	403.6	19.8	417.4	20.5
	工業用地	78.5	3.9	69.3	3.4	70.7	3.5	60.6	3	57.3	2.8
	小計	1,194.3	58.7	1,225.4	60.3	1,234.5	60.7	1,229.8	60.4	1,256.0	61.7
非宅地	屋外利用地・林野	64.6	3.2	50.5	2.5	45.8	2.3	53.3	2.6	46.2	2.3
	公園運動場	132.1	6.5	139.2	6.8	139.6	6.9	146.0	7.2	152.4	7.5
	未利用地	92.5	4.5	50.3	2.5	59.2	2.9	56.0	2.7	33.3	1.6
	道路・鉄道・港湾等	472.9	23.3	492.4	24.2	488.9	24	487.8	23.9	485.9	23.9
	水面・河川・水路	77.3	3.8	76.2	3.7	65.9	3.2	64.1	3.1	63.2	3.1
小計	839.6	41.3	808.5	39.7	799.4	39.3	807.2	39.6	781.0	38.3	
合計	2,033.9	100.0	2,033.9	100.0	2,033.9	100.0	2,037.0	100.0	2,037.0	100.0	

出典：「港区の土地利用」（令和5年 港区）を基に作成

(5) 交通（道路、JR、地下鉄、バス）

① 自動車交通量

○区内及び周辺地域の12時間交通量は、平成22（2010）年度から平成27（2015）年度にかけて高速道路、一般道路ともに、一部に数%増加している地点があるものの、総じて減少しています。



図 港区及び周辺部の12時間交通量の推移（2010/2015《令和3/平成27》年比）

出典：「道路交通センサス一般交通量調査」（各年 国土交通省）を基に作成

③ バス

- 区内のバス路線については、都営バス 21 路線、東急バス 1 路線、コミュニティバス「ちいばす」 8 路線、台場シャトルバス「お台場レインボーバス」が運行されています。
- 都営バス 21 路線については、令和 5（2023）年度の利用者数が合計約 3,437 万人となっています。
- コミュニティバス「ちいばす」については、令和元（2019）年度までの直近 5 年間の利用者数は約 390～400 万人を推移していましたが、令和 2（2020）年度には約 2/3 の約 262 万人にまで減少しました。その後、令和 6 年には約 396 万人まで利用者が増加し、大幅に利用者が減少する前とほぼ同じ水準まで回復しています。
- 台場シャトルバス「お台場レインボーバス」は、平成 24（2012）年 2 月の運行開始後、利用者数は増加傾向にありましたが、令和 2 年度には前年の約 6 割に減少しました。その後は順調に回復し、令和 6（2024）年度の利用者数は、約 84 万人となっています。

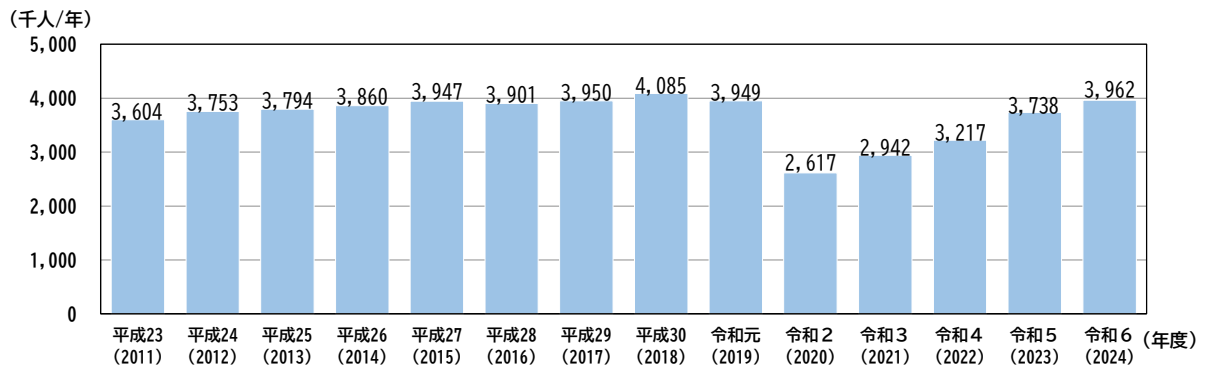


図 コミュニティバス「ちいばす」利用者数

出典：港区行政資料集 令和 7 年度版

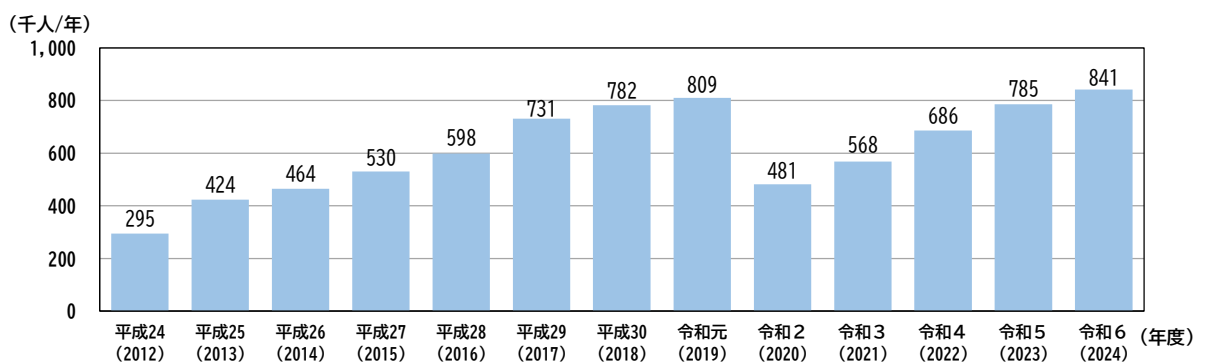


図 お台場レインボーバス利用者数

出典：港区行政資料集 令和 7 年度版

(6) 産業構造（産業分類、従業員数）

- 「令和6年経済センサス-基礎調査」に基づく区内の事業所数は 43,058 事業所であり、卸売業・小売業、学術研究・専門・技術サービス業、情報通信業が高い割合を占めています。
- 従業員数は 1,260,872 人で、情報通信業、卸売業・小売業、サービス業（他に分類されないもの）が高い割合を占めています。

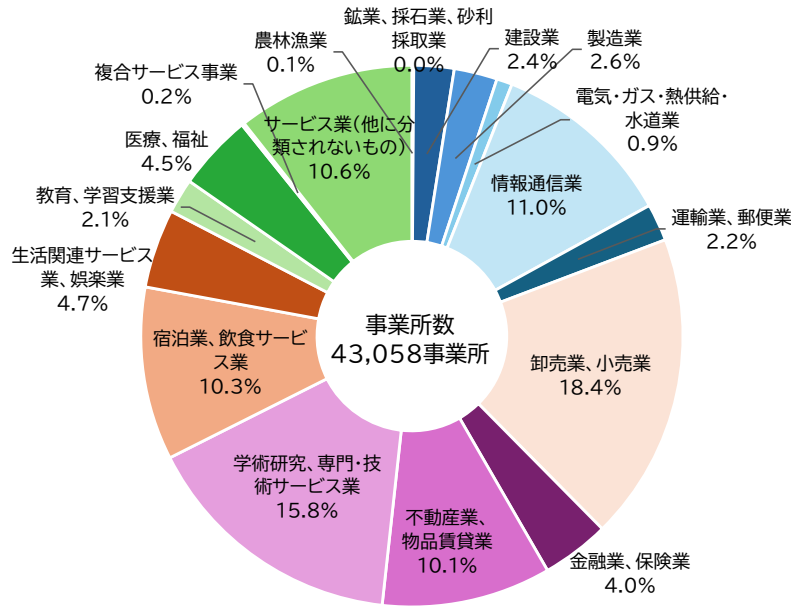


図 産業分類別事業所数の割合

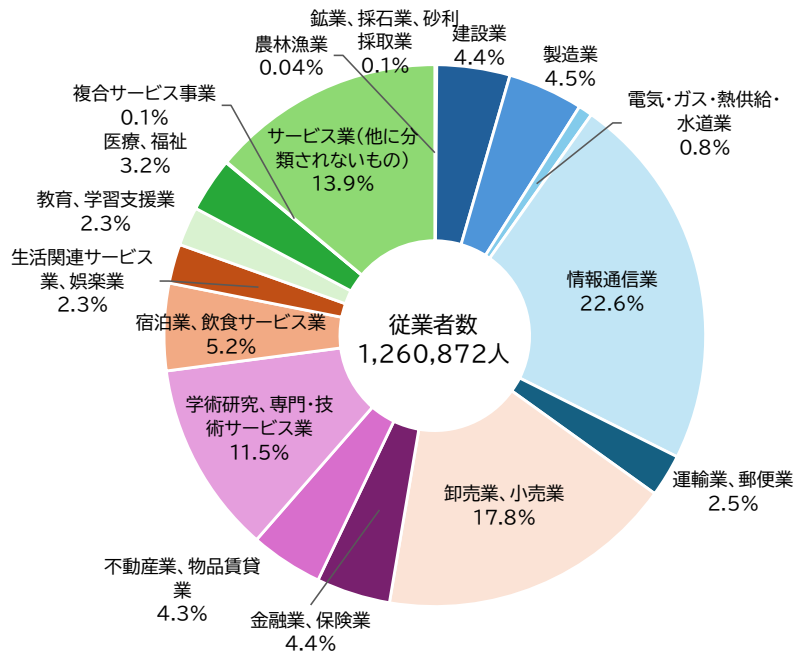


図 産業分類別従業員数の割合

出典：「令和6年経済センサス-基礎調査」（総務省統計局）を基に作成

2-2 区的环境施策を取り巻く動向

(1) 国際社会（COP、IPCC、パリ協定、SDGs等）の動向

①気候変動対策に関連する動向

ア COPに関連する動向

○令和3（2021）年10～11月に開催された国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）では、「グラスゴー気候合意」が承認・受託、公表されました。

【グラスゴー気候合意の主な内容】

- ◆最新の科学的知見に依拠しつつ、パリ協定に定められた1.5℃に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求める。
- ◆排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の通減（フェーズダウン）及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズアウトを含む努力を加速する。
- ◆先進国に対して、2025年までに途上国の適応支援のための資金を2019年比で最低2倍にする。
- ◆パリ協定第6条に基づく市場メカニズムの実施指針が交渉の結果、合意され、パリルールブックが完成した。
- ◆産業、土地利用、エネルギー、資金、海運等々の部門において、有志国や関係者が実施約束（プレッジ）をしてさらなる排出削減を加速させる、一種の協調行動を促すプログラムが盛り込まれた。 等

○パリ協定に関連する動向としては、バイデン大統領が就任した令和3（2021）年2月にアメリカの正式復帰を決定したものの、令和7年（2025）年にトランプ大統領が就任したことに伴い、2度目のパリ協定の離脱が表明されました。

○令和5（2023）年11～12月に開催された国連気候変動枠組み条約第28回締約国会議（COP28）では、パリ協定で掲げられた目標達成に向けて、世界全体の進捗状況を評価する「グローバル・ストックテイク（GST）」の第一回目が実施され、1.5℃目標を達成するために、2025年までにGHG排出をピークアウトさせ、2030年までに43%、2035年までに60%を排出削減する必要性が認識されました。

イ IPCCに関連する動向

○気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5℃特別報告書」において、「気温上昇を約1.5℃に抑えるためには、2030年までに2010年比で世界全体のCO₂排出量を約45%削減することが必要」という知見が示されています。

- 令和3（2021）年8月に第6次評価報告書（AR6）の第I作業部会報告書（WG1）が公表され、気候変動の原因について「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と初めて明記されました。また、世界を46の地域に分けて分析が行われ、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることなどが記載されています。
- 令和4（2022）年2月には第6次評価報告書の第II作業部会報告書（WG2）が公表され、「人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている。」と記載され、人間が引き起こしている気候変動の影響について言及がされました。
- 令和4（2022）年4月には第6次評価報告書の第III作業部会報告書（WG3）が公表され、「COP26より前に発表された国が決定する貢献（NDCs）の実施に関連する2030年の世界全体の温室効果ガス排出量では、21世紀中に温暖化が1.5℃を超える可能性が高い見込みである」ことや、「オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5℃に抑える経路や2℃に抑える経路では、世界の温室効果ガスの排出量は、2020年から遅くとも2025年以前にピークに達すると予測される」ことなどが記載されました。

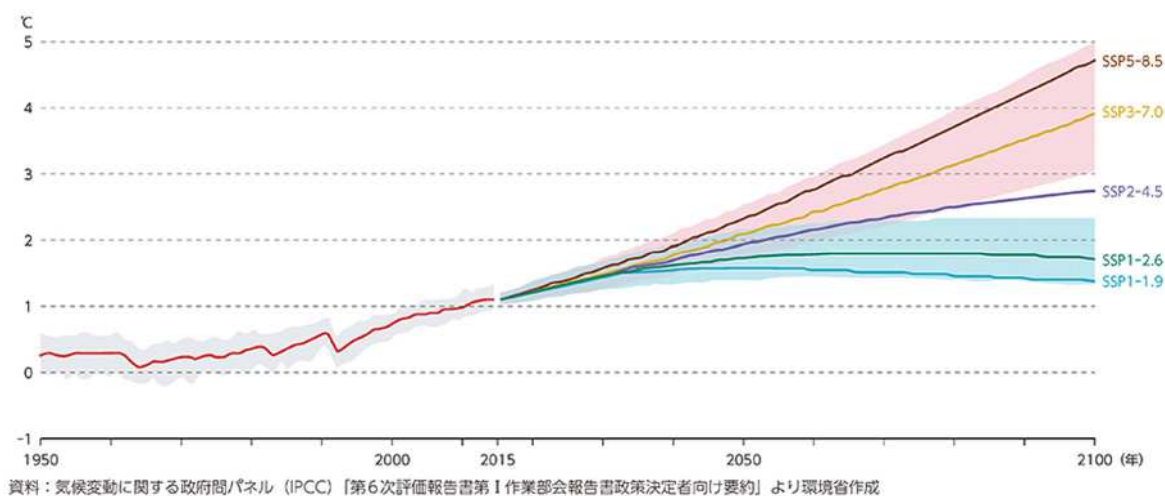


図 1850年から1900年を基準とした世界平均気温の変化

出典：「令和4年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

- 令和5（2023）年3月には3つの作業部会報告書の成果をまとめた最終評価文書となる第6次評価報告書の統合報告書が公表され、「温暖化を1.5℃又は2℃に抑えるには、この10年間に全ての部門において急速かつ大幅で、ほとんどの場合即時の温室効果ガスの排出削減が必要である」こと、「この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ」ことが記載されています。

②資源循環 ～循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行～

- 近年、海洋プラスチックやマイクロプラスチックが、生態系に与える影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっております。
- 世界の海の中の海洋プラスチックの量は1億5000万t、更に毎年800万t以上が新たに海に流れ出ると推測されており、2050年には魚の量を超えと言われております。実際に、区内のお台場海浜公園の浜辺にもたくさんのマイクロプラスチックが漂着しています。
- 平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では「2025年までにあらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減すること」がSDGsの2のターゲットとして掲げられるとともに、G7やG20においても海洋ごみが議題とされました。平成29（2017）年G20ハンブルク・サミットでは「海洋ごみに対するG20行動計画3」が合意されました。また、UNEP、ASEAN、TEMM等で海洋ごみについて議論され、国際連携・協力の必要性の認識が高まりました。
- 国はG20に向けて、海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議において、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指した具体的な取組である「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定しました。
- 令和元（2019）年6月には、G20大阪サミットにて共有された、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、安倍総理（当時）は途上国への廃棄物管理に関する能力構築や、インフラ整備等の支援を表明し、廃棄物管理、海洋ごみの回収、イノベーション、能力強化に焦点を当て、「マリーン・イニシアチブ」を立ち上げました。更に、世界において2025年までに廃棄物管理人材を10,000人育成することを約束しました。
- 令和4（2022）年から、海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある国際文書（条約）について議論が始まり、条約締結に向けた作業が進められています。

③生物多様性に関する動向

- 社会全体を支える生態系サービスは過去50年間で劣化が進んでおり、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」に向けた行動が急務であるとされています。
- 令和4（2022）年12月に、カナダのモントリオールにおいて国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）が開催され、愛知目標の後継となる、令和2（2020）年以降の生物多様性に関する世界目標となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。
- 同枠組では、生物多様性の観点から2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化等の目標が採択されました。

(昆明・モンテリオール生物多様性枠組の主な内容)

- ・ 2050年ビジョン「自然と共生する世界」(愛知目標と共通内容)
- ・ 2030年ミッション「生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め反転させ回復軌道に乗せるための緊急な行動をとる」
- ・ 2050年ゴール(ゴールA、B、C、D)及び2030年ターゲット(ターゲット1～23)

※主なターゲットの概要

- (ターゲット3) 2030年までに陸と海のそれぞれ30%以上を保護・保全(30by30)
- (ターゲット4) 2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減
- (ターゲット8) 自然を活用した解決策等を通じた気候変動の生物多様性への影響の最小化
- (ターゲット15) ビジネスによる影響評価・情報公開の促進
- ・ 新枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組みに関する記載

出典：外務省 HP (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page22_003988.html)

(2) 国(法令、計画、方針)

①第六次環境基本計画の策定

- 第六次環境基本計画が令和6(2024)年5月に閣議決定され、最上位の目的として、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現が掲げられました。
- 第六次環境基本計画では環境収容力を守り環境の質を向上させることで、経済社会の成長・発展を可能にする持続可能な社会「循環共生型社会」(環境・生命文明社会)の構築を目指し、その基盤として自然資本(環境)の維持・回復・充実や、無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化等が示されました。

②気候変動対策に関する動向

- IPCC「1.5℃特別報告書」の公表などを機に、気候変動の深刻化、温室効果ガス排出削減に向けた一層の努力の必要性に対する認識が広まる中、令和2(2020)年10月に当時の内閣総理大臣が所信表明演説において「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」とすることを宣言しました。
- これを受け、令和3(2021)年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として法に位置付けられました。
- さらに、令和3(2021)年10月には国の地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、気候変動適応計画について、それぞれ新たな計画が閣議決定されました。温室効果ガスの削減については、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことが新たな目標に掲げられました。また、エネルギー基本計画(第6次)においては、2030年度の電源構成に

関し、再生可能エネルギーの割合を、従前の計画（第5次）で示していた22～24%から36～38%に引き上げることとしています。

- 令和6（2024）年6月には国の「地球温暖化対策推進法」が改正され、「二国間クレジット制度（JCM）」の実施体制の強化や、「地域脱炭素化促進事業制度の拡充」などが示されました。
- 令和7（2025）年2月には「地球温暖化対策計画」が改定され、温室効果ガスの排出を2013年度対比で2035年度は60%削減、2040年度は73%削減する目標が掲げられました。

②GXに関する動向

- GXは、気候変動の主な要因である温室効果ガスの排出量を削減しようという世界の流れを経済成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力向上の両立を目指す取組です。
- 令和4（2022）年2月1日 経済産業省 産業技術環境局より、2050年カーボンニュートラル目標を実現しつつ、世界全体のカーボンニュートラル実現にも貢献しながらもGXに積極的に取り組む「企業群」が、GXに向けた挑戦者と一体となって議論や実践を行う場となる「GXリーグ」が設立されています。
- 令和5（2023）年5月には、GXを通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX推進法）が成立しました。
- 令和5（2023）年7月には、中小企業や住宅の省エネ強化、再エネの主力電源化に向けた次世代太陽電池（ペロブスカイト）や浮体式洋上風力の社会実装化、カーボンリサイクル燃料（メタネーション、SAF、合成燃料等）等の研究開発等の取組の推進と「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現を目指す「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX推進戦略）が閣議決定され、令和7（2025）年2月には「GX2040ビジョン」として改訂されています。

③循環型社会に関する動向

- 令和6（2024）年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。この計画では、「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」など5つの柱が重点分野に位置づけられています。
- プラスチックについては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）が令和4（2022）年4月に施行され、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の仕組みが整備されました。令和7（2025）年3月までに、31自治体が再商品化計画の認定を受け、プラスチックごみの再商品化を行っています。

④生物多様性に関する動向

- 30by30の達成を目指すため、環境省は令和5年度より、民間企業・自治体・NPO・個人などにより生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する取組を開始しました。
- 令和5（2023）年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が公表され、2030年に向けた目標に「『ネイチャーポジティブ（自然再興）』の実現」が掲げられています。また、生態系の健全性の回復、自然を活用した社会課題の解決（NbS：Nature-based Solutions）、ネイチャーポジティブ経済の実現、生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動などの戦略も示されています。



図 生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要

出典：生物多様性国家戦略 2023-2030

- このネイチャーポジティブの実現に向け、令和7（2025）年4月には企業や自治体等による地域における生物多様性の増進（生物多様性の維持・回復・創出）の活動を促進する「地域生物多様性増進法」が施行されました。

(3) 東京都（条例、施策、計画）

①東京都環境基本計画 2022

- 東京都は、令和4（2022）年9月に新たな環境基本計画を策定しました。
- 新たな計画では、2050年のあるべき姿の実現に向けて、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、具体的な目標と施策のあり方を示しており、「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る3つの戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組を戦略0とする「3+1の戦略」を掲げています。



図 東京都環境基本計画 2022 が掲げる目指す都市の姿を主な2030年目標

出典：東京都環境基本計画 2022 概要版



図 脱炭素化に関連する2030年目標

出典：東京都環境基本計画2022概要版

○特に喫緊の課題となっている気候変動、エネルギーの分野については、令和4（2022）年2月に公表された「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速 Fast forward to “Carbon Half”」が掲げる、2030年までに温室効果ガス排出量50%削減（2000年比）を継承し、部門別のエネルギー起源CO₂の削減目標として、産業・業務部門約50%程度、家庭部門約45%程度、運輸部門約65%程度（いずれも2000年比）を示しています。

②ゼロエミッション東京戦略

- 東京都は令和元（2019）年5月に、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。
- この宣言の実現に向け、令和元年（2019）12月に、ビジョンと具体的取組、ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。
- 令和7（2025）年には「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定し、2050年ゼロエミッション東京の実現に向け、温室効果ガス排出量を2000年度比で50%削減することを目標に掲げました。
- 「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」では、2035年までに温室効果ガス排出量を2000年比で60%以上削減する新たな目標と、その達成に向けた10の政策と8の重点プロジェクトが示されました。

政策1 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化	重点1 次世代型ソーラーセルの普及拡大
政策2 ゼロエミッションビルの拡大	重点2 浮体式洋上風力の導入
政策3 ゼロエミッションモビリティの推進	重点3 既存住宅断熱倍増
政策4 水素エネルギーの普及拡大	重点4 身近な場所でいつでも充電できるZEV充電インフラを構築
政策5 サークュラーエコノミーへの移行 (持続可能な資源利用・プラスチック対策・食品ロス対策の推進)	重点5 全国と力を合わせ広げるグリーン水素利活用の輪
政策6 フロン対策	重点6 太陽光パネルのリサイクルによる、資源循環の推進
政策7 気候変動適応策の推進	重点7 より暑くなる将来への備え。暑さに適応する都市・東京を目指して
政策8 都庁の率先行動	重点8 脱炭素社会をけん引する次世代人材を育成
政策9 あらゆる主体との連携	
政策10 ゼロエミッション東京の実現を支える基盤づくり(ファイナンス等)	

図 「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」で掲げられた
10の政策と8の重点プロジェクト

出典：ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ

③都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）改正

- 東京都は、エネルギーの大消費地・東京の責務として、経済、健康、レジリエンスの確保を見据え、2030年カーボンハーフの実現に向け、脱炭素社会の基盤を早期に確立することが急務であるとし、令和4（2022）年12月に東京都環境確保条例を改正しました。
- 脱炭素社会の実現に向けた実効性ある取組の強化を図るため、住宅等の一定の中小新築建物に係る環境性能の確保を求める制度が新設されたほか、建築物環境計画書制度、地域エネルギー有効利用計画制度及びエネルギー環境計画書制度に関する制度が強化されました。
- 令和7（2025）年4月には、「建築物環境報告書制度」が強化され、中小規模新築建物に対する断熱・省エネ性能設備の整備義務、太陽光発電等再エネ設備の整備義務等の制度化が進められました。

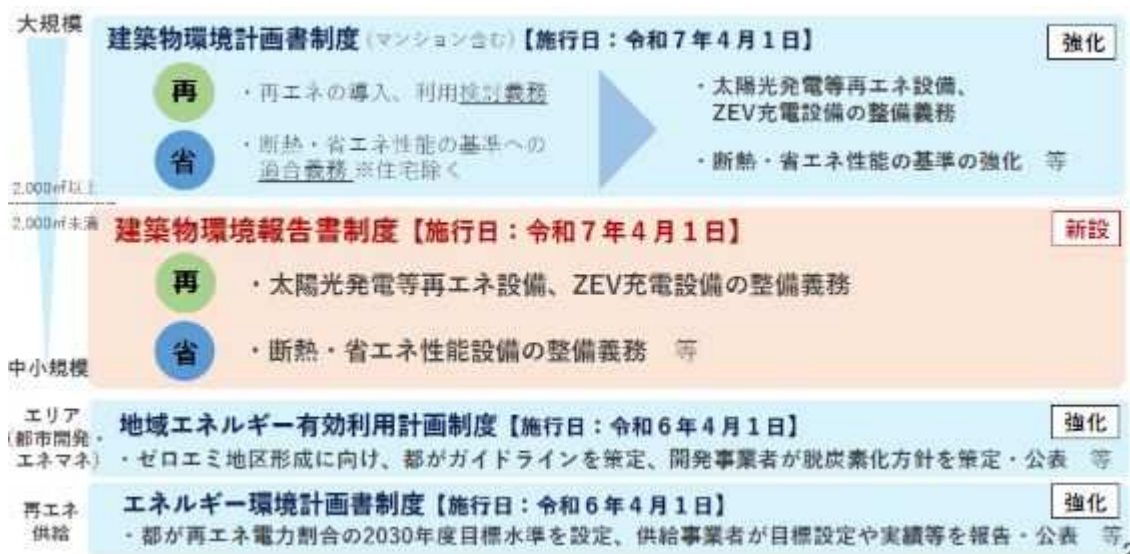


図 東京都環境確保条例改正の概要

出典：「カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正について」

④東京都生物多様性地域戦略の改定

- 令和5（2023）年4月に策定された「東京都生物多様性地域戦略」では、基本理念として「自然に対して畏敬（いけい）の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す」ことが掲げられ、「東京の持続可能な発展のためには、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けられるようにしていく必要がある」ことが示されました。
- その上で、2030年目標を「生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現」とし、次の3つの基本戦略のもと、各戦略の行動目標と10の行動方針が示されています。

- I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ
- II 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす
- III 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる



図 東京都生物多様性地域戦略における基本戦略ごとの行動目標と行動方針

出典：東京都生物多様性地域戦略【概要版】

(4) 区的环境に関する将来計画等（開発事業、まちづくりに関する動向等）

○区内では、土地の高度利用と公共施設の整備を行い、都市機能の更新を図ることを目的とした再開発事業が活発に行われています。

○令和7年12月現在、15件の第一種市街地再開発事業が進行しており、住宅、業務系用途の床面積の増加が見込まれます。

表 区内で進行している第一種市街地再開発事業

	所在地	区域面積	延べ面積	主な用途	備考
虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業	虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目地内	約 2.9ha	約 266,100 m ²	病院、事務所、店舗、駐車場	令和6年度業務棟工事完了
虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業	虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各地内	約 8.1ha	約 861,580 m ² (7街区合計)	住宅、事務所、店舗、ホテル、インターナショナルスクール、寺院、駐車場等	令和7年度工事完了予定
三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業	港区三田三丁目及び三田四丁目各地内	約 4.0ha	約 228,810 m ² (3街区合計)	住宅、事務所、文化・交流施設、商業・生活支援施設、駐車場	令和7年度工事完了予定
浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業	浜松町二丁目地内	約 0.7ha	約 74,860 m ²	住宅、事務所、公益施設、店舗、駐車場、地下鉄施設	令和9年度工事完了予定
虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内	約 2.2ha	約 253,210 m ² (3街区合計)	事務所、店舗、住宅、ホテル、駐車場等	令和6年度工事完了
西麻布三丁目北東地区第一種市街地再開発事業	西麻布三丁目及び六本木六丁目各地内	約 1.6ha	約 99,670 m ² (4街区合計)	事務所、店舗、住宅、ホテル、寺社、駐車場等	令和9年度工事完了予定
三田小山町西地区第一種市街地再開発事業	三田一丁目地内	約 2.5ha	約 177,640 m ² (2街区合計)	住宅、事務所、店舗、保育園、駐車場等	令和10年度工事完了予定
白金一丁目西部中地区第一種市街地再開発事業	白金一丁目地内	約 1.6ha	約 99,716 m ² (2街区合計)	住宅、店舗、子育て支援施設、工場、駐車場等	令和10年度工事完了予定
赤坂七丁目2番地区第一種市街地再開発事業	赤坂七丁目地内	約 1.2ha	約 90,250 m ²	住宅、事務所、店舗、その他 (生活利便施設)	令和9年度工事完了予定
虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業	虎ノ門一丁目地内	約 1.1ha	約 120,700 m ²	事務所、住宅、店舗、駐車場等	令和8年度工事完了予定
愛宕地区第一種市街地再開発事業	愛宕一丁目の一部	約 0.6ha	約 55,950 m ² (2街区合計)	住宅、事務所、店舗、寺院	令和13年度工事完了予定
神宮外苑地区第一種市街地再開発事業	港区北青山一丁目及び北青	約 17.5ha	約 565,000 m ² (全施設合計)	ラグビー場、野球場、店舗、事務所、宿泊施	令和20年度工事完了予定

	山二丁目各地内 ※新宿区霞ヶ丘町も含む			設、文化交流施設、駐車場等	
北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業	北青山三丁目の一部	約 2.9 ha	約 181,500 m ² (2街区合計)	事務所、店舗、宿泊施設、公共公益施設等	令和 11 年度工事完了予定
高輪三丁目品川駅前地区第一種市街地再開発事業	東京都港区高輪三丁目地内	約 2.2 ha	約 187,070 m ² (2街区合計)	事務所、店舗、住宅、MICE、産業支援施設、集会場（地域交流施設）	令和 10 年度工事完了予定
三田五丁目西地区第一種市街地再開発事業	東京都港区三田五丁目の一部、白金一丁目の一部	約 1.3 ha	約 82,500 m ²	住宅、事務所、店舗、工場	令和 12 年度工事完了予定

2-3 各分野の現状

(1) 地球環境

① 温室効果ガス及び二酸化炭素排出量

- オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料による最新の公表値である、令和 4（2022）年度の区内の温室効果ガス排出量は、3,677 千 t-CO₂eq です。温室効果ガス排出量は 23 区で最も多く、23 区全体の排出量（43,489 千 t-CO₂eq）の約 8.5%を占めています。
- 区内の温室効果ガス排出量の 87.9%を二酸化炭素が占めており、排出量は 3,230 千 t-CO₂です。
- 部門別内訳をみると、業務部門（2,205 千 t-CO₂）の排出量が最も多く、全体の 68.2%を占めており、家庭部門（459 千 t-CO₂（14.2%））、運輸部門（431 千 t-CO₂（13.3%））、がこれに続いています。
- 二酸化炭素排出量は、特に平成 15（2003）年度、平成 19（2007）年度、平成 24（2012）年度に大きく増加しています。これは、原子力発電所の稼働状況の影響により、この時期に電力の二酸化炭素排出係数が大きくなったことが原因です。

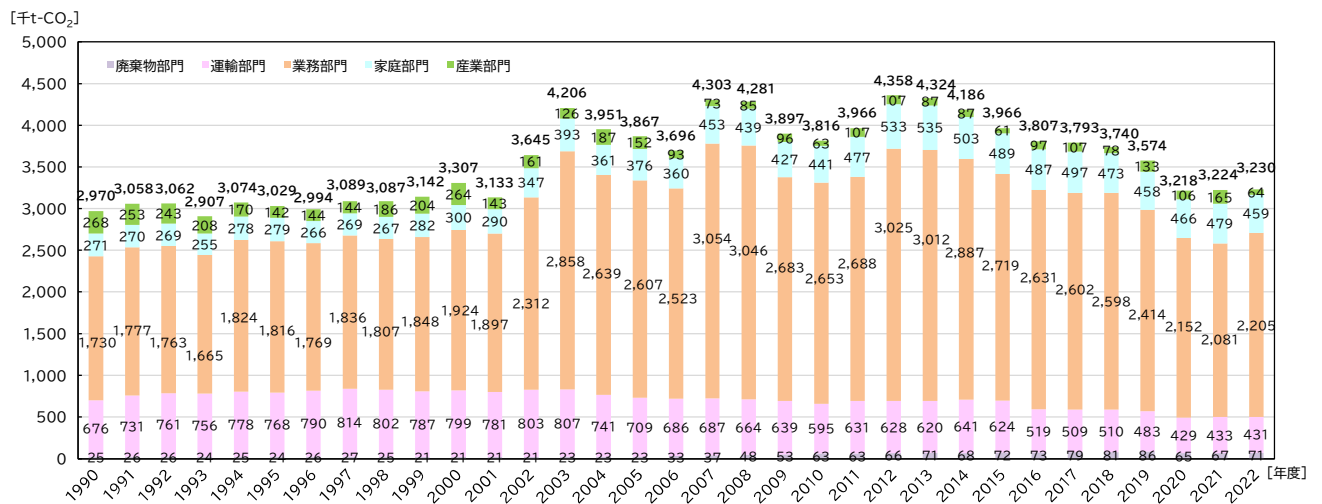


図 港区内の部門別温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料を基に作成

② エネルギー消費量

○区内のエネルギー消費量は、平成16（2004）年度をピークとして数年間横ばいの状態が続いた後、リーマンショックが起きた平成20（2008）年度から減少に転じました。

○東日本大震災（平成23年3月11日）以降、さらに減少が続き、令和4（2022）年度のエネルギー消費量は35,462TJとなっています。

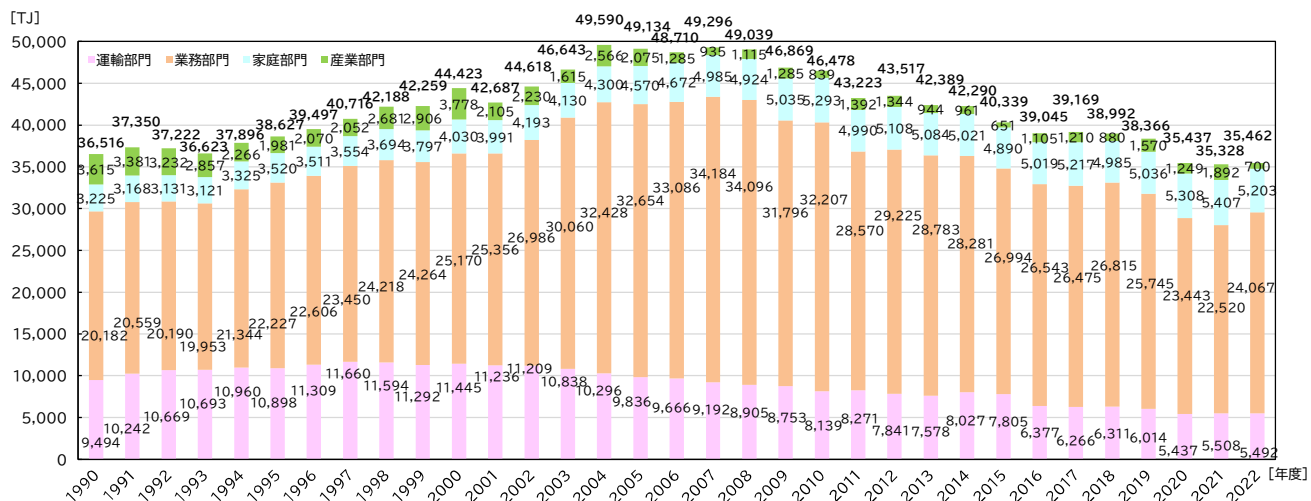


図 港区内の部門別エネルギー消費量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料を基に作成

③ 港区・23区・国との比較

○令和4（2022）年度の港区、23区、国の二酸化炭素排出量を見ると、国全体では産業部門の排出量が占める割合が最も高いのに対し、港区、23区では業務部門の占める割合が高くなっています。

○特に港区については、業務部門の占める割合が68.2%と高くなっています。

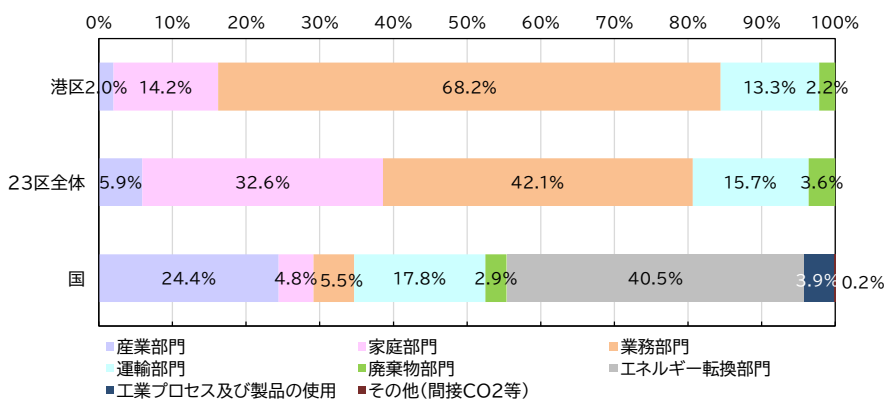


図 港区・23区・国における二酸化炭素排出量の部門別割合

出典：〔港区・23区〕オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料、〔国〕環境省報道発表資料「2022年度の温室効果ガス排出量・吸収量」を基に作成

④ 民生部門（家庭、業務）に関連する動向

- ここでは、家庭部門、業務部門について、二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の原単位（世帯当たり、延床面積当たり）の推移について整理します（※各部門の排出量に関連する社会的条件については、「2-1 区の概況」の（3）人口動態、（4）土地利用面積、（6）産業構造 参照）。
- 家庭部門については、世帯当たりエネルギー消費量は増減を繰り返しながらも緩やかな減少傾向がみられ、二酸化炭素排出量は減少傾向がみられています。
- 業務部門については、延床面積当たりの二酸化炭素排出量、エネルギー消費量とも減少傾向にありましたが、令和4（2022）年度は増加しています。

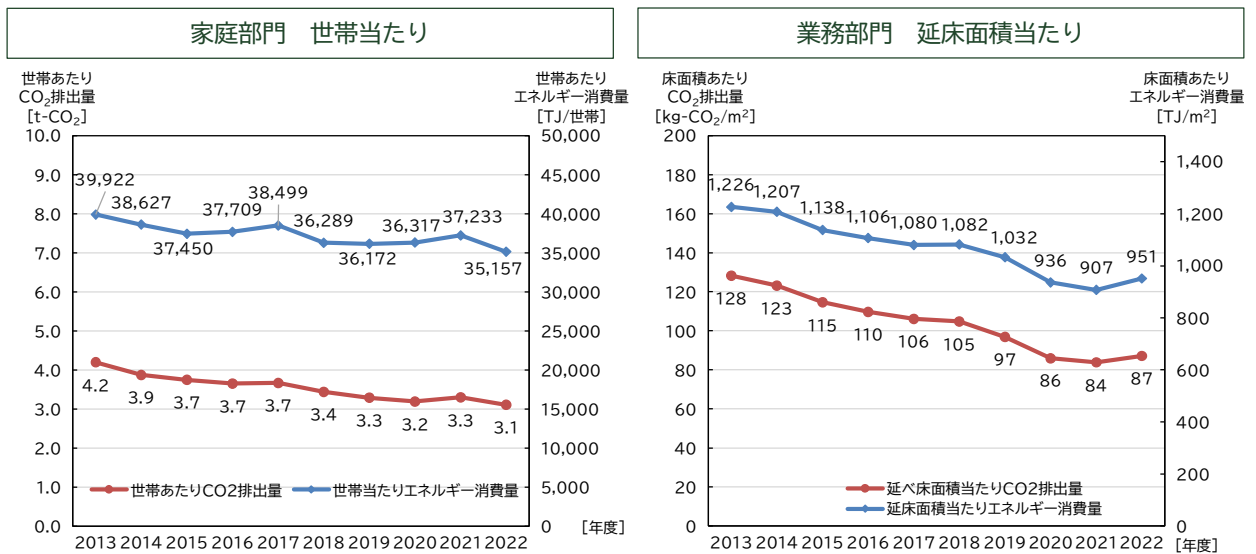


図 家庭部門の世帯当たりの推移

図 業務部門の延床面積当たりの推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料を基に作成

⑤ 産業部門に関連する動向

- 産業部門（鉱業・建設業・製造業）の区内事業所数は、令和6（2024）年度において、2,154 事業所であり、全体の5.0%を占めています。
- 製造品出荷額等は、令和5（2023）年において約721 億円となっています。
- 産業部門の事業所数は減少傾向がみられます。

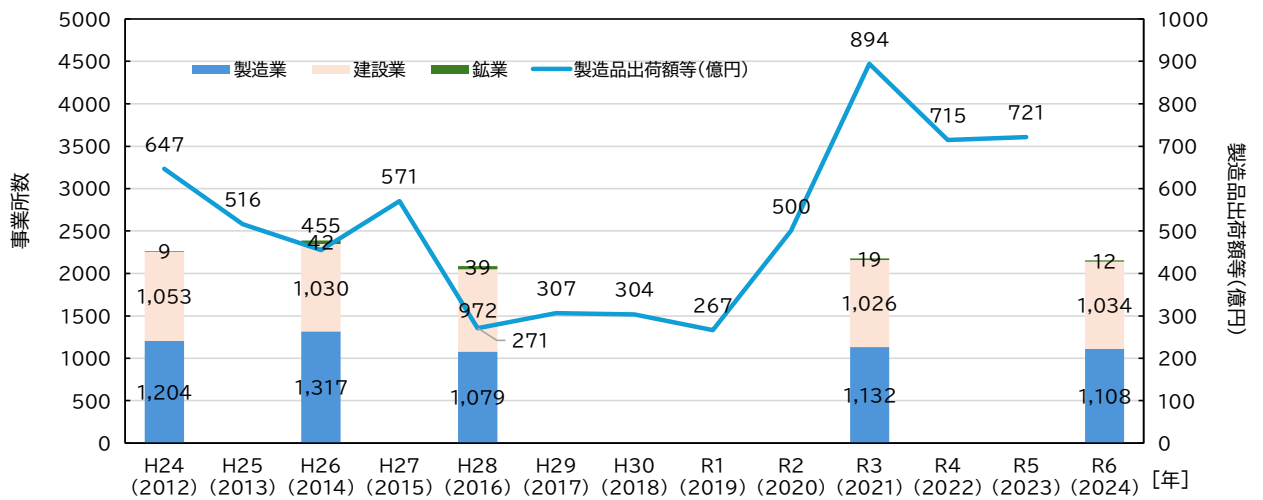


図 産業部門事業所数及び製造品出荷額等の推移

出典：〔事業所数〕「経済センサス基礎調査」、「経済センサス活動調査」
〔製造品出荷額等〕東京都「東京の工業」、「経済構造実態調査」を基に作成

⑥ 運輸部門に関連する動向

ア 自動車保有台数

○区内の自動車保有台数は、令和5（2023）年度末時点で、登録自動車、課税登録自動車（軽自動車）を合わせて84,424台です。このうち8割以上（69,806台）を乗用車（登録自動車）が占めています。

○乗用車（登録自動車）の台数は、平成26（2014）年度以降増加傾向にあり、この10年間で6,745台増えています。一方、貨物車については、減少傾向がみられています。

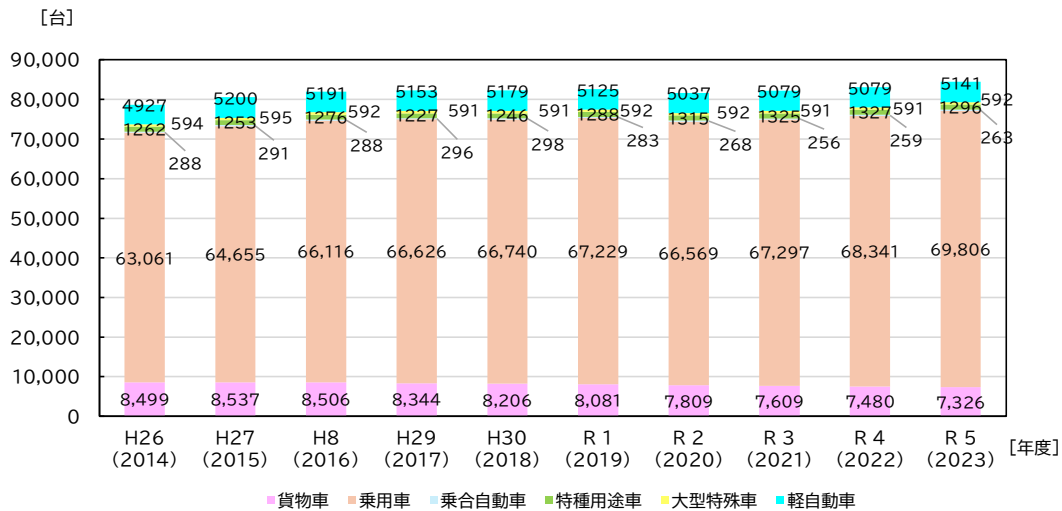


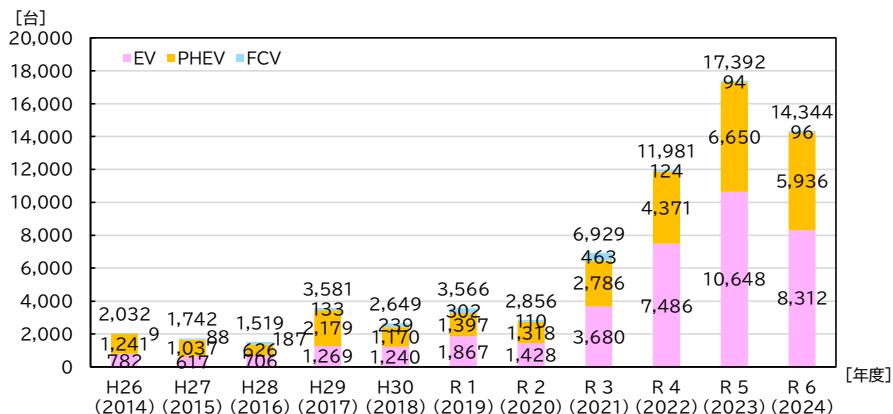
図 港区内の自動車保有台数の推移

出典：東京都統計年鑑（2014～2023年度、東京都）
※軽自動車については、課税登録台数

イ 次世代自動車の普及状況

○令和3年度以降、次世代自動車の件数は急増し、令和6（2021）年度の東京都におけるEV（電気自動車）、PHEV（プラグインハイブリッド車）、FCV（燃料電池車）の補助金交付台数は、令和5（2023）年度より減少したものの、10年前の約7倍、14,344台となっています。

表 東京都の次世代自動車補助金交付台数



出典：一般社団法人次世代自動車振興センター

ウ 自転車シェアリング

- 国内での自転車シェアリングの導入状況を見ると、令和5（2023）年3月末時点で、349都市、22,188箇所のポートが配置されています。
- 区では、放置自転車対策、環境負荷の低減、区民の利便性の向上、地域内の回遊性を高め、観光振興や商店街振興など関連する施策の推進等を目的とし、港区自転車シェアリングの導入に向け、平成26（2014）年度に実証実験を開始しました。
- 平成28（2016）年2月からは近隣区との広域相互利用を開始し、令和7（2025）年12月時点で15区（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、世田谷区、杉並区、練馬区、墨田区、台東区）が参加しています。
- 区内には、令和5（2023）年度末時点で、171箇所のポートに1,710台の自転車が配置され、利用回数は延べ281万回に上っています。



図 国内の自転車シェアリングポート設置数の推移

出典：「国土交通省資料 シェアサイクルに関する動向（令和7年2月）」

表 区内の自転車シェアリングの動向

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ポート数	102	116	130	147	156	171
自転車保有台数	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710
会員登録者数	90,801	122,567	151,893	182,922	210,998	238,994
利用回数	1,668,285	2,078,986	2,120,594	2,395,297	2,548,687	2,819,970

出典：「港区行政資料集 令和3年度（2021年度）版、平成6年度（2024年度）版」

エ カーシェアリング

- カーシェアリングは、1台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車利用サービスで、自動車保有に伴う所有者の費用負担や手間を軽減するだけでなく、自動車保有台数の削減、自動車走行距離の削減、環境にやさしい移動手段へのシフト、駐車スペースの削減など、自動車による様々な環境負荷を低減する効果があることが報告されています。
- 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団によると、令和6（2024）年3月時点で、全国のカーシェアリング車両ステーション数は26,795箇所であり、前年比で約4,000箇所増加しています。また、令和6（2024）年3月時点での貸渡車両数は67,199両、会員数は4,695,761人であり、車両数、会員数ともに増加傾向にあります。
- 区内では、令和7（2025）年12月時点、7社が450箇所にステーションを設置しています。令和4（2022）年3月末に比べて約100箇所増加しています。

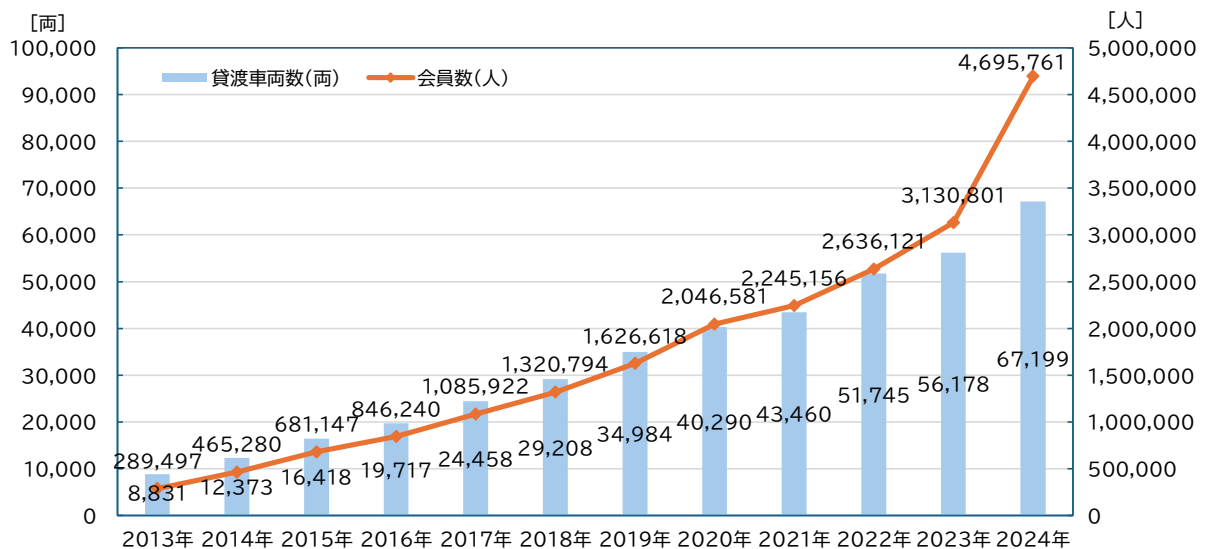


図 全国のカーシェアリングの車両台数・会員数の推移

出典：「わが国のカーシェアリング車両台数と会員数の推移」（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）を基に作成
 ※2014年までは1月調べ、2015年からは3月調べ

表 主要事業者の区内ステーション数

事業者名	平成25年 7月末現在	令和元年 10月1日現在	令和4年 3月末現在	令和7年 12月末現在
Times CAR SHARE（タイムズカーシェア）	75	152	192	301
三井のカーシェアーズ（旧カレコ）	26	88	78	79
オリックスカーシェア	45	77	63	64
ecoloca（エコロカ）	7	2	1	1
EARTH CAR（アース・カー）	8	3	2	2
Anyca ※2024年10月サービス終了	-	-	9	-
ホンダ エブリゴー	-	-	3	2
カリテコ	-	-	-	1
合計	161	322	348	450

出典：（株）ジェイティップス「カーシェアリング比較360°」を基に作成

⑦ 廃棄物部門に関連する動向

※廃棄物部門の排出量に関連する社会的条件については、「2-3 各分野の現状」の「(2) 循環型社会」の項参照

⑧ 電力排出係数の推移

※電力排出係数の推移については、「第4章 現行計画に関連する施策の点検・評価及び見込の検証」参照

⑨ 再生可能エネルギーに関する動向

ア 再生可能エネルギー資源等の地域資源の賦存状況

○環境省では、わが国の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として、2020年に再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)を開設しました。

○区内の再生可能エネルギーのポテンシャルは、太陽光建物系約363MW、地熱(低温バイナリ(53~120℃))0.062MW、地中熱約644万GJ、太陽熱約144万GJ、区のエネルギー消費量(6,262,836MWh/年)に対する電気の再生可能エネルギーのポテンシャルは約7.7%と推計されます。

○太陽光建物系の導入ポテンシャルは、その他建物(宿泊施設、商業施設等)のポテンシャルが半分以上を占めています。

表 港区の再生可能エネルギーの賦存量と導入ポテンシャル

大区分	中区分	賦存量	導入ポテンシャル	単位
太陽光	建物系	-	363.048	MW
	土地系	-	-	MW
	合計	-	363.048	MW
風力	陸上風力	206.700	-	MW
中小水力	河川部	-	-	MW
	農業用水路	-	-	MW
	合計	-	-	MW
地熱	合計	1.595	0.062	MW
再生可能エネルギー(電気)合計		208.295	363.110	MW
		398,535.854	482,646.574	MWh/年
地中熱		-	6,442,100.823	GJ/年
太陽熱		-	1,439,945.444	GJ/年
再生可能エネルギー(熱)合計		-	7,882,046.267	GJ/年
木質バイオマス	発生量(森林由来分)	0.000	-	千m ³ /年
	発熱量(発生量ベース)	0.000	-	GJ/年

出典：「再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーポス)]自治体再エネ情報カルテ(概要版)」(環境省)

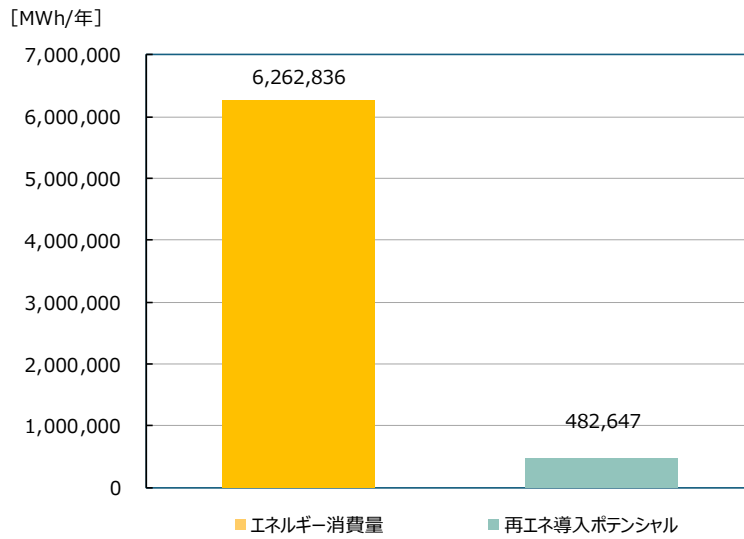


図 区域のエネルギー消費量及び再生可能エネルギー導入ポテンシャルの比較（電気）

出典：環境省「自治体排出量カルテ」に基づき作成

※エネルギー消費量は、「自治体排出量カルテ」（環境省）に基づく値。

表 太陽光建物系導入ポテンシャル

中区分	小区分	導入ポテンシャル	割合	単位
建物系	官公庁	11.074	3.1%	MW
		14,666.845		MWh/年
	病院	3.347	0.9%	MW
		4,432.582		MWh/年
	学校	17.696	4.9%	MW
		23,436.788		MWh/年
	戸建住宅等	67.104	18.5%	MW
		90,310.228		MWh/年
	集合住宅	49.537	13.6%	MW
		65,608.605		MWh/年
	工場・倉庫	7.542	2.1%	MW
		9,988.302		MWh/年
	その他建物	203.330	56.0%	MW
		269,297.230		MWh/年
	鉄道駅	3.418	0.9%	MW
		4,527.528		MWh/年
	合計	363.048	100.0%	MW
		482,268.107		MWh/年

出典：「再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーボス)] 自治体再エネ情報カルテ（太陽光詳細版）」（環境省）を元に作成

イ 再生可能エネルギー導入による二酸化炭素排出削減ポテンシャル

- 前項で整理した再生可能エネルギーのポテンシャルを基に、二酸化炭素の削減ポテンシャルを算出しました。
- 太陽光建物系、地熱（低温バイナリ）、太陽熱、地中熱利用の削減ポテンシャルの合計は、639,894t-CO₂と見込まれます。これは、令和4（2022）年度の区内の二酸化炭素排出量（3,230千t-CO₂）の約20%に相当します。

表 再生可能エネルギー導入による二酸化炭素排出削減ポテンシャル

	導入ポテンシャル [R4推計]		排出係数	削減ポテンシャル
	設備容量 (MW)	年間発電電力量 (MWh/年)	排出係数 (電力) (t-CO ₂ /kWh)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
太陽光建物系	363.048	482,268.107	0.000457	220,397
地熱 (低温バイナリ53~120°C)	0.062	378.467	0.000457	173
太陽熱	利用可能熱量 (GJ/年)		排出係数 (熱) (t-CO ₂ /GJ)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
	1,439,945.444		0.0532	76,605
地球熱利用 (ヒートポンプ)	利用可能熱量 (GJ/年)		排出係数 (熱) (t-CO ₂ /GJ)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
	6,442,100.823		0.0532	342,720
			合計	639,894

※排出係数は、以下の数値を用いています。

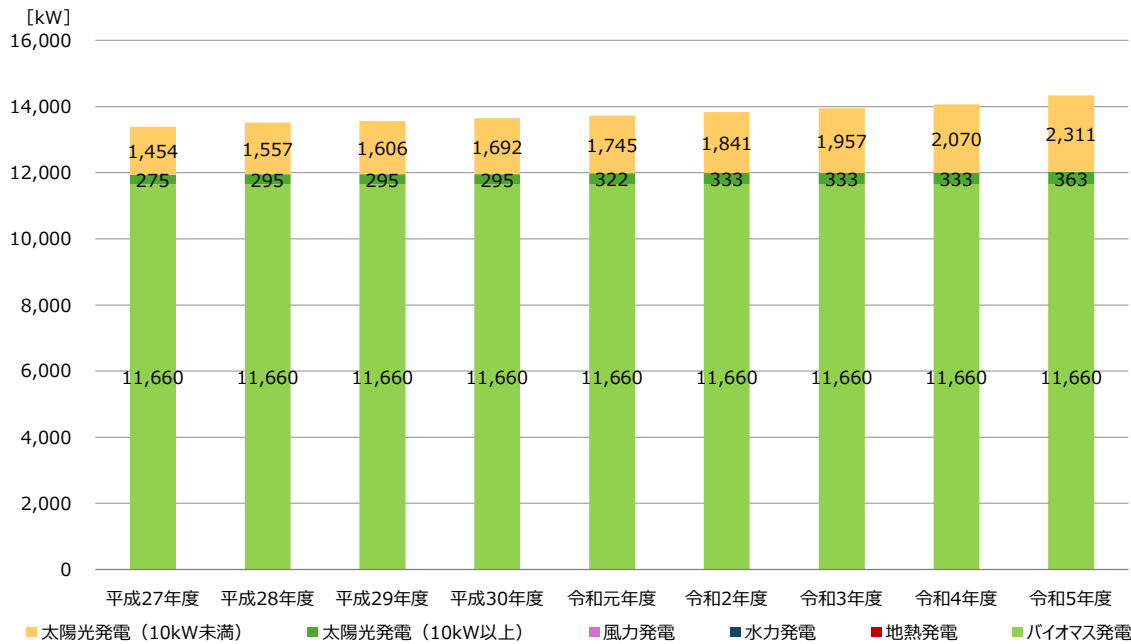
電力：東京電力エナジーパートナー(株)の令和4（2022）年度基礎排出係数

熱：温室効果ガス算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧のうち、他人から供給された熱の使用について環境大臣および経済産業大臣が公表する「産業以外の蒸気、温水及び冷水」の令和4（2022）年度の排出係数

※区内二酸化炭素排出量は、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」に基づく値です。

ウ 再生可能エネルギー設備の導入実態

- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法における再生可能エネルギー発電設備の導入件数、導入容量は、制度導入以降、全国的に急速に増加しています。
- 環境省が公表する「自治体排出量カルテ」によると、港区で導入されている再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法による再生可能エネルギー発電設備は、港清掃工場のバイオマス発電が大きな割合を占めています。令和7（2025）年に高輪ゲートウェイシティで、商業施設や飲食店などから出る食品廃棄物をリサイクルする施設が設置され、バイオマス発電の導入は増加する見込みです。
- 平成27（2015）年度から令和5（2023）年度までに住宅用太陽光発電（10kW未満）は、857kW（198件）導入されています。



※1 バイオマス発電の導入容量は、FIT制度公表情報のバイオマス発電設備（バイオマス比率考慮あり）の値

図 再生可能エネルギーの導入容量（FIT）累積の経年変化

出典：環境省「自治体排出量カルテ」

エ グリーンエネルギー証書

i) グリーンエネルギー証書の概要

- グリーンエネルギー認証は、風力、太陽光、バイオマスなどの環境負荷が小さい自然エネルギーの普及拡大による地球環境の保全、国民経済の健全な発展、国民生活の安定に寄与することを目的としています。
- 認証機関より認証を受けたグリーン電力（熱）相当量認証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力（熱）相当量証明書によってその付加価値が証明されます。事業者は自社に発電、熱生産施設を所有していなくても自主的な削減量に充てることができます。

ii) 全国の動向

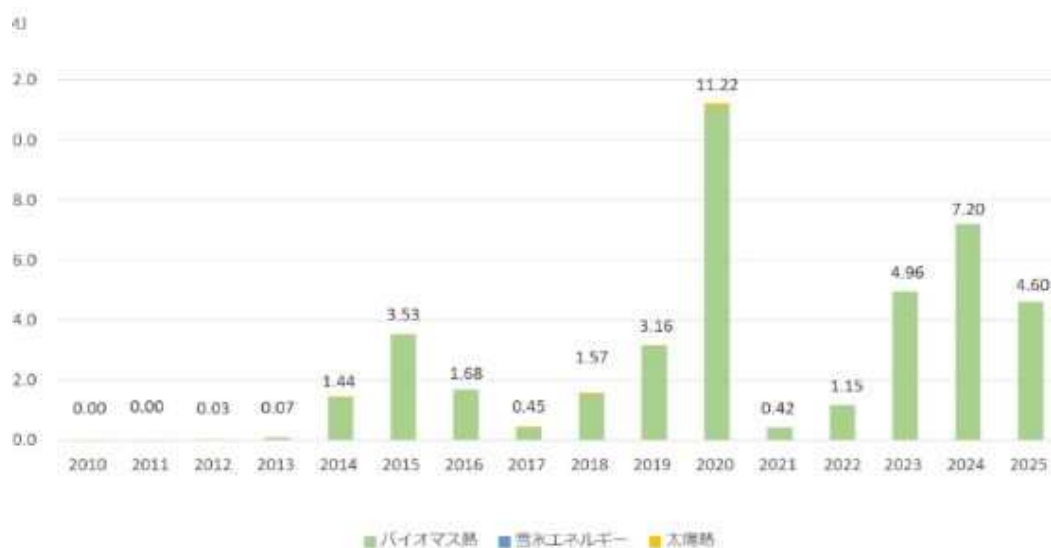
- 全国のグリーン電力証明書の発行状況は、平成 21（2009）年から令和元（2019）年までは、増減を繰り返しながら 1.7～3.8 億 kWh を推移していましたが、令和 2（2020）年度にはそれまでの約 2 倍に大幅に増加し、その後は 4～5 億 kWh で推移しています。
- 発電設備で見ると、平成 29（2017）年度までは水力発電が一定数購入されましたが、その年度を境に減少しています。菅総理によってゼロカーボン宣言が発表された令和 2（2020）年度には太陽光発電が大幅に増加しました。
- 全国のグリーン熱証明書の発行状況は、令和 2（2020）年度に急増し、翌年には激減しましたが、その後は増加傾向がみられています。



※2025年のデータは第一四半期のみ

図 グリーン電力証書発行状況・発電設備毎の推移

出典：「グリーン電力証書保有者一覧」(JQA)



※2025年のデータは第一四半期のみ

図 グリーン熱証書発行状況・発電設備毎の推移

出典：「グリーン熱証書保有者一覧」(JQA)

iii) 区内の購入事業者数

○令和6(2024)年度の区内のグリーン電力購入事業者数は142件、総量は3,657万kWとなっています。令和4(2022)、令和5(2023)年度と比較すると購入事業者数、発行量ともに減少しています。区内購入事業者が全国に占める割合は、6%後半から8%で推移していますが、発行量は、令和4(2022)、令和5(2023)年度と比較し、令和6(2024)年度は5ポイント以上減少しています。

○令和6(2024)年度の区内のグリーン熱の購入事業者数は24件、総量は2億5,463万MJとなっています。令和4(2022)年度、令和5(2023)年度と比較し、購入事業者数、総量ともに大きく増加し、全国に占める割合も大幅に増加しています。

表 区内購入事業者と全国のグリーン電力量の関係

発行年度	港区		港区が全国に占める割合		全国	
	購入事業者数	総量 (kW)	購入事業者数	総量 (kW)	購入事業者数	総量 (kW)
令和4 (2022) 年度	184	60,586,105	8.0%	14.0%	2,314	432,751,654
令和5 (2023) 年度	189	51,957,785	6.7%	13.2%	2,834	393,634,888
令和6 (2024) 年度	142	36,571,633	7.6%	8.3%	1,862	438,231,988

表 区内購入事業者と全国のグリーン熱量の関係

発行年度	港区		港区が全国に占める割合		全国	
	購入事業者数	総量 (MJ)	購入事業者数	総量 (MJ)	購入事業者数	総量 (MJ)
令和4 (2022) 年度	4	8,598,480	6.0%	7.4%	67	115,450,480
令和5 (2023) 年度	5	7,725,210	5.6%	1.6%	90	495,576,210
令和6 (2024) 年度	24	254,636,320	28.6%	35.4%	84	719,689,320

注) 1 港区の購入事業者とは区内に本社または支社がある企業・団体
 2 購入事業者数は同一事業者による複数回の購入を含む延べ数であり、実際の購入事業者の実数とは異なる。

オ J-クレジット制度

い) J-クレジット制度の概要

- J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。J-クレジット制度は、国内クレジット制度とオフセット・クレジット (J-VER) 制度が発展的に統合した制度で、国により運営されています。
- J-クレジット制度により創出されたクレジットは、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (省エネ法)」・「地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法)」の報告や経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成、カーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できます。

表 J-クレジットの主な活用方法

項目	概要	主な対象者
温対法・省エネ法の報告	・温対法では、調整後温室効果ガス排出量や、調整後排出係数の報告にJ-クレジットを利用できる。 ・省エネ法では、非化石エネルギーの使用量の報告にJ-クレジットを利用できる。	主に事業者 (特定排出者、エネルギー多消費事業者、特定事業者)
CDP・SBT・RE100	・再生可能エネルギー由来のJ-クレジットを使用し、企業の再エネ調達量として報告できる。例えば、CDPやSBTの排出量報告 (Scope2) やRE100の再エネ電力利用報告に活用できる。	主に企業 (CDP回答企業、SBT参加企業、RE100参加企業等)
カーボン・オフセット	・自らの活動で排出した温室効果ガスについて、削減努力後に残る排出量を、排出削減・吸収プロジェクトに由来するクレジットを購入することで埋め合わせる (オフセット)。J-クレジットは国内で認証された削減・吸収量として利用できる。	事業者、自治体、団体、個人など
カーボン・オフセット宣言	・企業・自治体などが、イベント・商品・組織活動などの排出量をJ-クレジット等でオフセットし、カーボンニュートラルやオフセット実施を対外的に宣言する取組に活用できる。	事業者、自治体、団体など
どんぐり制度 (森林吸収系クレジット活用制度)	・企業や個人がJ-クレジットを購入することで森林整備を支援し、森林によるCO ₂ 吸収量のクレジットを活用して排出を相殺する仕組みとして活用できる。	事業者、自治体、団体など
経団連カーボンニュートラル行動計画	・参加業界・企業が掲げる排出削減目標の達成に向けて、不足する削減量をJ-クレジット等で補完する手段として活用できる。	経団連参加企業・業界団体

SHIFT事業	・SHIFT事業（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）で、事業者が脱炭素化計画に基づき設備更新等を実施し、排出削減量の算定や排出枠の償却においてJ-クレジットを活用できる。	主に工場・事業場を持つ事業者
---------	---	----------------

ii) J-クレジット制度の運用状況

- 全国のJ-クレジット制度は、令和6（2024）年の時点で1,262件のプロジェクトが登録されています。
- 令和7年12月時点での売り出し中のクレジットは、森林分野27件、再生可能エネルギー分野5件、省エネルギー分野3件の合計35件となっています。
- 購入されたクレジットの活用事例として、オフセット宣言（自社や製品・イベントなどで排出したCO₂を、J-クレジットで相殺（オフセット）したことを対外的に宣言する仕組み）やどんぐり制度（J-クレジットを活用して、森林整備（主に間伐など）を支援する国の仕組み）で多く活用されています。
- J-クレジット活用事例としてJ-クレジット制度のホームページに掲載されているオフセット宣言（837件）とどんぐり制度（548件）のうち、区内事業者の取組はオフセット宣言が9件（5事業者）、どんぐり制度が262件（12事業者）となっています。

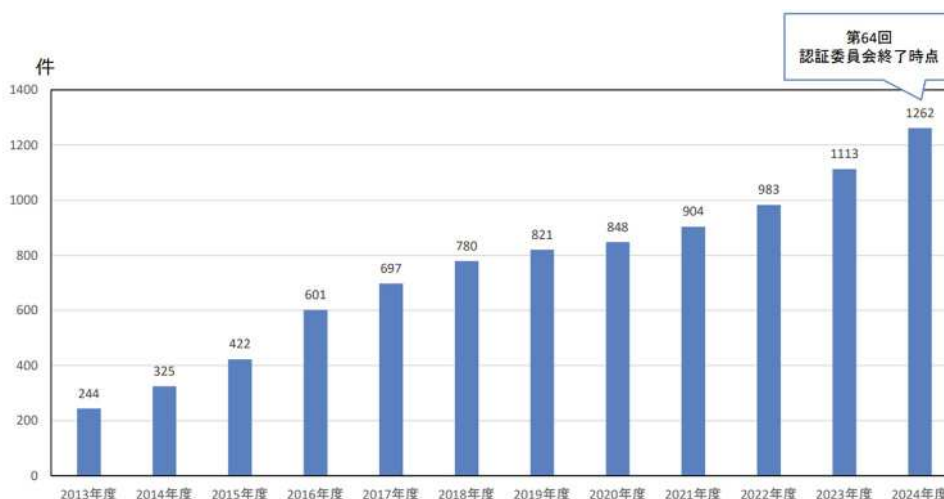


図 J-クレジット制度登録件数（累積）の推移

出典：J-クレジット制度事務局「J-クレジット制度について（データ集）2025年5月」

表 J-クレジット制度の売り出しクレジット数（令和7年12月時点）

	省エネルギー分野	再生可能エネルギー分野	工業プロセス分野	農業分野	廃棄物分野	森林分野
件数	3	5	0	0	0	27

出典：J-クレジット制度ホームページ (<https://japancredit.go.jp/>)

表 J-クレジット活用事例における港区内事業者数（令和7年12月時点）

	オフセット宣言事例数	区内事業者による事例数		どんぐり制度事例数	区内事業者による事例数	
		件数	割合		件数	割合
件数	837	9	1.1%	548	262	47.8%

注) J-クレジット制度ホームページのオフセット活用事例に紹介されている事業者のうち、区内に本社等がある企業・団体を抽出

出典：J-クレジット制度ホームページ (<https://japancredit.go.jp/>)

カ ソーラーパネルの設置状況

- 本項では、東京都が「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」改正により創設した「新築建物を対象とした太陽光発電の設置義務化」により、港区内で設置される太陽光発電設備容量を試算しました。
- 制度は、年間の都内供給延床面積が合計 20,000 m²以上のハウスメーカー等の事業者を対象とし、新築建築物に太陽光発電設備の設置を求めるもので、令和7（2025）年4月に施行しました。
- 都は、都内の中小規模住宅の年間着工数を約 45,000 棟、うち再エネ設置棟数の割合（設置ポテンシャルや地域性等を考慮した推計）を 53%と見込んでいます。また、設置義務量は 2 kW/棟としています。
- 以上の条件を基に、都全体の導入量の見込みを推計し、都内の建築物着工件数に占める港区の割合で按分して、区内における導入量の見込みを推計しました。なお、令和5（2023）年度における年間着工建築物数の統計から、都全体に占める港区の割合には総数ベースで 0.8%となります。
- このことから、太陽光発電設備の設置義務化により区内に設置される太陽光発電設備容量は、年間約 2,000kW～2,300kW 程度になると想定されます。

表 新築建物を対象とした太陽光発電の設置義務化により見込まれる（0.8%想定の場合）

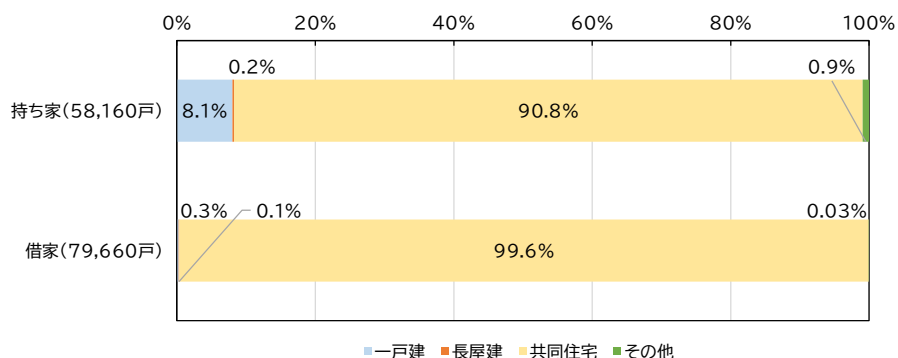
東京都全体の 見込み (中小規模建築)	① 年間着工数※過去10年間の平均	45,000 棟	東京都「建築物環境報告書制度」令和6（2024）年11月 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/241129siryou_houkokusho
	② 再エネ棟数割合	53%	東京都「令和6年度第1回東京都再エネ実装専門家ボード」 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/r6no1gijyuroku
	③ 都制度により太陽光発電設備が設置される 中小建築物棟数（年間）	23,850 棟	①×②
	④ 設置義務量/棟	2 kW	東京都「建築物環境報告書制度」令和6（2024）年11月 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/241129siryou_houkokusho
	⑤ 都全体で見込まれる導入容量（年間）	47,700 棟	③×④
港区内で見込まれる 導入容量	⑥ 都全体の年間着工建築物数（2023年）	41,464 棟	東京都統計年鑑 令和5年3建設・住居3-7 地域別と構造別着工建築物（令和5年）
	⑦ 港区内の年間着工建築物数（2023年）	331 棟	
	⑧ 上記のうち港区の割合	0.8%	⑦÷⑥
	⑨ 区内で見込まれる導入容量（年間）	381 kW	⑤×⑧
	⑩ 制度開始（2025年4月1日）から2030年度までの6年間の累計	2,285 kW	⑨×6年間

カ 屋上利用状況

- 本項では、屋上利用状況として、「令和5年住宅・土地統計調査」を基に、太陽熱を利用した温水機器等（以下「太陽熱温水器等」という。）、太陽光を利用した発電機器（以下「太陽光発電設備」という。）の導入状況を住宅の所有の関係（持ち家、借家）と建て方（一戸建、共同住宅等）に着目して整理しました。あわせて、省エネルギー設備として、二重以上のサッシ又は複層ガラスの導入状況についても整理しました。
- 区内の住宅ストックは146,940戸^{※1}です。所有の状況は持ち家が58,160戸、借家が79,660戸となっています^{※2}。

○住宅の建て方から見ると、持ち家は戸数の90.8%が共同住宅、8.1%が一戸建となっています。借家は、戸数の99.6%が共同住宅となっています。

○このことから、以下、設備の導入状況は、全体に占める割合の高い借家・共同住宅(79,380戸)、持ち家・共同住宅(52,830戸)、持ち家・一户建(4,690戸)の3区分に着目して整理しました。



- ※1 住宅の「戸」とは、居室、台所など独立して居住できるように設備された一棟又は区画されたその一部をいう。従って、アパートやマンションは、一棟一戸ではなく、一棟の中にいくつかの「戸」が存在することになる。
- ※2 住宅・土地統計調査の統計表の数値は、総数に不詳等の数値を含むため、また、百未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

- 一户建 : 1つの建物が1住宅であるもの。
- 長屋建 : 2つ以上の住宅を1棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口を有しているもの。「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
- 共同住宅 : 1つの建築物(1棟)内に2戸以上の住宅があって、広間、廊下若しくは階段等の全部又は一部を共用するもの。

図 住宅の所有の関係(持ち家・借家)ごとの建て方の割合

○太陽熱温水器等の設置状況は、平成30(2018)年においては、すべての住宅区分で1%に満たない状況でしたが、持ち家の戸建住宅での設置が進み、令和5(2023)年には、持ち家の戸建住宅で2.8%になっています。

○太陽光発電設備の設置状況は、すべての住宅区分で設置の増加がみられますが、特に持ち家の一户建では令和5(2023)年には5.7%と平成30(2018)年と比較して4ポイント増加しています。

○二重以上のサッシ又は複層ガラスについて、すべての窓にある割合は、持ち家・共同住宅が27.5%でもっとも高くなっていますが、平成30(2018)年からの増加率をみると、持ち家・一户建では、11.5%から24.0%に12.5ポイント増加し、「一部の窓にあり」も含めると、約45%の住宅での設置が進んでいます。

○住宅戸数、現在の導入状況を踏まえると、設備機器導入による削減ポテンシャルが高いのは戸数が多く各設備機器の導入状況が低い借家・共同住宅であり、借家の所有者・管理者への働きかけを検討することが必要です。

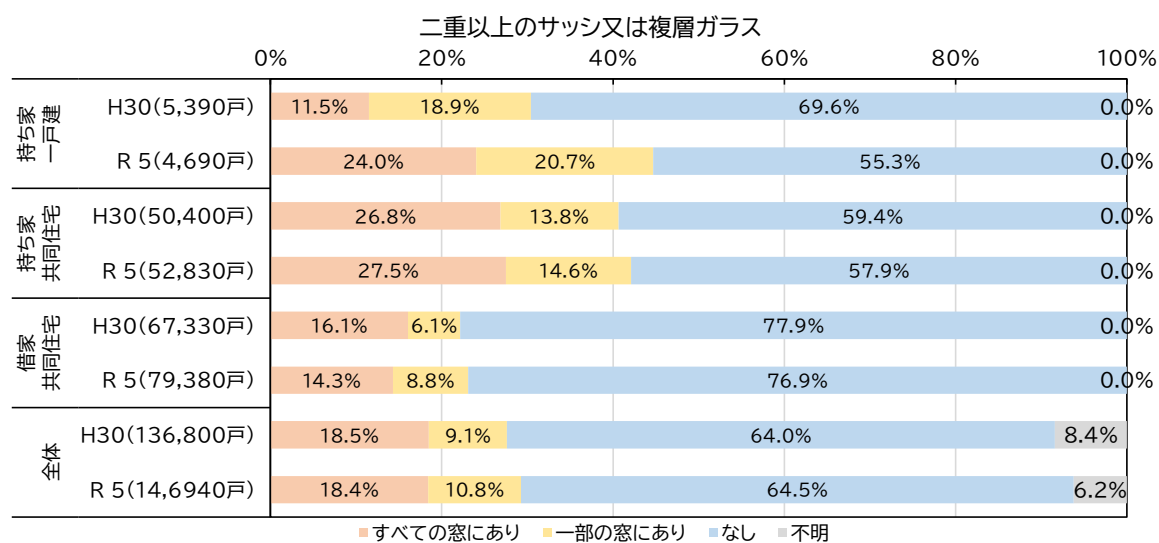
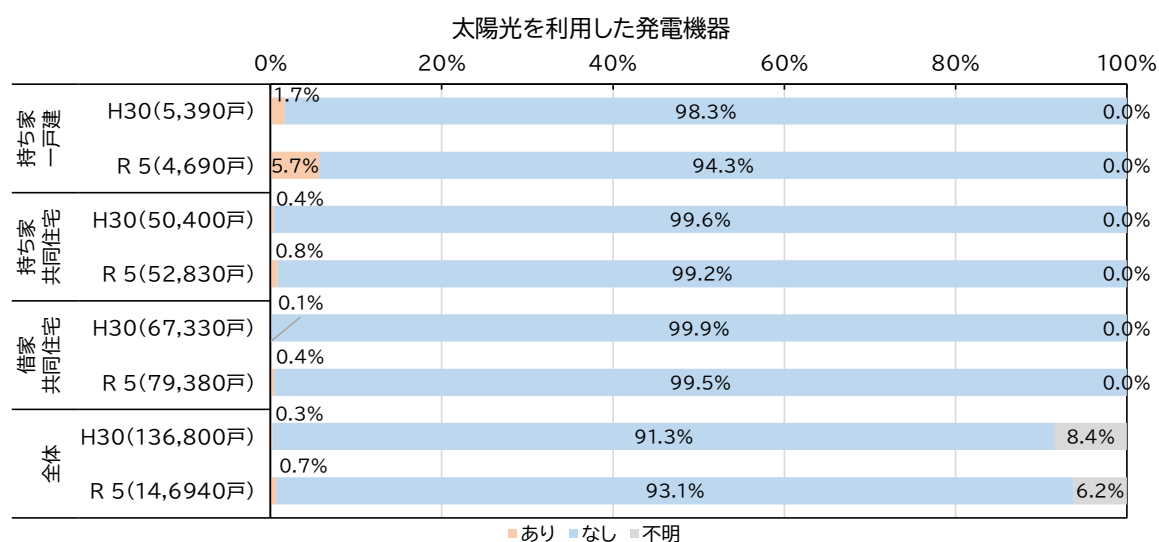
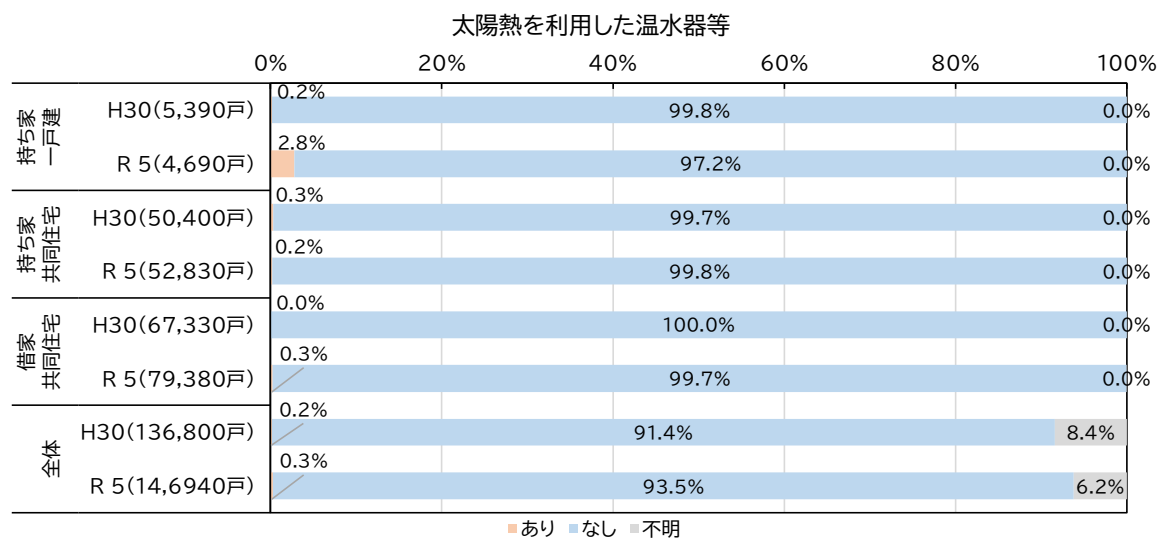


図 省エネルギー設備等の導入状況

出典：「平成30年住宅・土地統計調査」を基に作成

⑩ 区有施設整備（新築、増改築等）による今後のエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量等の見込み

○令和6（2024）年度時点における区有施設の延べ床面積は合計 799,239 m²、面積当たりのエネルギー使用量は 21.1L/m²、二酸化炭素排出量は 13.3kg-CO₂/m²です。

○令和7年度以降に新築が予定されている施設は箇所（10 施設）で、延べ床面積は合計 26,316 m²となる見込みです（下表）。

表 令和7（2023）年度以降の新築・増改築（運用開始）予定

建物名称	(仮称) 南青山二丁目 公共施設	シティハイツ高浜	港区立赤羽小学校・ 赤羽幼稚園	港区立御田小学校
竣工予定 (運用開始)	令和7年4月	令和8年1月 (福祉施設) 令和8年4月 (保育園)	令和8年4月	令和11年1月
建物用途	小規模多機能型居 宅介護施設	障害者グループホ ーム、小規模多機 能型住宅介護施 設、保育園	幼稚園等	小学校
延べ床面積 (m ²)	1,649.71	1,958.26 (3 施設計)	5,700	5,374
備考			小学校は令和5年 度より運用開始	ZEB Ready エコスクール
建物名称	(仮称) 東麻布二丁目 複合施設	シティハイツ車町等 複合施設	みなと芸術センター	南麻布三丁目グル ープホーム
竣工予定 (運用開始)	令和9年5月	令和7年4月	令和9年11月	令和11年度
建物用途	小規模多機能型居 宅介護施設	併用施設(国際・ 文化交流拠点)	芸術ホール	障害者グループホ ーム
延べ床面積 (m ²)	1,810 (新築部分)	521	7,023.38	2,280
備考	ZEB Ready			

出典：港区資料

i) 令和6（2021）年度の水準で推移した場合の令和12（2030）年度推計値（BAU）

○面積当たりのエネルギー使用量、二酸化炭素排出量が令和6（2024）年度の水準で推移した場合（BAU）の令和12（2030）年度のエネルギー使用量は合計17,392kL、二酸化炭素排出量は11,000t-CO₂となる見込みです。

表 面積当たりのエネルギー使用量、二酸化炭素排出量が令和6（2021）年度の水準で推移した場合の令和12（2030）年度推計値（BAU）

		令和6（2024）年度実績 ^{※1}	新築予定施設 ^{※2}	合計
延べ床面積		799,239	26,316	825,555
エネルギー使用量	面積当たり（L/m ² ）	21.1	21.1	—
	総量（kL）	16,837	555	17,392
二酸化炭素排出量	面積当たり（kg-CO ₂ /m ² ）	13.3	13.3	—
	総量（t-CO ₂ ）	10,650	350	11,000

※1 令和6（2024）年度実績は、「令和6年度港区環境マネジメントシステム実績報告書」より引用。

※2 新築予定施設については、面積当たりのエネルギー使用量、二酸化炭素排出量が既存施設全体の令和6（2021）年度実績と同水準と仮定し、床面積を乗じて算出。

ii) 現状の実績ベースで削減を進めた場合の令和12（2030）年度エネルギー使用量等（推計）

○令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3年間の削減実績と同等の水準で今後も削減を進めたと仮定した場合、令和12（2030）年度におけるエネルギー使用量は15,839kL、二酸化炭素排出量は10.018t-CO₂となると見込まれます。

表 実績ベースで削減を進めた場合の令和12（2030）年度エネルギー使用量の推計値

	令和6（2024）年度実績値			直近3年間における面積当たりの排出量の1年あたりの削減率	令和12（2030）年度の延べ床面積	令和12（2030）年度の面積当たりの使用量（L/m ² ）【推計値】	エネルギー使用量（kL）【推計値】
	総量（kL）	延床面積（m ² ）	面積当たりの使用量（L/m ² ）				
区長部局	9,122	446,509	20.4	1.9%	461,751	18.2	8,393
教育委員会	7,715	352,730	21.9	1.1%	363,804	20.5	7,446
合計	16,837	799,239	21.2	—	825,555	—	15,839

【推計方法】

「令和6年度港区環境マネジメントシステム実績報告書」公表値から、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、社会活動が概ね通常化した令和4（2022）年度から令和6（2021）年度までの3年間のエネルギー使用量から1年あたりの削減率を算出。令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間、現状と同じ割合で毎年度削減を継続したと仮定して、令和12（2030）年度における面積当たりのエネルギー使用量を算出し、床面積を乗じて全体の使用量を推計。

合計欄のエネルギー使用量【推計値】は、区長部局、教育委員会についてそれぞれ算出した結果の合計値である。

表 実績ベースで削減を進めた場合の令和12（2030）年度二酸化炭素排出量の推計値

	令和6（2024）年度実績値			令和12（2030） 年度のエネルギー 使用量1kL当たりの CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /kL) 【推計値】	令和12（2030） 年度のエネルギー 使用量 【推計値】	令和12（2030） 年度の CO ₂ 排出量 (t-CO ₂) 【推計値】
	総量 (t-CO ₂)	エネルギー 使用量 (kL)	エネルギー 使用量1kL 当たりの CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /kL)			
区長部局	5,696	9,122	0.624	0.624	8,393	5,237
教育委員会	4,954	7,715	0.642	0.642	7,446	4,780
合計	10,650	16,837	—	—	15,839	10,018

【推計方法】

「令和6年度港区環境マネジメントシステム実績報告書」公表値から内訳の推移が明らかではないため、エネルギー使用量1KL当たりのCO₂排出量（実質排出係数）を算出。実質排出係数については、令和6年度に大きく低下しており、これは電力調達条件の変更等による構造的要因に起因するものと整理し、令和7（2025）年度以降も同条件での運用継続が見込まれるため、将来推計では令和6（2024）年度の実質排出係数水準が継続するものとして固定し、エネルギー使用量については令和4（2022）～6（2024）年度実績に基づく削減トレンドを適用して推計。令和12（2030）年度のエネルギー使用量【推計値】に実質排出係数を乗じてCO₂排出量を推計。

合計欄のエネルギー使用量【推計値】は、区長部局、教育委員会についてそれぞれ算出した結果の合計値である。

iii) 対策強化によるエネルギー削減量等

○令和7（2025）年度以降に新築（運用開始）する施設について、ZEB Ready認証の建築物が2棟あるが、その他の建築物についても部分についても、「港区環境配慮ガイドライン」の「環境に配慮した区有施設整備（ZEB化の推進等）」に基づき、ZEB Ready相当の施設とした場合の、新築される施設のエネルギー削減量は277kL、二酸化炭素削減量は175t-CO₂となると見込まれます。

○既存施設について、二酸化炭素削減量は、再生可能エネルギー100%電力調達では80t-CO₂、カーボン・オフセット都市ガスの導入では1,388t-CO₂が見込まれます。（エネルギー使用量に換算すると、再生可能エネルギー100%電力調達では40kL、カーボン・オフセット都市ガスの導入では699kLに相当します。）

表 新築区有施設のエネルギー削減量の見込み

(「港区区有施設環境配慮ガイドライン」の「環境に配慮した区有施設整備 (ZEB化の推進等)」を適用した場合)

	令和7年度以降 新築(運用開始) 施設延床面積 (㎡)	令和6(2024)年度の 面積当たり のエネルギー使用量 (L/㎡) 【実績】	ZEB化による 面積当たりのエ ネルギー使用量 (L/㎡) 【近似値】	ZEB化によるエ ネルギー削減量 (kL) 【推計値】
区長部局	15,242	20.4	10.2	155
教育委員会	11,074	21.9	11.0	121
合計	26,316	21.2	—	277

【推計方法】

ZEB Ready の定義(基準一次エネから50%以上削減、再エネ除く)を、床面積当たり原単位(令和6年度実績)の一律50%化として近似して算出。床面積当たり原単位に新築予定施設の延床面積を乗じてエネルギー使用量を推計し、削減量を算定。なお、区長部局の施設、教育委員会の施設それぞれの令和6(2024)年度の床面積あたりのエネルギー使用量の実績値を基準の床面積当たりの原単位として用いる。

表 新築区有施設の二酸化炭素削減量の見込み

(「港区区有施設環境配慮ガイドライン」の「環境に配慮した区有施設整備 (ZEB化の推進等)」を適用した場合)

	令和7年度以降 新築(運用開始) 施設延床面積 (㎡)	ZEB化による エネルギー削減量 (kL) 【推計値】	令和12(2030) 年度のエネルギー 使用量1kL当たりの CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /kL) 【推計値】	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂) 【推計値】
区長部局	15,242	155	0.624	97
教育委員会	11,074	121	0.642	78
合計	26,316	277	—	175

【推計方法】

上記で算出した新築施設のエネルギー削減量に、前項(ii)で推計した令和12(2030)年度におけるエネルギー使用量1kL当たりのCO₂排出量(t-CO₂/kL)を乗じて、新築施設の二酸化炭素削減量を推計

表 既存施設への電力・ガスの調達方法の変更によるエネルギー及び二酸化炭素削減量の見込み

	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
再生可能エネルギー100%電力の導入 (2施設)	80
カーボンオフセット都市ガスの購入 (4施設)	1,388

【推計方法】

令和7(2025)年2月において、再生可能エネルギー100%電力の調達が未実施の施設において、電力調達を実施した場合の二酸化炭素排出量(令和6(2024)年実績相当分)に基づき算定。

カーボン・オフセット都市ガスについては、令和7(2025)年度に導入予定のある4施設における、カーボン・オフセット都市ガスを調達した場合の二酸化炭素排出量(令和6(2024)年度実績相当分)に基づき算定。

⑪ 気候変動適応に関する動向

ア 気候の長期変化と将来予測

○東京管区気象台（千代田区）の気象データに基づく気温、降水量、真夏日・猛暑日等の長期変化と、将来予測について、下記の文献・資料から整理しました。各説明の文末に示した出典元を示す番号は、下記に対応しています。

- i) 気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）が提供する長期変化及び将来予測データ
- ii) 「東京の気候変動」（令和7年3月 東京管区気象台）
- iii) 「日本の気候変動 2025-大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書-（詳細版）」（2025年3月 文部科学省・気象庁）
- iv) 「気候変動情報」（東京都気候変動適応センターホームページ）
- v) 「関東甲信地方の気象の変化」東京管区気象台ホームページ

○将来予測の文中の「RCPシナリオ」は、将来の温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたものであり、RCPに続く数値が大きいほど2100年における放射強制力（地球温暖化を引き起こす効果のこと）が大きいことを意味します。2081年から2100年における地球全体の平均気温上昇量（1986～2005年比）の関係は下図のとおりです。

○2℃上昇シナリオはRCP2.6（パリ協定の2℃目標が達成された場合）、4℃上昇シナリオはRCP8.5（追加的な緩和策を取らなかった場合）を表します。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）
<https://adaptation-platform.nies.go.jp/webgis/guide.html>
 （気象庁（2013）「IPCC 第5次評価報告書 第1作業部会報告書 政策決定者向け要約」p.21 表SPM.2を参考に作成されたもの）

○IPCC第6次評価報告書では、将来の社会経済の発展の傾向を仮定した共有社会経済経路（SSP）シナリオと放射強制力を組み合わせたシナリオが主に使用されており、RCPシナリオとの関連性は以下の通りです。

SSPシナリオ	社会経済的発展の傾向	RCPシナリオ
SSP1-1.9	持続可能な発展の下で、地球温暖化防止に最も力を入れるシナリオ	RCP1.9
SSP1-2.6	持続可能な発展の下で、気候変動防止に力を入れるシナリオ	RCP2.6
SSP2-4.5	持続可能な発展の下で、気候変動防止に力を入れないシナリオ	RCP4.5
SSP3-7.0	気候変動防止に力を入れないシナリオ	RCP7.0、RCP8.5～
SSP5-8.5	気候変動防止に力を入れないシナリオ	RCP8.5

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<http://www.jccca.org/>）

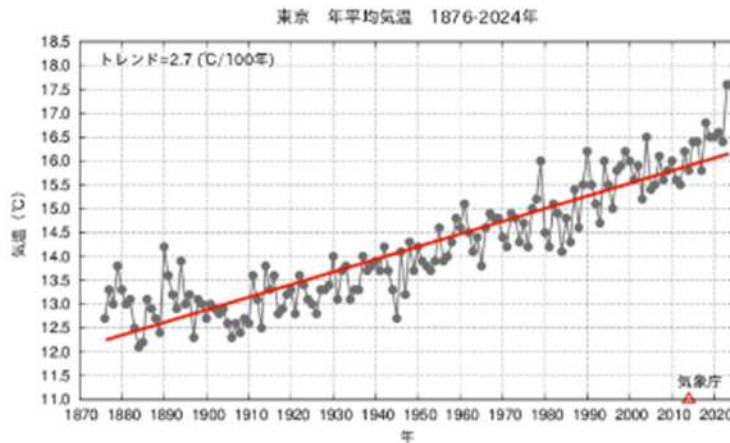
◇気温等

(長期変化)

- ・年平均気温は上昇傾向にあり、100年あたり約2.7℃上昇しています。ⁱ⁾
- ・年、季節ごとの平均気温の経年変化にはいずれも上昇傾向が現れており、特に春と秋の気温の上昇率が大きい傾向があります。ⁱ⁾
- ・気温の変化に関連して、さくらの開花は早まる傾向が現れており、50年あたり約6日早くなっています。かえでの紅葉は遅れる傾向が現れており、50年あたり約12日遅くなっています。ⁱⁱ⁾

(将来予測)

- ・21世紀末には、年平均気温は、2℃上昇シナリオで約1.4℃、4℃上昇シナリオで約4.3℃上昇すると予測されています。ⁱⁱ⁾
- ・季節別では、冬の気温上昇が最も大きくなると予測されています。^{v)}

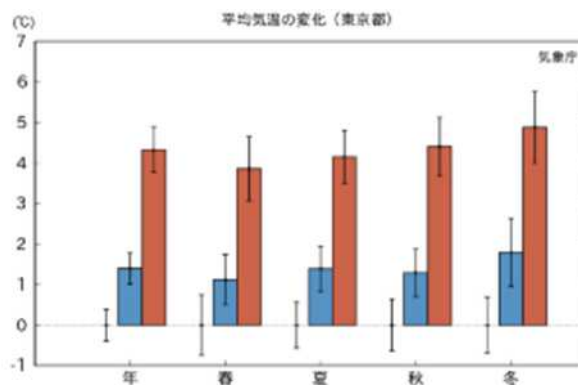


注) グラフ横軸に記載された△は、観測所の移転時期を示しており、移転前の値は補正されている。

図 年平均気温の推移

出典：気候変動適応情報プラットフォーム (A-PLAT)

(気象庁作成, [https://adaptation-platform.nies.go.jp/map/Tokyo/index_past.html])



※予測される変化 (20世紀末と21世紀末の差) を棒グラフ、年々変動の幅を細い縦線で示す。
 ※地域気候モデルによる計算結果。棒グラフの色は、青が2℃上昇シナリオ (RCP2.6) に、赤が4℃上昇シナリオ (RCP8.5) に、それぞれ対応する。
 ※棒グラフが無いところに描かれている細い縦線は、20世紀末の年々変動の幅を示している。

図 日最高気温及び日最低気温の将来気候における変化

出典：「関東甲信地方のこれからの気象の変化」 (東京管区気象台ホームページ [https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/chiiki/tokyok_fix/kantokoshin/future.html])

◇真夏日・猛暑日

(長期変化)

- ・真夏日日数は令和5（2023）年に観測史上第1位を記録しました。
- ・猛暑日の日数は、1990年半ばを境に大きく増加しています。^{v)}

(将来予測)

- ・夏日、真夏日、猛暑日、熱帯夜は増加、冬日は減少すると予測されています。^{v)}
- ・年間猛暑日日数は、2℃上昇シナリオで約8日、4℃上昇シナリオで約30日増加、年間熱帯夜日数は、2℃上昇シナリオで約21日、4℃上昇シナリオで約62日増加すると予測されています。ⁱⁱ⁾

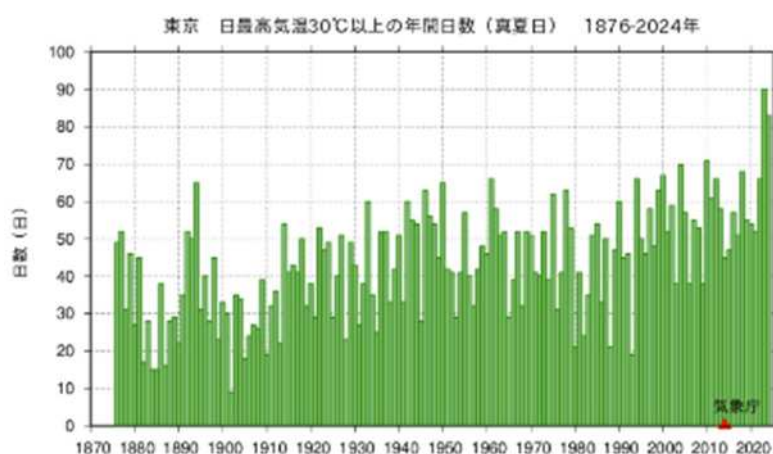


図 真夏日（日最高気温 30℃以上）の年間日数の推移

出典：「関東甲信地方のこれまでの気象の変化」（東京管区気象台ホームページ）
(https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/chiiki/tokyok_fix/kantokoshin/observation.html)

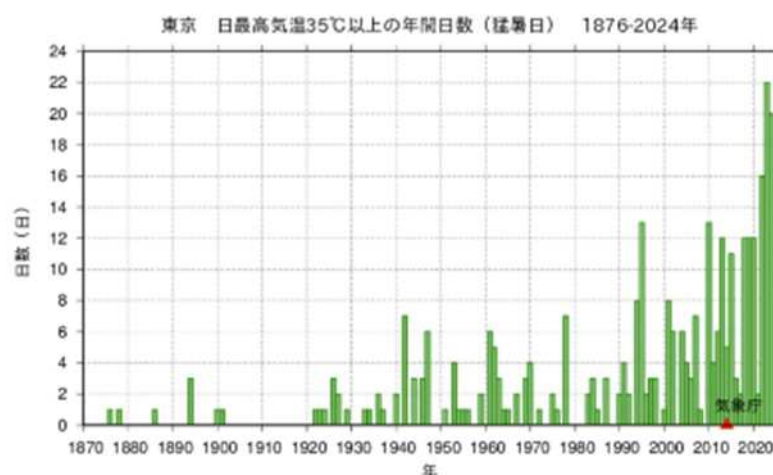
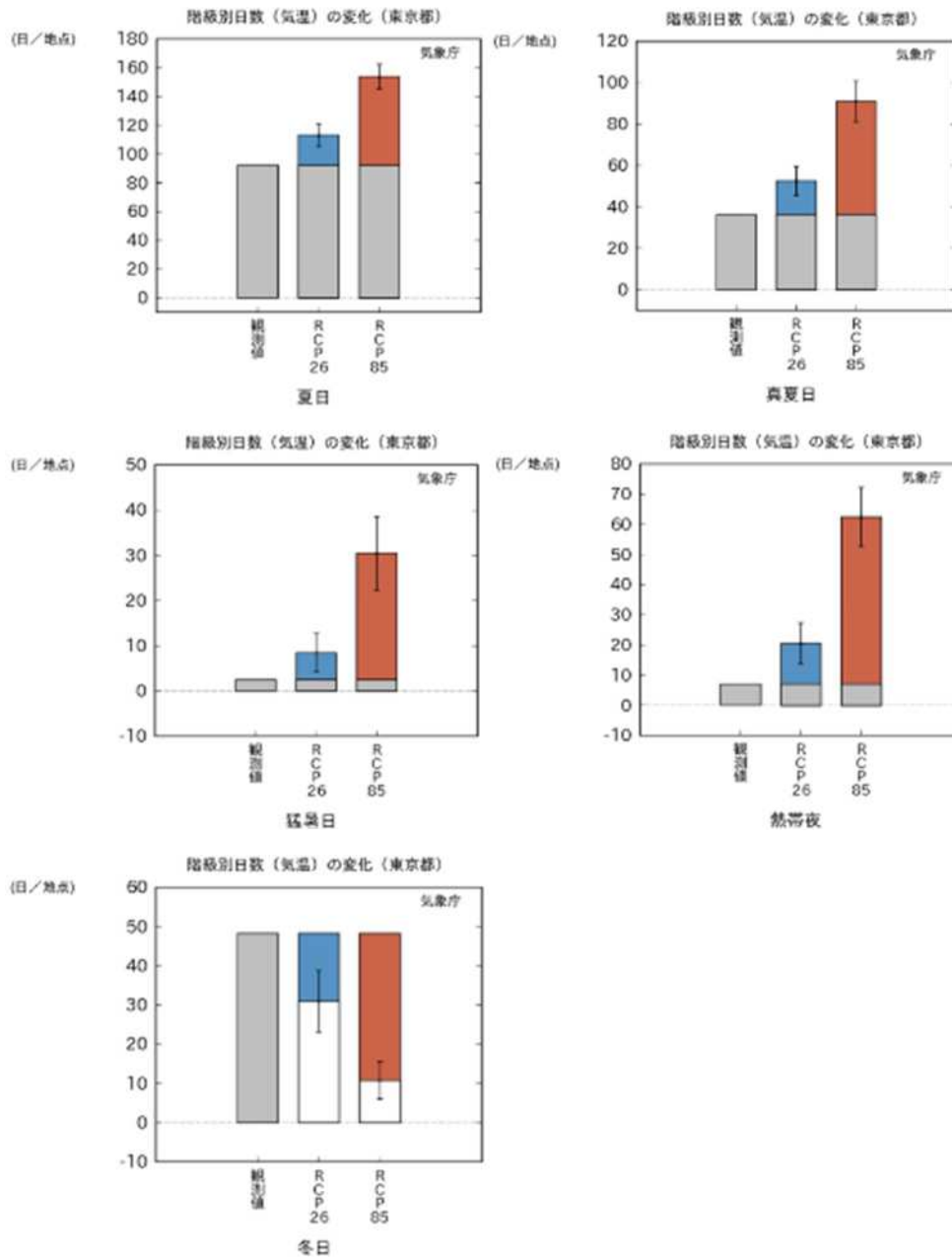


図 猛暑日（日最高気温 35℃以上）の年間日数の推移

出典：「関東甲信地方のこれまでの気象の変化」（東京管区気象台ホームページ）
(https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/chiiki/tokyok_fix/kantokoshin/observation.html)



※20 世紀末の観測結果（灰色部分）に対して、予測される変化（20 世紀末と 21 世紀末の差）を加算または減算した棒グラフで示す。また、年々変動の幅を細い縦線で示す。

※予測される変化を表す部分の色は、青が 2℃上昇シナリオ（RCP2.6）に、赤が 4℃上昇シナリオ（RCP8.5）に、それぞれ対応する（各温度上昇シナリオについて、予測の有意性が無い場合は網掛け表示、信頼性が低い場合は X と表示）。

図 東京都の階級別日数の将来気候における変化

出典：「関東甲信地方のこれからの気象の変化」（東京管区气象台ホームページ）
 (https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/chiiki/tokyok_fix/kantokoshin/future.html)

◇降水量等

(長期変化)

- ・年降水量については、変化傾向は確認されていません。v)
- ・1時間降水量 30mm 以上の発生回数は増加傾向がみられ、関東甲信地方では、最近 10 年間の平均年間発生回数は、統計期間の最初の 10 年間と比べて約 1.5 倍に増加しています (1979~1988 年平均で約 1.06 回が 2015~2024 年平均で約 1.57 回に増加)。v)
- ・無降水日 (日降水量 1mm 未満の日) は、増加傾向がみられています。v)

(将来予測)

- ・20 世紀末と比べて、関東甲信地方の 1 時間降水量 50mm 以上の発生回数は、2℃上昇シナリオでは約 1.9 倍、4℃上昇シナリオでは約 3.5 倍に増加すると予測されています。ii)
- ・無降水日は、2℃上昇シナリオでは、約 4 日、4℃上昇シナリオでは約 10 日増加すると予測されています。大雨、短時間強雨の増加傾向と併せて、地球温暖化の進行に伴って雨の降り方が極端になることを意味しています。ii)

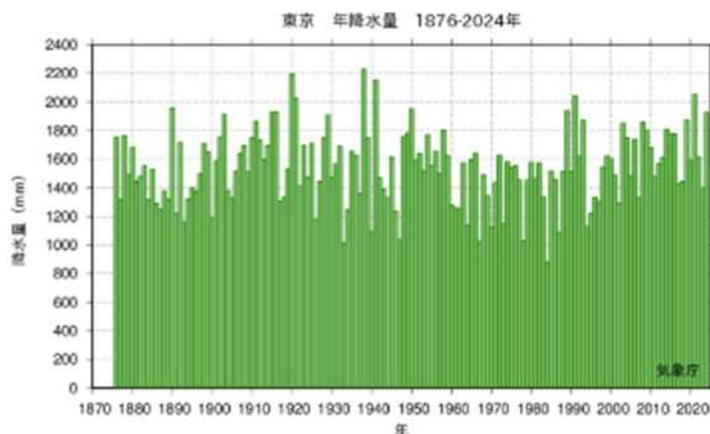
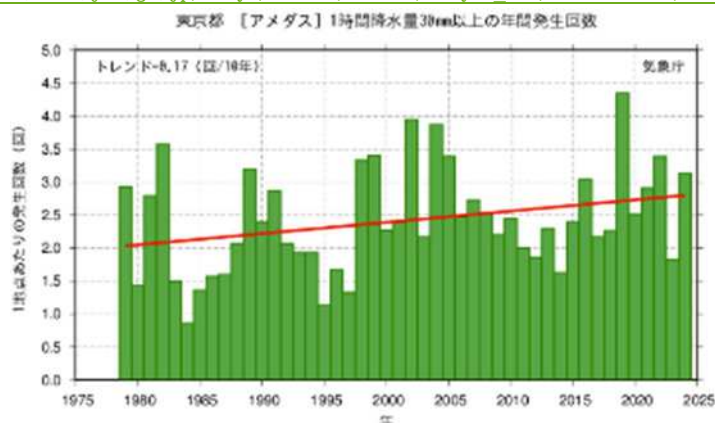


図 年降水量の推移

出典：「関東甲信地方のこれまでの気象の変化」(東京管区気象台ホームページ)
(https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/chiiki/tokyok_fix/kantokoshin/observation.html)

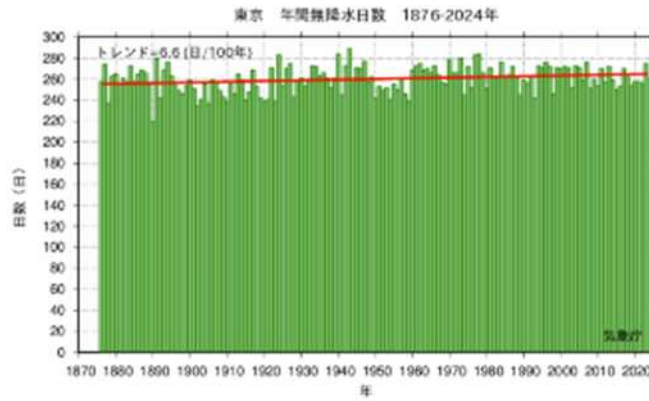


※棒グラフ(緑)は各年の1地点あたりの値、直線(赤)は長期変化傾向(信頼水準90%以上のみ)を示す。統計期間は1979年~。

※この解析では、各年で観測のある地点の値を1地点あたりに換算している。

図 東京都の1時間降水量30mm以上回数の発生回数の推移

出典：「関東甲信地方のこれまでの気象の変化」(東京管区気象台ホームページ)
(https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/chiiki/tokyok_fix/kantokoshin/observation.html)

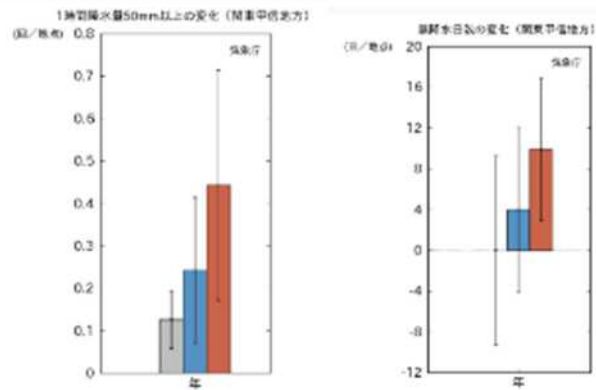


※棒グラフ（緑）は各年の値、直線（赤）は長期変化傾向（信頼水準 90%以上のみ）を示す。

図 東京都の無降水日（日降水量 1mm 未満の日）の年間日数の推移

出典：「関東甲信地方のこれまでの気象の変化」（東京管区気象台ホームページ）

(https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/chiiki/tokyok_fix/kantokoshin/observation.html)



※予測される変化（20 世紀末と 21 世紀末の差）を棒グラフ、年々変動の幅を細い縦線で示す。

※予測される変化を表す部分の色は、青が 2℃上昇シナリオ（RCP2.6）に、赤が 4℃上昇シナリオ（RCP8.5）

に、それぞれ対応する（各温度上昇シナリオについて、予測の有意性が無い場合は網掛け表示、信頼性が低い場合は X と表示）。

※棒グラフが無いところに描かれている細い縦線は、20 世紀末の年々変動の幅を示している。

図 関東甲信の降雨に関する将来気候における変化

出典：「関東甲信地方のこれからの気象の変化」（東京管区気象台ホームページ）

(https://www.data.jma.go.jp/tokyo/shosai/chiiki/tokyok_fix/kantokoshin/future.html)

◇台風

(長期変化)

- ・1980年代半ば以降、猛烈な台風の発生数は増加していると評価されていますが、その発生数の増加、については十分な評価はできていません。また、台風の発生数、日本への接近数に長期的な変化傾向は確認できません。ⁱⁱⁱ⁾
- ・最近40年(1980年～2019年)で見ると、日本の太平洋側に接近する台風の数についての研究においては、期間の後半20年の東京への接近数が前半20年の約1.5倍になっています。ⁱⁱⁱ⁾

(長期変化)

- ・台風の将来予測の変化は、日本付近では台風強度が強まると予測されています(確信度は中程度)。これは、地球温暖化に伴う水蒸気量の増加や海水温の上昇が影響するためと考えられます。ⁱⁱⁱ⁾
- ・個々の台風に伴う降水についても、将来増加すると予測されています(確信度は中程度)。ⁱⁱⁱ⁾
- ・4℃上昇シナリオでは、台風に伴う日本の陸上における降水量が増加することが示されています。また、令和元年東日本台風を地球温暖化が進行した状況下で再現した研究も複数行われており、いずれにおいても台風に伴う降水量の増加が示されています。

ⁱⁱⁱ⁾

イ 気候変動による影響

○国の「気候変動適応計画」（令和3年10月閣議決定、令和5年5月一部変更）では、気候変動による影響について次の7分野を挙げています。本項では、このうち、港区の自然的・社会的条件を踏まえ、区内への影響が考えられる「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活」について、下記の文献・資料から整理しました。各説明の文末に示した出典元を示す番号は、下記に対応しています。

- i) 「気候変動情報」（東京都気候変動適応センターホームページ）
- ii) 「気候変動影響評価報告書 総説（2025年度版）」（令和8年2月 環境省）
- iii) 「東京都気候変動適応計画」（令和6年3月改訂 東京都）

◇水環境・水資源

（水資源）

- ・東京都の主要な水源である利根川水系では、平成以降においても渇水が発生しています。ⁱⁱⁱ⁾
- ・今後、年降水量や季別降水量の年変動は大きくなり、少雨の発生の頻度が大きくなるとともに、季別の降水パターンの変化、積雪量の減少、融雪時期の早まりなどにより、水資源の利用可能量は減少すると予測されていますⁱ⁾。

（水環境）

- ・気候変動によって水温の変化、水質の変化、流域からの栄養塩類等の流出特性の変化が想定されます。ⁱ⁾
- ・河川については、大雨・短時間強雨の増加で土砂の流出量が増加し、濁度の上昇をもたらす可能性があるほか、水温の上昇による溶存酸素量の低下、微生物による有機物分解反応の促進、藻類の増加等も予測されています。ⁱ⁾
- ・閉鎖性水域については、表層海水温の上昇傾向が報告されています。また、海面上昇に伴い、沿岸域の塩水遡上域の拡大が想定されます。ⁱ⁾

◇自然生態系

（淡水生態系）

- ・湖沼や河川では、温度上昇やCO₂増加により藻類の生産速度が増加しますが、栄養塩供給が乏しい淡水生態系では、藻類の増加はその餌としての質を低下させるため、高次生産は減少すると予測されています。ⁱ⁾

（沿岸・海洋生態系）

- ・東京湾では、東南アジア原産の南方系のミドリイガイの越冬事例が確認されています。また、以前は夏にしか見られなかった南方系のチョウチョウウオが秋以降まで見られるようになる等の変化が生じています。ⁱ⁾

（生物季節）

- ・現在の東京におけるソメイヨシノの開花と満開の平年日は1881～1910年と比較して、それぞれ10日程度早くなっています。今後もソメイヨシノの開花日の早期化が予想されるほか、落葉広葉樹の着葉期の長期化、紅葉開始日の変化や色づきの悪化等、様々な種への影響が予測されています。また、個々の種が受ける影響にとどまらず、種間の様々な相互作用への影響が予想されています。ⁱⁱⁱ⁾

(分布・個体群の変動)

- ・分布域の変化やライフサイクル等の変化が起こるほか、種の移動・局地的な消滅による種間相互作用の変化が更に悪影響を引き起こす、生育地の分断により気候変動に追随した分布の移動ができないなどにより、種の絶滅を招く可能性があるとする研究事例があります。ⁱ⁾
- ・気候変動により外来種の侵入・定着率の変化につながるものが想定されています。ⁱ⁾

◇自然災害・沿岸域

(洪水・内水氾濫)

- ・豪雨の増加、海面水位の上昇、台風の強大化等により、浸水被害の甚大化や頻発化が想定されます。ⁱ⁾
- ・また、河川や海岸等の近くの低平地等では、河川水位が上昇する頻度の増加や海面水位の上昇により、下水道等から雨水を排水しづらくなることなどによる内水氾濫の可能性が増え、浸水時間の長期化や浸水範囲の拡大を招くと想定されます。ⁱⁱⁱ⁾
- ・河川・洪水被害の増加による全国の被害額が増加する見込みであり、予測額には幅があるが、1.5℃～2℃上昇時には1兆～数兆円/年、3～4℃上昇時には数兆円/年となると予測されている。ⁱⁱ⁾

(高潮・高波)

- ・海面水位の上昇及び台風の強大化や経路変化により、日本に影響を及ぼす高潮の規模が増大することで、高潮による浸水のリスクが高まります。また、台風の強度の増加等による太平洋沿岸地域における高波のリスク増大の可能性、波高や高潮偏差の増大による港湾及び漁港防波堤等への被害等が予測されています。ⁱⁱⁱ⁾
- ・東京都での高潮と海面水位の上昇による影響人口は、1.5～2℃上昇で約330万人、3～4℃上昇で約400万人と予測されています。ⁱⁱ⁾

(土砂災害)

- ・豪雨の増加に伴い、土砂災害発生頻度の増加が想定されます。また、突発的で局所的な大雨の増加に伴い、警戒避難のためのリードタイムが短い土砂災害の増加や台風等による記録的な大雨に伴う深層崩壊等の増加が懸念されます。ⁱ⁾
- ・加えて、人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害のリスクも存在します。ⁱⁱⁱ⁾

◇健康

(暑熱)

- ・高齢者を中心に暑熱による死亡者数が増加傾向にあることが報告されています。また熱中症については、年によってばらつきはあるものの、救急搬送人員・医療機関受診者数・熱中症死亡者数は増加傾向にあります。高齢者への影響が大きいものの、真夏日・猛暑日の増加に伴い、若年層の屋外活動時の熱中症発症リスクも高くなっており、暑熱による影響は、睡眠の質の低下やだるさ、疲労感などの身体機能の低下や心身ストレスなどの健康影響にも及びます。ⁱ⁾
- ・気温上昇により熱ストレスが増加し、将来的に熱中症患者が増加することが見込まれており、特に高齢者の熱中症リスクが増加することが予測されています。ⁱⁱⁱ⁾
- ・東京都での熱中症による救急搬送者数は、RCP8.5（4℃上昇）シナリオにおいて、2100年には2000年と比べて0～64歳の世代では3倍以上に対して、65歳以上の世代では6倍以上増加することが予測されています。ⁱⁱ⁾
- ・2090年代には、東京・大阪で日中に屋外労働可能な時間が現在よりも30～40%短縮すること、屋外労働に対して安全ではない日数が増加することや、屋外での激しい運動に嚴重警戒が必要となる日数が増加することなどの予測もあります。ⁱ⁾

(感染症等)

- ・気候変動による気温の上昇や降水の時空間分布の変化は、感染症を媒介する節足動物（蚊など）の分布可能域や活動期間、人的被害を及ぼす外来生物の侵入・定着率を変化させ、節足動物が媒介する感染症等のリスクを増加させる可能性があります。ⁱ⁾

(温暖化と大気汚染の複合影響)

- ・地球温暖化と大気汚染の複合影響について、気温上昇による生成反応の促進等により、様々な汚染物質の濃度が変化していることが報告されており、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダント濃度上昇に伴う健康被害が増加するおそれがあります。ⁱ⁾

(メンタルヘルス)

- ・RCP8.5（4℃上昇）シナリオでは、気温上昇に伴い自殺率が数%増加することが予測されています。ⁱⁱ⁾

◇産業・経済活動

(エネルギー)

- ・気候変動によるエネルギー需給への将来影響を評価している研究事例は一定程度ありますが、現時点では、地域的にエネルギー需給量の増減があるものの、総じてエネルギー需給への影響は大きいとは言えないとされています。ⁱⁱ⁾
- ・気温上昇によるエネルギー消費への影響について、以下の予測事例があります。ⁱⁱ⁾
 - 産業部門や運輸部門においてはほとんど変化しない。
 - 民生部門全体（家庭・業務）では大きな影響は無い、または地域によっては減少する。
 - 全国的に夏季は冷房負荷が上昇し、冬季は暖房負荷が減少する。

◇国民生活

(都市インフラ、ライフライン等)

- ・電力インフラに関して、台風や海面水位の上昇等による発電施設への直接的被害や冷却水としての利用による海水温の上昇による発電出力の低下等の影響が予測されています。ⁱⁱ⁾
- ・鉄道ネットワークにおける水害リスクは、SSP5-8.5（4℃上昇）シナリオにおいて21世紀末におけるリスクが基準気候と比較して最大で約1.37倍に増加し、特に、主要都市間を結ぶ幹線路線や新幹線でリスクの増加が顕著であることが予測されています。ⁱⁱ⁾
- ・水道インフラでは河川の微細浮遊土砂の増加による水質管理への影響、交通インフラでは道路のメンテナンス、改修、復旧に必要な費用の増加が予測されている。また、気象災害による廃棄物の適正処理への影響や、洪水氾濫による水害廃棄物の発生等も予測されています。ⁱⁱ⁾

(医療・福祉、教育)

- ・国内では、台風や豪雨に伴う被災により平時と同様の医療・介護・保育サービスが受けられないケースが発生しています。また、小中学校、全日制高校における熱中症発生比率は、運動場や校庭よりも、プール、体育館、校舎内で増加傾向が顕著であり、冷房をつけても教室内の暑さが解消できないことにより、多くの子供が暑さに苦しんでいます。これらの気候変動による医療・福祉・教育などの公共サービスへの影響に関する予測は確認されていませんが、現在既に重大な影響が生じており、今後影響が軽減することを示す知見も確認されていません。ⁱⁱ⁾

(文化・歴史などを感じる暮らし)

- ・今世紀中頃及び今世紀末には、気温の上昇により開花から満開までに必要な日数は短くなる可能性が高く、花見ができる日数の減少、サクラを観光資源とする地域への影響が予測されています。ⁱⁱ⁾
- ・落雷による火災増加に伴う、日本の歴史的建造物への影響が予測されています。ⁱⁱ⁾

(暑熱による生活への影響)

- ・大都市のヒートアイランドは、小幅な進行にとどまると考えられるが、既に存在するヒートアイランドに気候変動による昇温が加わり、気温は上昇し続ける可能性が高いとされています。ⁱⁱ⁾
- ・気温上昇に伴い、体感指標である暑さ指数（WBGT値）も上昇傾向を示す可能性が高いとされています。ⁱⁱ⁾
- ・熱ストレスの増加に伴い、疲労感・寝苦しさといった健康影響がより悪化すると見込まれます。特に昼間の気温上昇により、だるさや疲労感が増すと予測され、気温上昇後の温熱環境は、都市生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。加えて、労働生産性低下による経済損失の発生が予測されています。ⁱⁱ⁾

ウ ヒートアイランド現象の地区ごとの状況、風の道の状況

- 区では、区内のヒートアイランド現象の現況把握と課題の解析、対策の検討などを目的とし、平成29(2017)年度に小・中学校など区内26箇所で気温の計測を実施しました。
- 区内で最高気温が最も高いのは南東部(港南地区)で、芝浦公園方面に高温の区域が張り出しています。次いで最高気温が高いのは中北部(六本木から麻布地区)です。一方、最高気温が最も低いのは、南西部の国立科学博物館附属自然教育園(以下「自然教育園」という。)周辺で、そこから北東方向に三田から芝公園、港区役所、浜離宮方面にかけて低温の区域が延びています。さらに、北西部の青山霊園から赤坂御用地も比較的低温になっています。

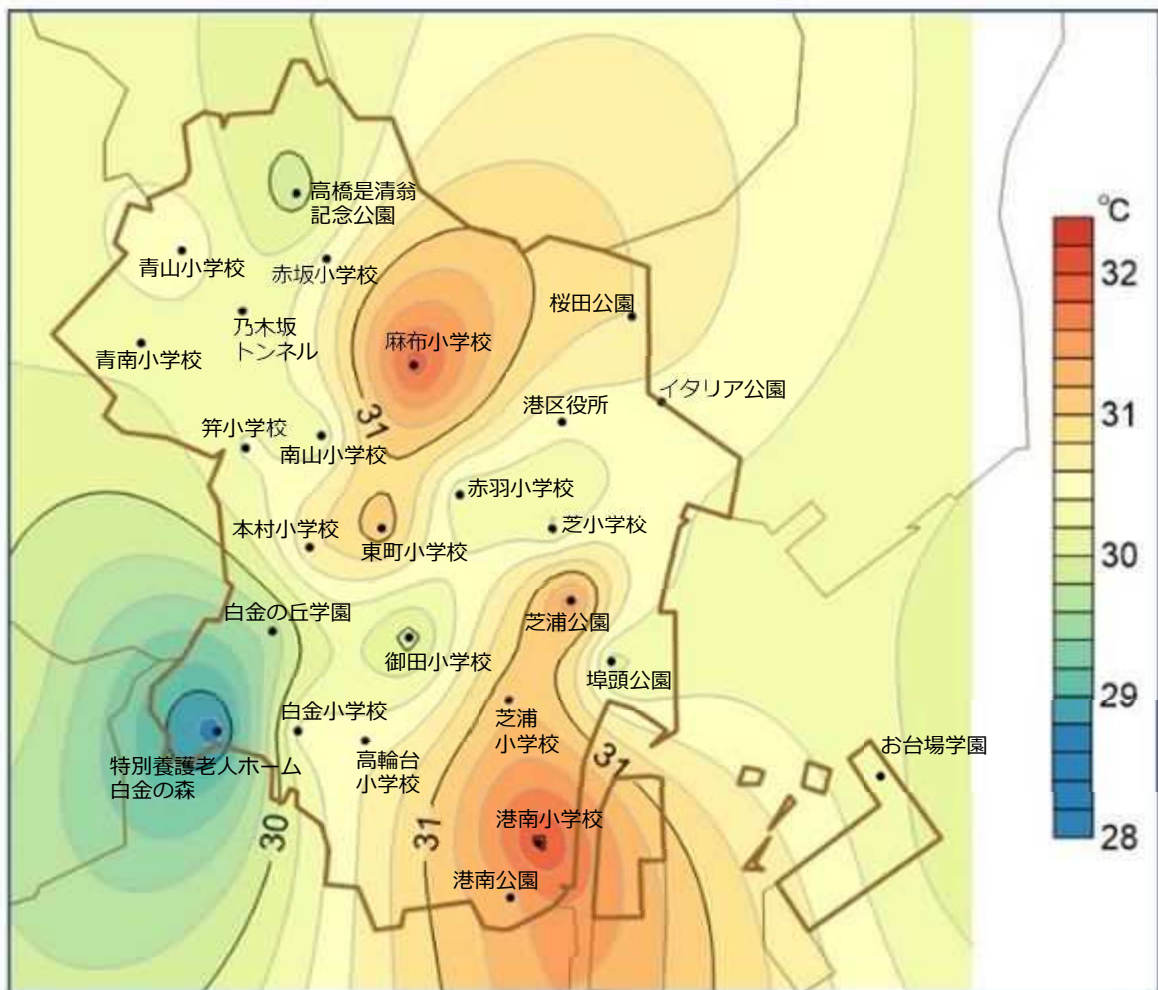


図 8月の日平均最高気温(2017《平成29》年)

出典：港区における夏期ヒートアイランドの特性に関する調査結果(2017《平成29》年度 港区)

○下図は、都市部の気候を「気温」や「湿度」、「風」などを組み合わせることで、各地域別に体感温度や風の流れを視覚的に分かりやすく表現した「都市環境気候図」と呼ばれるものであり、1日の最高気温と最低気温の分布から、区内の気候は以下のとおり地域別に区分されます。

1. 冷涼なクールエリア（赤坂地区）とクールアイランド（自然教育園）
2. 昼夜ともに気温の高いホットエリア（芝浦港南地区）と日中に高温となる昼間のホットエリア（麻布地区）
3. 南西部の自然教育園から北東に延びる昼間のクールゾーン



図 夏期の都市環境気候図

出典：港区における夏期ヒートアイランドの特性に関する調査結果（2017《平成29》年度 港区）

工 国道・都道・区道の舗装状況

i) 透水性舗装・排水性舗装

- 透水性舗装は、雨水流出抑制対策の一環として、雨水を浸透させるため主に歩道に整備されます。
- 排水性舗装は、機能面では透水性舗装とほぼ同様ですが、主にスリップ抑制を目的として車道に整備されます。
- ここでは、環境面から雨水流出抑制の観点で整備されている透水性舗装を対象に、区内の整備状況を示します。
- 令和3（2021）年度時点で、透水性舗装は区道、都道を合わせ約68.5万㎡と推定されます。内訳は、区道が323,096㎡、都道は歩道面積の約9割に当たる362,362㎡と推定されています。国道については、山手通りから都心側の歩道は透水性舗装としていないため、0㎡となります。
- 平成28（2016）年度との比較では、約0.3%増加しています。

表 透水性舗装の面積

年度	区道	都道（推定）	国道	計
令和3（2021）	323,096㎡	362,362㎡	0㎡	685,458㎡
平成28（2016）	320,772㎡	362,362㎡	0㎡	683,134㎡

出典：令和3年度、平成28年度「港区みどりの実態調査（第10次）」を基に作成

ii) 遮熱性舗装、保水性塗装

- 遮熱性舗装、保水性舗装は、路面温度の上昇を抑制する効果を有することから、夏の暑さ対策（ヒートアイランド対策含む）として整備が行われています。
- 遮熱性舗装は、路面に塗布した遮熱材が赤外線を反射することで、舗装への蓄熱を防ぎ、路面温度の上昇を抑制します。
- 保水性舗装は、保水材にしみ込んだ雨水等が蒸発する時の気化熱によって、路面温度の上昇を抑制します。
- 区道については、令和6（2024）年度の遮熱性舗装面積は2,138㎡であり、平成30（2018）年度以降28,034㎡増加しています。
- 都道については、港区を含む13区にまたがるエリアを対象に、遮熱性舗装、保水性舗装の整備を進めており、令和6（2024）年度には新規で約6km、令和6（2024）年度末時点で累計約200kmの整備が完了しています。

表 遮熱性舗装の面積

年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
遮熱性舗装	7,518	11,252	3,535	-	4,454	6,655	2,138
保水性舗装	1,013	-	-	-	-	-	-
合計	8,531	11,252	3,535	-	4,454	6,655	2,138

出典：令和3年度版、令和5年度版、令和7年度版事業概要「港区の街づくり」を基に作成

都道の遮熱性舗装等の実施状況（～令和6年度末まで）

令和7年5月
東京都建設局



図 都道における遮熱性舗装等の実施状況（令和6《2024》年度末）

出典：東京都建設局資料

(2) 循環型社会

- 区内の収集ごみ量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、管路収集の合計）は、令和2（2020）年度以降減少傾向がみられます。また、資源回収量（集団回収、集積所回収、拠点回収、イベント回収、ピックアップ回収の合計）も、令和2（2020）年度以降減少傾向がみられています。
- 令和4（2022）年度に実施したごみ実態調査の結果では、可燃ごみの適正排出率は66%、不燃ごみの適正排出率は72.6%、資源物の適正排出率は98.1%、資源プラスチックの適正排出率は87.6%となっています。

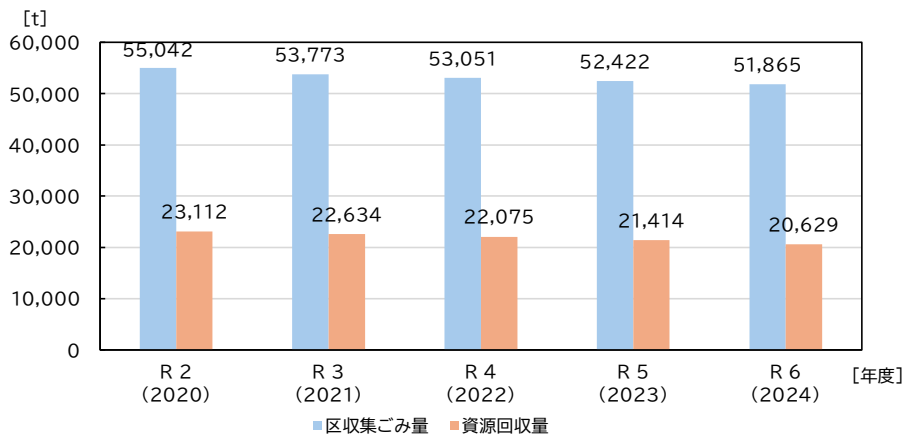


図 総排出量及び資源化率の推移

出典：港区ホームページ「清掃事業所情報館」

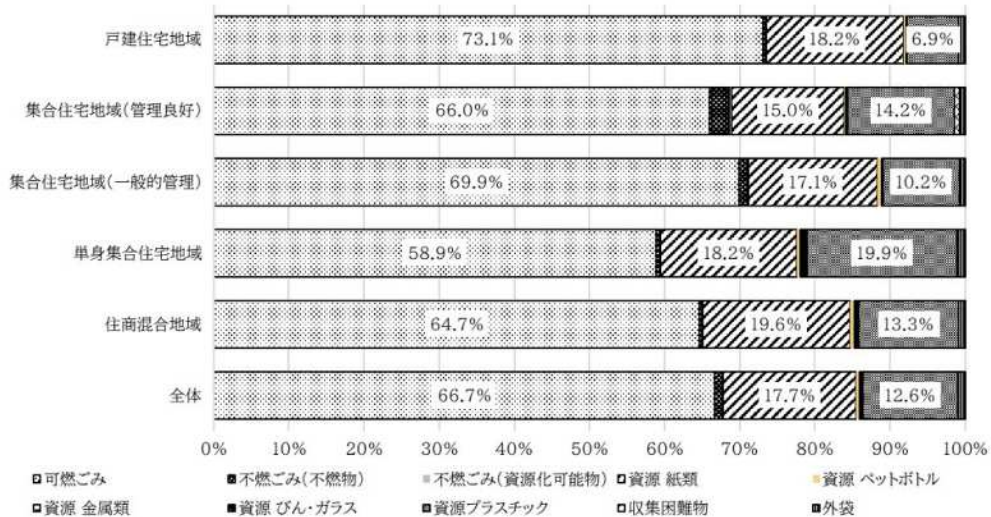


図 可燃ごみの適正排出状況

出典：港区ごみ排出実態調査 調査報告書（令和4年度）

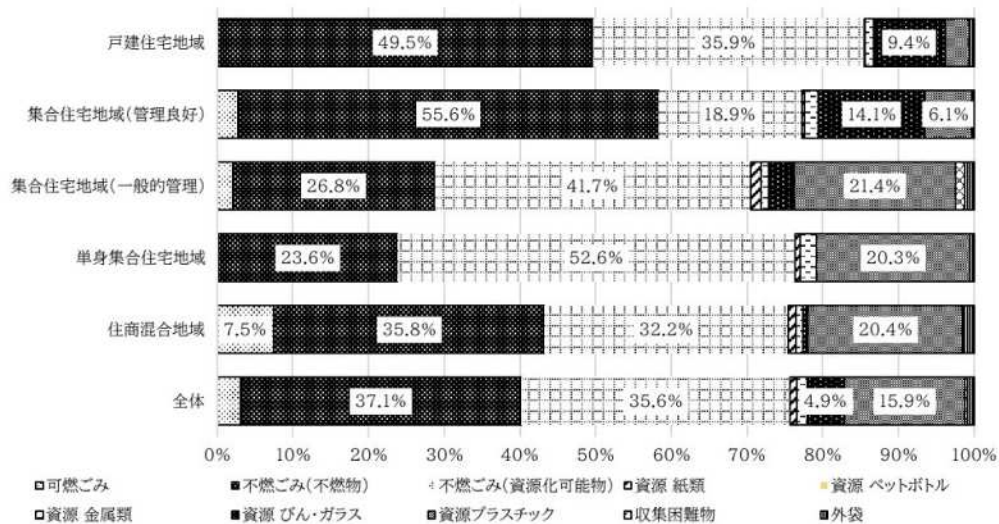


図 不燃ごみの適正排出状況

出典：港区ごみ排出実態調査 調査報告書（令和4年度）

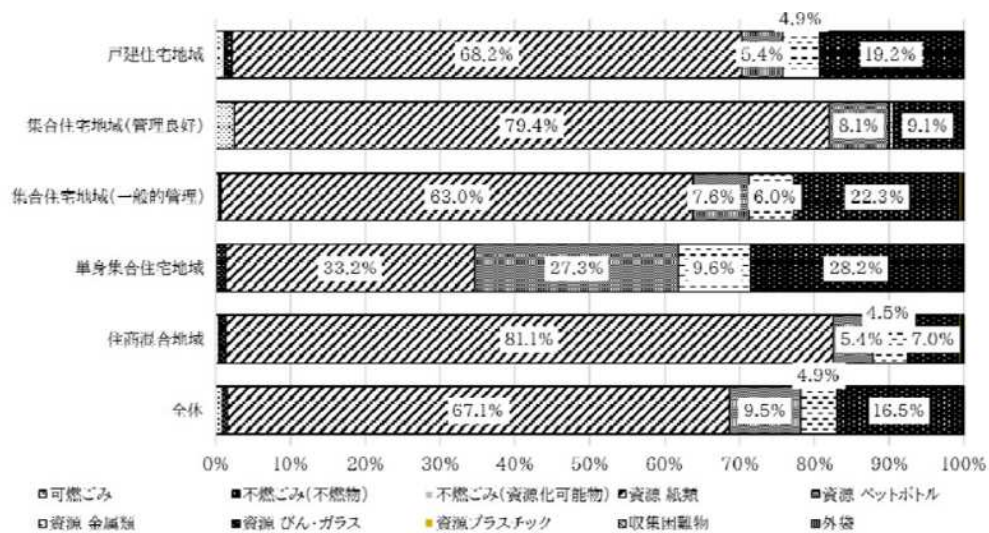


図 資源ごみの適正排出状況

出典：港区ごみ排出実態調査 調査報告書（令和4年度）

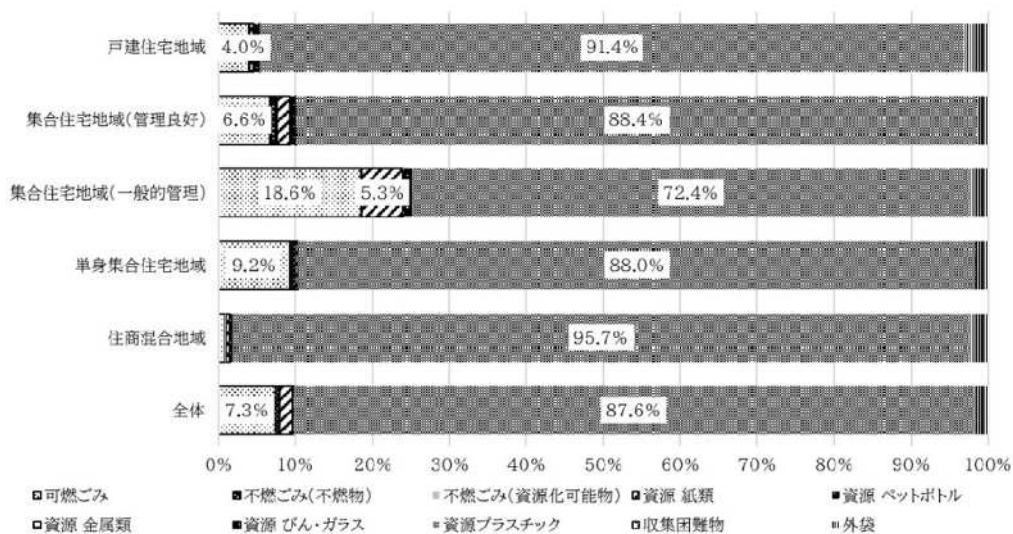


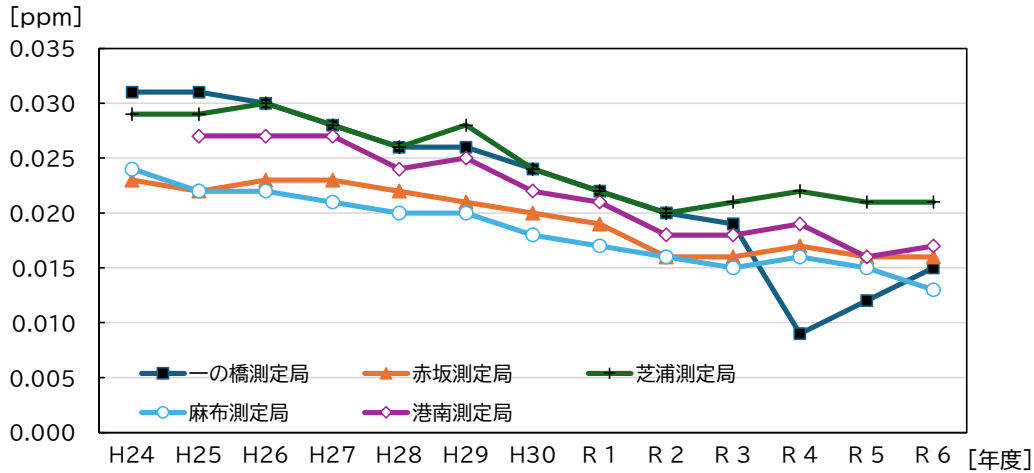
図 資源プラスチックの適正排出状況

出典：港区ごみ排出実態調査 調査報告書（令和4年度）

(3) 生活環境

① 大気汚染

- 区の大気環境については、低公害車の普及等を背景に、二酸化窒素（NO₂）等の大気汚染物質の濃度が長期的に減少傾向にあります。
- 令和6（2024）年度は、光化学オキシダント、非メタン炭化水素を除き、環境基準を達成しています。



注) 港南測定局は、移転に伴い、平成23（2011）年2月から平成25（2013）年3月まで測定を休止
 注) 麻布測定局の令和2年度分データについては、局舎の故障につき確定していません
 注) 一の橋測定局の令和4年度分のデータについては、有効測定日が4日間のため参考値

図 二酸化窒素（NO₂）年間平均値の推移

表 大気汚染の環境基準等の達成状況（令和6《2024》年度）

測定項目	環境基準	測定局（○：達成、×：未達成）				
		一の橋	赤坂	芝浦	麻布	港南
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下で、かつ、1時間値が0.1ppm以下	○	/	/	/	※1
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下で、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	○	/	/	/	/
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下で、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	○	○	○	○	※2
光化学オキシダント（Ox）	1時間値が0.06ppm以下	×	×	×	×	×
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下	※3	○	○	○	○
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1年平均値が15μg/m ³ 以下で、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下	○	○	○	/	/
測定項目	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針	一の橋局				
非メタン炭化水素（NMHC）	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。（S51.8.13通知）	×				

※1 機器停止に伴い測定対象外としています。
 ※2 有効測定日が58日のため参考値です。
 ※3 有効測定日が176日のため参考値です。

出典：「港区の環境リサイクル」（令和7《2025》年 港区）

② 騒音、振動

- 公害は、区民の日常生活に悪影響を及ぼす切実な問題です。区では、苦情の申立てがあった場合、現場調査を行い、公害の発生状況等の確認を行います。その上で、必要に応じ発生源に対する指導等を行い問題の解決に努めています。
- 騒音、振動に関しては、騒音規制法、振動規制法に基づく「特定建設作業」の届出をした施工者に対して、区では解体工事の騒音や振動等による近隣紛争を未然に防ぐため、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」を守るよう指導しています。
- 種類別にみて最も多い苦情は、建設工事の騒音に関する苦情ですが、令和2（2020）年度と比較し、令和6（2024）年度の特定建設工事の件数は増加していますが、騒音に関する苦情件数は大きく減少しています。

表 特定建設作業の届出件数の推移

届出の区分	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
騒音規制法	587	640	608	665	632
振動規制法	396	423	402	454	412

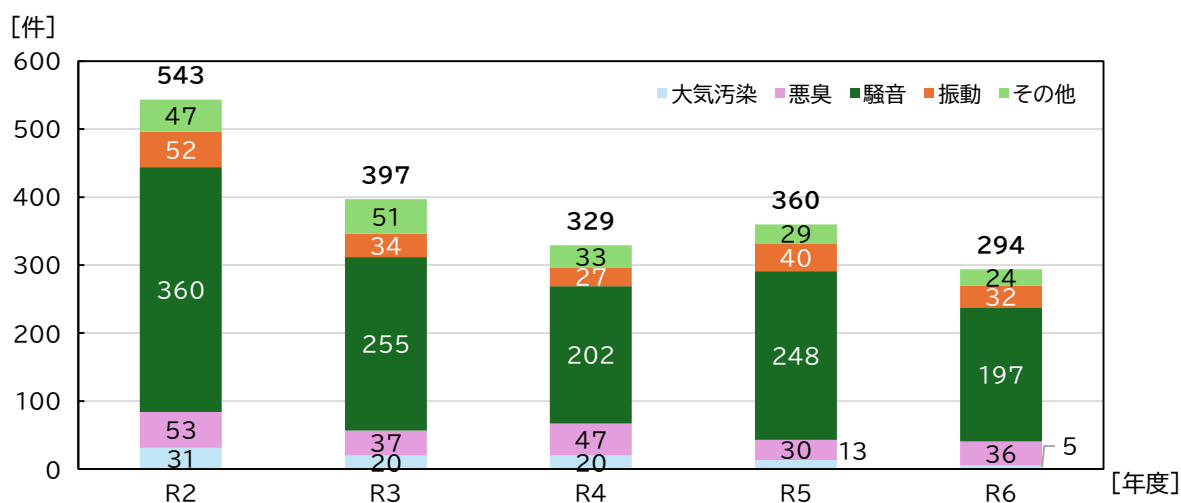


図 種類別苦情件数の推移

出典：「港区の環境リサイクル」（令和7《2025》年 港区）を基に作成

③ 自動車騒音・振動

- 区では、自動車騒音・振動について定期的に測定を実施し、環境基準の達成状況などを調査しています。
- 直近の令和6（2024）年度における常時監視調査については、11地点のうち2地点（新橋5-14-14地先、高輪2-13-8地先）で夜において環境基準を超過しました。
- 騒音規制法第17条、振動規制法第16条に定める要請限度に関する調査については、要請限度を超過した地点はありませんでした。

事業の実施状況

1 常時監視調査結果（令和6年度）

《幹線道路沿の環境基準》 昼 70dB 夜 65dB

No.	調査地点	騒音レベル (dB)	面的評価 達成率(%)
1	芝公園 2-12 地先 (高速都心環状線)	63	98.5
		60	83.1
2	三田 1-3-44 地先 (高速都心環状線)	66	85.9
		64	73.7
3	海岸 3-31-1 地先 (高速 11号台場線)	67	73.7
		61	88.3
4	新橋 5-14-14 地先 (一般国道 15号)	67	99.6
		66	97.0
5	高輪 2-13-8 地先 (一般国道 15号)	70	99.9
		67	96.0
6	白金 4-1-12 地先 (芝新宿王子線)	63	100
		60	100
7	芝公園 2-6 地先 (日比谷芝浦線)	64	100
		61	99.9
8	芝浦 3-20-8 地先 (日比谷芝浦線)	65	100
		59	96.1
9	南麻布 3-19-33 地先 (古川橋二子玉川線)	66	100
		62	99.2
10	芝 2-5-2 地先 (区道 1022号)	62	95.1
		59	89.7
11	港南 2-7-19 地先 (区道 1135号)	63	100
		57	99.8

※上段…昼 下段…夜

※下線は環境基準の超過を表しています。

※面的評価達成率とは、評価対象戸数（評価区間での基準
地点敷地境界から50mの範囲の総戸数）に占める環境基準
達成戸数の割合をいいます。

2 要請限度調査結果（令和6年度）

《要請限度》

騒音 昼 75dB 夜 70dB

振動 昼 70dB 夜 65dB

(No.4を除く。)

昼 65dB 夜 60dB (No.4)

No.	調査地点	騒音レベル (dB)	振動レベル (dB)
1	白金台 1-2 地先 (一般国道 1号)	65	43
		60	39
2	東麻布 2-31 地先 (環状 3号線)	66	44
		63	40
3	白金台 5-11 地先 (北品川四谷線/ 高速 2号目黒線)	68	43
		65	38
4	西麻布 3-12 地先 (北品川四谷線)	64	36
		60	32
5	港南 3-9 地先 (日本橋芝浦大森線)	70	57
		67	52
6	高輪 2-13 地先 (一般国道 15号)	70	42
		67	38
7	南青山 5-9 地先 (一般国道 246号)	68	40
		67	36
8	西麻布 3-21 地先 (霞ヶ関渋谷線/ 高速 3号渋谷線)	70	46
		69	47

※上段…昼 下段…夜

出典：「港区の環境リサイクル」（令和7《2025》年 港区）

④ 羽田空港の機能強化への対応

- 首都圏の国際競争力強化や地域活性化、訪日外国人旅行者の受け入れ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な開催のため、羽田空港の機能強化・国際線増便の目的で令和2年（2020）年3月29日より新飛行経路が運用されました。
- 港区上空を飛行して羽田空港に着陸する羽田新経路の運用開始以降、区民からは、騒音等に対する不安の声が寄せられています。
- 区民の不安を解消するため、区独自の騒音測定調査を行い、騒音による影響を把握するとともに、国（国土交通省）に対し、その結果を示し、騒音・落下物対策や新ルートに限らず飛行経路に係る様々な運用の検討等に取り組むよう求めています。
- 令和6（2024）年度は、6月から8月に区内4箇所の公共施設で騒音測定を実施し、また、国に対し、令和6年8月28日及び令和7年2月13日の2回、固定化回避検討会の早期開催等について要請しました。

⑤ 喫煙に関する動向

ア 喫煙率

- 厚生労働省の「令和5年国民健康・栄養調査報告」によると、現在習慣的に喫煙している者※の割合は16.5%であり、男性26.5%、女性7.4%となっています。
- この10年間でみると、いずれも有意に減少しています。
- 年齢階級別では、30～60歳代の男性の喫煙率が高く、3割を超えています。

※「現在習慣的に喫煙している者」とは、たばこを「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」と回答した者。なお、平成23、24年は、これまでたばこを習慣的に吸っていたことがある者のうち、「この1ヶ月間に毎日又はときどきたばこを吸っている」と回答した者であり、平成21、22年は、合計100本以上又は6ヶ月以上たばこを吸っている(吸っていた)者。

※新型コロナウイルスの影響により、令和2年度、3年度は調査なし。

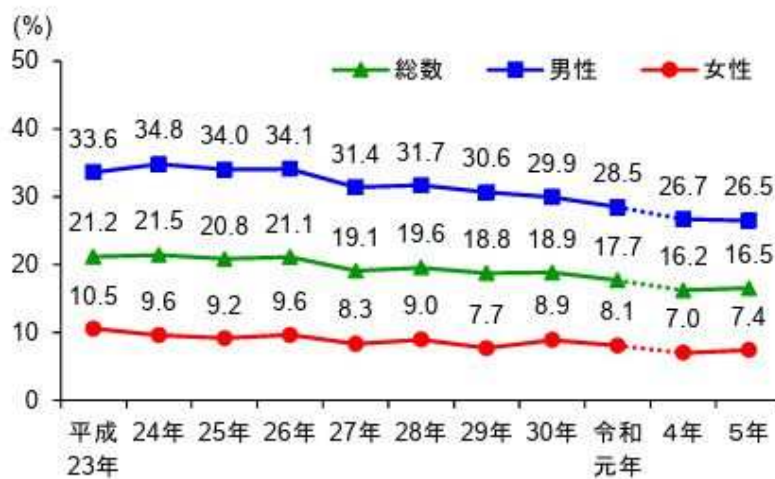


図 現在習慣的に喫煙している者の割合の年次推移 (20歳以上)

出典：厚生労働省「令和5年国民健康・栄養調査報告」

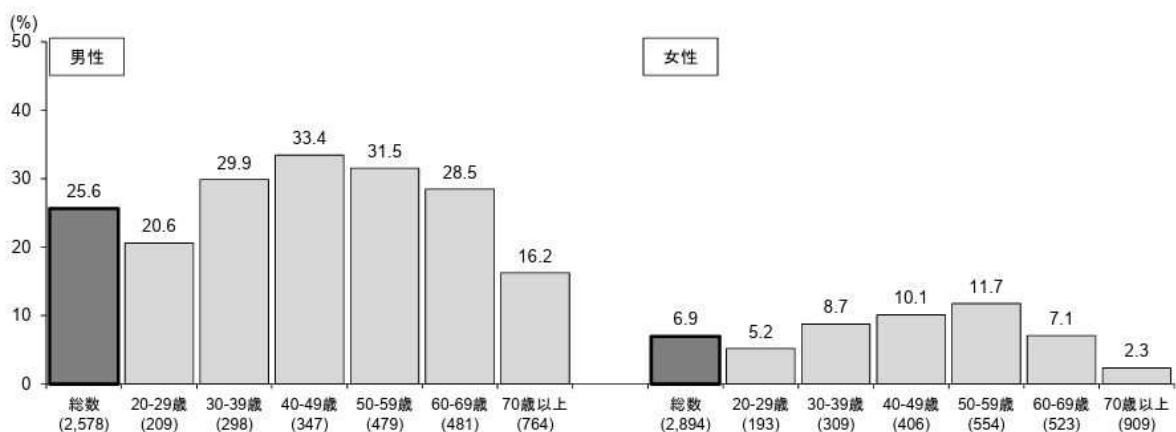


図 現在習慣的に喫煙している者の割合 (20歳以上、性・年齢階級別)

出典：「令和5年国民健康・栄養調査報告」(厚生労働省)

イ 喫煙されているたばこ製品の割合

○現在習慣的に喫煙している者が使用しているたばこ製品の種類※は、「紙巻たばこ」の割合が男性 88.7%、女性 90.5%であり、「加熱式たばこ」の割合が男性 12.9%、女性 9.5%です。

○たばこ製品の組合せは、「紙巻たばこのみ」が男性、女性ともに5割を超えています。

※たばこ製品は、「紙巻たばこ」、「加熱式たばこ」、「その他」の中から、複数回答。

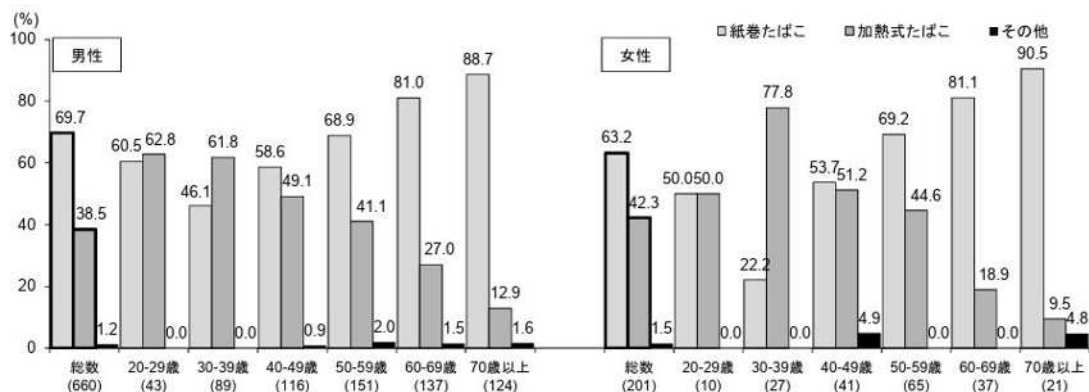


図 現在習慣的に喫煙している者が使用しているたばこ製品の種類 (20歳以上、性・年齢階級別)

出典：「令和5年国民健康・栄養調査報告」(厚生労働省)

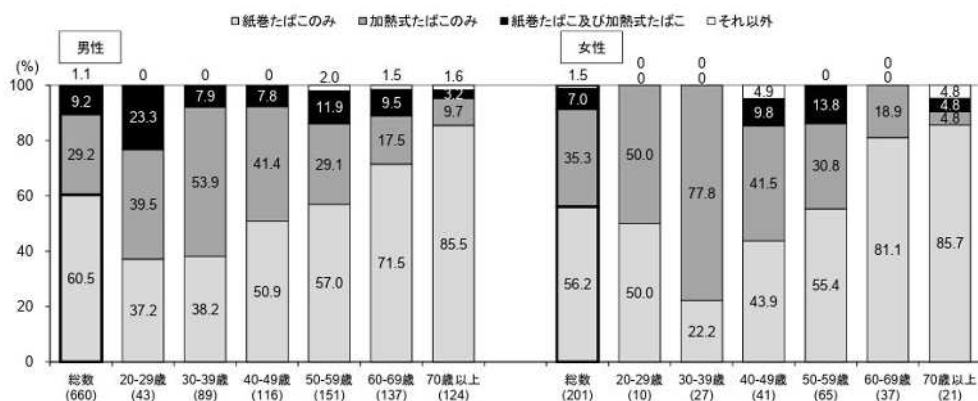


図 製造たばこの組合せ

出典：「令和5年国民健康・栄養調査報告」(厚生労働省)

ウ たばこ対策に対する現状の満足度と重要度

○「たばこ対策」について、重要度は74.1%に対し、満足度が45.8%と、更なる対策を望む区民が多い結果となっています。

○全24項目中重要度の高さは上から8番目であり、区民の関心の高さがうかがえます。

No	項目	満足度 (%)	重要度 (%)
1	居住環境の向上	63.5	86.5
2	街並み景観の向上	68.9	83.5
3	道路・交通対策	51.0	85.6
4	公園・緑・水辺の整備	68.3	84.3
5	地震等の災害対策、地域防災力の向上	45.9	84.2
6	防犯・生活安全対策	50.3	85.9
7	ごみ問題・資源循環	60.9	85.1
8	環境保全・地球温暖化対策	30.1	72.6
9	たばこ対策	45.8	74.1
10	地域コミュニティの形成	28.5	54.6
11	国際化・国際交流	38.2	58.2
12	文化芸術の振興	36.6	57.2
13	中小企業支援・商店街振興	27.2	61.8
14	観光振興	32.1	50.3
15	子育て支援の充実	37.2	69.2
16	学校教育の充実	34.0	71.7
17	生涯学習の推進	24.4	60.4
18	スポーツ振興	30.2	56.3
19	高齢者福祉の充実	29.6	68.3
20	障害者福祉の充実	23.5	63.7
21	生活困窮者の支援	16.5	53.4
22	健康づくり	39.3	71.0
23	男女共同参画社会の推進	18.5	50.2
24	デジタル化の推進	30.0	67.6

図 港区基本計画の取組分野に対する満足度・重要度

出典：「第34 港区民世論調査」（令和5《2023》年 港区）

(4) 自然環境

① 運河、河川（水質、水収支、実質浸透域）

ア 水質

○区では、古川 4 地点、運河 5 地点において、定期的に水質測定を行っています。

○本項では、それぞれ令和 2（2020）年度以降の推移を整理します。

■古川

○古川の水質は、水質汚濁を示す代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）をはじめ、全項目が全地点で環境基準を達成しています。

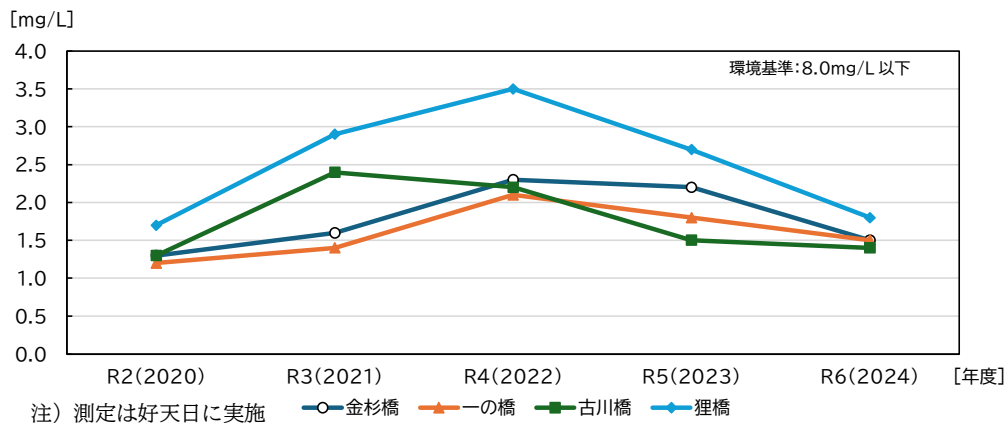


図 古川のBOD（75%値）の推移

出典：港区ホームページ「水質調査」、令和 7 年度版行政資料「港区の環境リサイクル」

■運河

- 運河の水質を示すCOD（化学的酸素要求量）について、令和6（2024）年度は末広橋、藻塩橋、港南大橋の3地点で環境基準を達成しています。
- 令和2（2020）年度以降のCODの推移は、下図のとおりで、年度による変動が大きく、一定していませんが、末広橋、藻塩橋では環境基準を達成している状態が続いています。

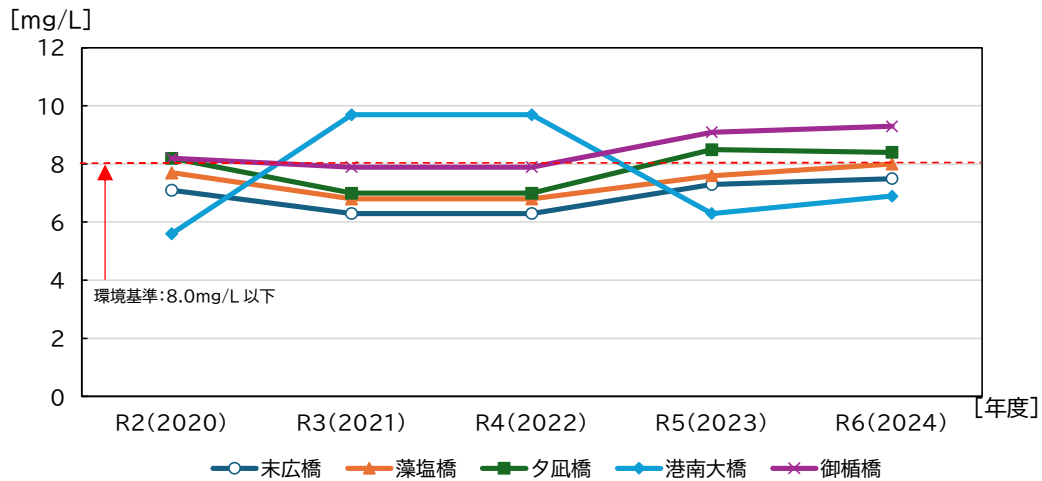


図 運河のCOD（75%値）の推移

出典：港区ホームページ「水質調査」

- 運河については、雨により増加した水が下水道管に流れ込み、通常より処理時間の短い簡易処理水が運河等に排出されることによる影響（臭い等）が課題となっています。このため、区は平成25（2013）年度から、高浜水門、浜路橋、御楯橋の3地点において、晴天時、雨天時の水質調査を継続しています。
- 環境基準が定められている測定項目のうち、水質汚濁の代表的指標であるCOD、赤潮の発生に影響を与える全リン、全窒素の測定結果に着目しました。
- 令和6年度雨天時と晴天時の測定結果を比較すると、姫路橋と高浜水門沖では、CODが雨天時に晴天時よりも大幅に値が増加していることが確認できます。全窒素や全リンは晴天時より雨天時の方の測定値が大きくなる場合が多く見られましたが、御楯橋の全窒素は晴天時よりも雨天時の方の測定値が小さくなっていました。

御栢橋

項目	単位	基準値	晴天時				雨天時							
			R6.8.21				R7.3.3				R7.3.5			
			8:40	11:25	14:35	17:20	9:45	12:10	14:20	16:15	9:00	11:15	12:40	14:25
pH	-	7.0以上8.3以下	7.1	7.0	7.0	7.0	6.9	6.8	6.8	6.8	6.9	6.8	6.7	6.6
DO	mg/L	2mg/L以上	6.0	5.2	7.1	6.4	7.3	8.1	7.4	7.3	7.1	7.5	8.0	8.5
COD	mg/L	8mg/L以下	9.2	8.9	9.6	9.5	9.0	18.0	18.0	17.0	7.9	8.6	12.0	14.0
大腸菌数	CFU/100mL	-	1,800	490	2,400	500	1,400	3,800	4,900	3,200	940	130	210	280
SS	mg/L	-	2	3	2	3	3	12	9	8	3	4	6	5
全リン	mg/L	0.09mg/L以下	0.91	0.90	1.10	0.85	0.48	0.73	0.70	0.68	0.42	0.44	0.50	0.51
全窒素	mg/L	1mg/L以下	15.0	14.0	15.0	13.0	7.4	9.9	9.6	9.3	11.0	11.0	11.0	11.0

姫路橋

項目	単位	基準値	晴天時				雨天時							
			R6.8.21				R7.3.3				R7.3.5			
			7:10	10:25	13:20	16:10	10:10	12:25	14:40	16:35	9:25	11:35	13:00	14:40
pH	-	7.0以上8.3以下	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.8	7.1	7.1	7.0	7.0	7.1	7.1
DO	mg/L	2mg/L以上	5.7	5.1	6.0	6.6	2.7	4.6	7.8	8.1	7.1	8.8	8.3	7.9
COD	mg/L	8mg/L以下	7.9	9.0	8.3	8.4	75.0	79.0	47.0	54.0	27.0	34.0	38.0	49.0
大腸菌数	CFU/100mL	-	380	780	520	340	290	120	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
SS	mg/L	-	2	3	2	2	50	56	35	42	19	18	19	26
全リン	mg/L	0.09mg/L以下	0.25	0.49	0.33	0.32	2.60	2.80	1.50	1.60	0.90	1.00	1.30	1.30
全窒素	mg/L	1mg/L以下	16.0	14.0	16.0	11.0	23.0	23.0	17.0	18.0	13.0	16.0	17.0	19.0

高浜水門沖

項目	単位	基準値	晴天時				雨天時							
			R6.8.21				R7.3.3				R7.3.5			
			9:30	12:20	15:25	17:48	11:00	12:55	15:00	17:05	9:55	11:50	13:25	15:00
pH	-	7.0以上8.3以下	7.2	7.4	7.6	7.4	7.0	7.1	6.9	7.0	7.2	7.3	7.4	7.3
DO	mg/L	2mg/L以上	5.1	7.8	12.7	9.6	7.2	7.1	7.1	7.7	7.4	7.5	7.6	7.8
COD	mg/L	8mg/L以下	7.8	8.1	9.2	8.8	32.0	26.0	33.0	32.0	6.9	7.7	26.0	18.0
大腸菌数	CFU/100mL	-	2,300	1,400	600	420	1未満	1未満	1未満	1未満	100	36	1未満	9
SS	mg/L	-	3	9	10	9	25	21	32	33	5	6	8	13
全リン	mg/L	0.09mg/L以下	0.56	0.51	0.50	0.58	1.50	1.10	1.60	1.40	0.45	0.47	0.65	0.69
全窒素	mg/L	1mg/L以下	8.5	8.2	8.9	10.0	14.0	9.4	13.0	12.0	6.2	6.1	7.8	8.2

出典：令和7年度版行政資料「港区の環境リサイクル」

■お台場海浜公園の水質

- お台場海浜公園の海域は、東京湾が従来から抱えている課題である慢性的な赤潮の発生や、降雨後のごみやオイルボールの漂着及びふん便性大腸菌群数の増加など、安心して水遊びなどの活動をする事ができない状態にあることが、長年課題として指摘されています。
- 区は、安心して泳げる海をめざし、平成26（2014）年度からお台場海浜公園内の水際3地点で水質調査を実施しています。
- 水際の調査地点（A、B、C）についてはCODのみで、令和2（2020）年度以降は、参考指標の水浴場水質判定基準に照らして、水質Cにおいて「可」とされる水準を満たしています。

水際の調査地点



図 お台場海浜公園の水質調査の調査地点

表 お台場海浜公園水際の水質調査結果

測定地点	項目	単位	(参考) 水浴場水質 判定基準	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
お台場学園前水際	COD	mg/L	8以下	5.9	3.4	6.5	6.3	5.5
都営台場一丁目アパート1号棟前水際				6.0	3.5	6.0	6.9	5.6
区立台場保育園前水際				6.4	3.7	6.4	7.1	5.9

COD:化学的酸素要求量

※数値は各年度の平均値です。

※台場は現在水浴場ではありません。

出典：令和7年度版行政資料「港区の環境リサイクル」

イ 水収支

○水収支とは、「ある地域において、雨が降ったり、水が蒸発したり、地中へ染み込んだり、流れ出すことなどによって、ある時間内にその範囲内で出入りした水の量」（港区水循環マスタープランより）です。

○東京都が平成 27 (2015) 年度に行った推計によると、港区を含む区部低地部の水収支は、66 万 m^3 /年の流出となっています。

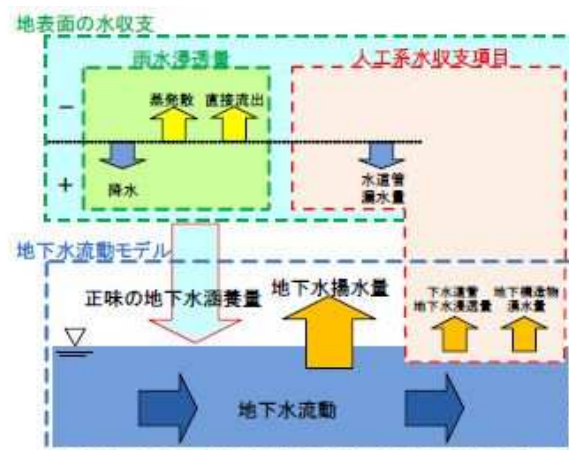


図 水収支モデル概念図

出典：「これからの地下水保全と適正利用に関する検討について」-平成 27 年度地下水対策検討委員会のまとめ
- (平成 28 《2016》 年 7 月)

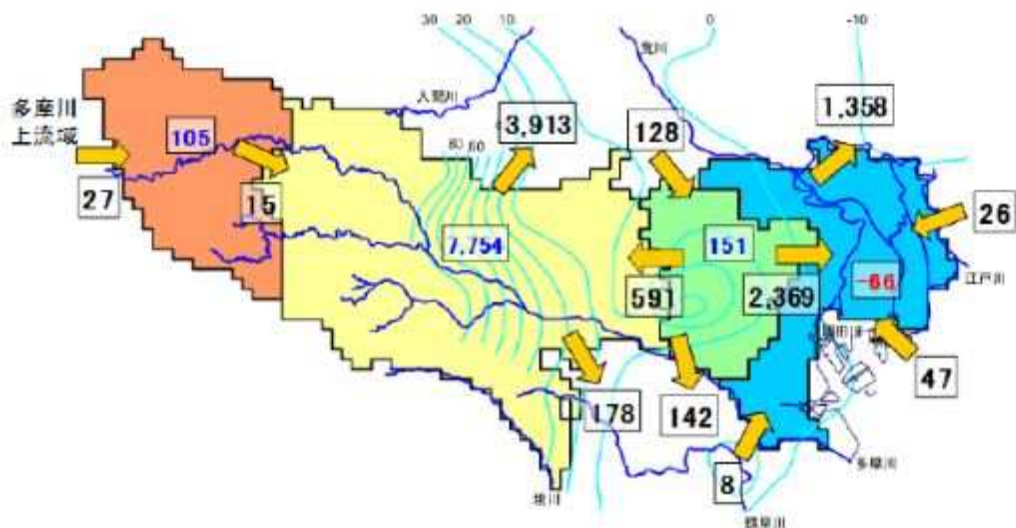


図 都内の水収支（（水平流動：黒字、水収支：赤（流出）又は青（流入））

出典：「これからの地下水保全と適正利用に関する検討について」-平成 27 年度地下水対策検討委員会のまとめ
（平成 28 《2016》 年 7 月）

表 都内の水収支等

		万m ³ /年				
	水収支項目	全域	区部 低地部 ^{※1}	区部 台地部 ^{※1}	多摩 台地部 ^{※1}	多摩 山地部 ^{※1}
地表 面収 支	雨水浸透量	107,605	1,018	4,457	57,569	44,561
	降水量	334,680	66,272	42,098	162,012	64,298
	蒸発散量	-80,541	-13,341	-7,893	-41,015	-18,292
	直接流出量	-146,535	-51,913	-29,748	-63,428	-1,446
	水道管漏水量	4,234	1,682	1,226	1,309	17
	地表面の水収支	111,839	2,700	5,683	58,877	44,578
地下 水 流 動	正味の地下水かん養量	111,839	2,700	5,683	58,877	44,578
	下水道管浸透量	-12,735	-3,468	-2,199	-5,061	-2,007
	地下構造物湧出量	-1,835	-764	-330	-742	0
	揚水量	-17,294	-515	-836	-15,939	-4
	水道用	-11,687	0	-39	-11,648	0
	水道用以外	-5,606	-515	-797	-4,291	-4
	河川からの流入・流出	-2,788	-1,746	-306	2,165	-2,901
	多摩川からの流入・流出	3,016	-592	-306	3,975	-62
	崖線・(河床)への湧水量	-78,187	-1,580	-1,161	-33,836	-41,610
	東京湾からの流入・流出	47	47			
	水平流動量	-5,673	1,028	-3,229	-3,514	42
	区部低地	-2,369		-2,369		
	区部台地部	2,960	2,369		591	
	多摩台地部	-577		-591		15
	多摩山地部	-15			-15	
	千葉県側	26	26			
	埼玉県側	-5,399	-1,358	-128	-3,913	
神奈川県側	-327	-8	-142	-178		
多摩川上流域	27				27	
水収支	7,944	-66	151	7,754	105	
地下水位	地下水位変動量(m/年) ^{※2}	0.23	-0.01	0.03	0.46	0.02
	換算面積(km ²)	1,745	350	222	840	333

※1 地域ごとに、プラスは流入、マイナスは流出を表す
 ※2 地下水位変動量は(水収支)÷(換算面積)÷(有効間隙率 0.2)より算出

出典：「これからの地下水保全と適正利用に関する検討について」-平成 27 年度地下水対策検討委員会のまとめ
 (平成 28 《2016》 年 7 月)

ウ 実質浸透域

- 実質浸透域とは、樹林地や草地のように雨水が浸透する土地と、透水性舗装や浸透ます等によって人工的に雨水が浸透する面を加えた、実質的に浸透する地表面をいい、「港区みどりの実態調査」では、下図のように整理し、算定しています。
- 港区全域の実質浸透域は、令和3（2021）年時点で5,392,188㎡となり、平成28（2016）年度の5,377,326㎡から5年の間に14,862㎡増加していることがわかります。実質浸透域率にすれば、令和3年度で26.0%であり、平成28年度の25.9%から0.1ポイント増加しています。
- 浸透域率が低下したにも関わらず、実質浸透域率が上昇したことは、浸透域面積の減少を雨水浸透施設が補っていることを表しています。

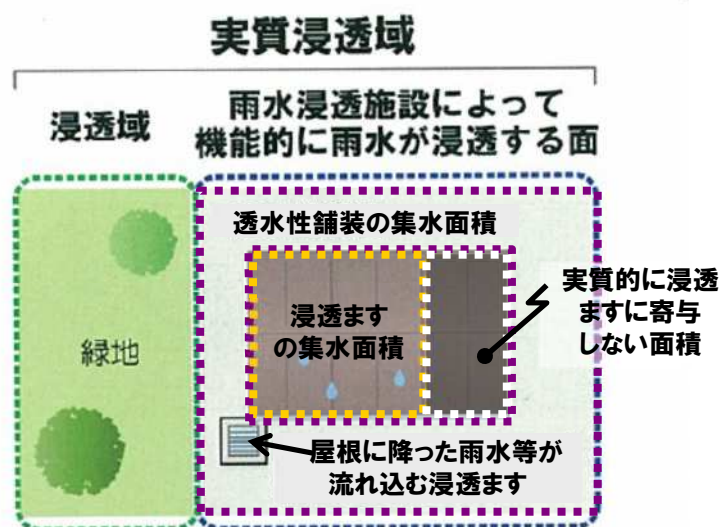


図 実質浸透域の概念

出典：「港区みどりの実態調査（第10次）」（令和3年 港区）

表 港区全域の実質浸透域の面積と実質浸透域率の算定結果

年度	調査区域 面積(m ²)	浸透域 の面積 (m ²)	雨水浸透施設の設置された 場所の面積(m ²)		合計 (m ²)	浸透域率 (%)	実質 浸透域率 (%)
			建物の雨水浸透 施設の浸透面積 (m ²)	道路の雨水浸透 施設の浸透面積 (m ²)			
令和3年度	20,759,895	4,135,551	498,965	757,673	5,392,188	19.9%	26.0%
平成28年度	20,767,046	4,229,896	397,741	749,689	5,377,326	20.4%	25.9%
平成23年度	20,749,581	4,319,114	156,818	730,113	5,206,045	20.8%	25.1%
平成18年度	20,749,581	4,078,709	141,862	684,417	4,904,988	19.7%	23.6%

<水面を調査区域面積に含まない場合>

組み合わせ	調査区域 面積(m ²)	浸透域 の面積 (m ²)	雨水浸透施設の設置された 場所の面積(m ²)		合計 (m ²)	浸透域率 (%)	実質 浸透域率 (%)
			建物の雨水浸透 施設の浸透面積 (m ²)	道路の雨水浸透 施設の浸透面積 (m ²)			
令和3年度	20,391,242	4,135,551	498,965	757,673	5,392,188	20.3%	26.4%
平成23年度	20,388,780	4,229,896	397,741	749,689	5,377,326	20.7%	26.4%
平成23年度	20,355,879	4,319,114	156,818	730,113	5,206,045	21.2%	25.6%
平成18年度	20,370,954	4,078,709	141,862	684,417	4,904,988	20.0%	24.1%

出典：「港区みどりの実態調査（第10次）」（令和3年 港区）

② 湧水及びビオトープ（箇所数・面積）

ア 湧水

- 港区は起伏に富む地形のため、都心区の中では最も湧水に恵まれており、「柳の井戸（善福寺）」、「根津美術館」等、古くから人々に親しまれている湧水や井戸が、数多く見られます。
- 現在も湧水を利用した庭園が公園等として残っていますが、斜面緑地の減少等により湧水箇所は減少しています。
- 区内では、昭和 51（1976）年に 27 箇所の湧水が確認されており、以降、「港区みどりの実態調査」において定期的に状況が確認され、これまでに 33 箇所の湧水が確認されていますが、そのうち 8 箇所は現存していません。
- 令和 3（2021）年度の調査では、17 箇所の湧水において自然湧出が確認されています。

表 湧水の湧出状況別一覧

湧出状況	平成 28 (2016) 年度調査		令和 3 (2021) 年度調査		
	湧水量	湧水の名称	箇所数	湧水の名称	箇所数
自然湧出	10ℓ/分以上	T 氏邸 根津美術館 (番号 1502・暗渠排水) 国立自然教育園 (番号 2702)	3	根津美術館 (番号 1502・暗渠排水) 道往寺 (暗渠排水) 国立自然教育園 (番号 2702)	3
	5～10ℓ/分	善福寺 道往寺 (暗渠排水)	2	善福寺	1
	5ℓ/分未満	御田八幡神社 O 氏邸 成覚寺 根津美術館 (番号 1501) 大松寺 (暗渠排水) 泉岳寺 願生寺 (暗渠排水)	7	御田八幡神社 成覚寺 有栖川宮記念公園 (番号 802) 根津美術館 (番号 1501) 大松寺 (暗渠排水) 願生寺 (暗渠排水)	6
	測定不能	有栖川宮記念公園 (番号 802) がま池 宝生院 大信寺 東禅寺 亀塚公園 H 氏邸 元麻布三丁目緑地	8	がま池 宝生院 大信寺 泉岳寺 亀塚公園 H 氏邸 元麻布三丁目緑地	7
ポンプアップ	有栖川宮記念公園 (番号 801) シナガワグース 国立自然教育園 (番号 2701)	3	有栖川宮記念公園 (番号 801) 国立自然教育園 (番号 2701)	2	
水道水による循環または補給	芝公園・もみじ谷 檜町公園	2	芝公園・もみじ谷 檜町公園	2	
消失	K 氏邸 光林禅寺※1 宮村児童遊園 筭小学校 NTT データ (旧三田分校) シティインデックス三田伊皿子坂※2	7	K 氏邸、T 氏邸、光林禅寺※1 宮村児童遊園 筭小学校 NTT データ (旧三田分校) シティインデックス三田伊皿子坂※2 旧 J 氏邸	8	
不明	所在不明 (六本木六丁目テレビ朝日付近)	1	所在不明 (六本木六丁目テレビ朝日付近)	1	
		合計	33	合計	30※3

※1 平成 2 年度調査にて寺院に確認したところ昭和 40 年代には既に湧水は無くなっていたとのこと

※2 平成 18 年度調査では確認されていたものが、平成 23 年度調査では消失していた

※3 令和 3 年度は、33 か所の湧水のうち 3 か所については調査不可

出典：「港区みどりの実態調査 (第 9 次)」 (平成 29 年 港区)

「港区みどりの実態調査 (第 10 次)」 (令和 3 年 港区)

イ ビオトープ

- 区では、学校、公園及び港区立エコプラザにビオトープを設置し、生物多様性を学ぶ場として活用しています。
- 学校ビオトープは、「港区みどりの実態調査（第10次）」の学校ビオトープ実態調査において、アンケート調査の対象とした21校・園（保育園・保育室5園、幼稚園12園、小学校2校、中学校・高等学校2校）にあることが把握されています。
- 各校のビオトープでは、メダカ、カエル、トンボ（ヤゴ）など、池や水辺に生息する生物種が多数確認されています。
- 港区立エコプラザの敷地内にもビオトープを設置し、生きものとふれあう場を提供しています。

表 学校ビオトープ及び公園ビオトープ設置場所

種別	調査対象	
	平成28（2016）年度	令和3（2021）年度
学校 ビオトープ	青山小学校 赤坂小学校 麻布小学校 筈小学校 港南小学校 港陽小学校 芝小学校 芝浦小学校 青南小学校 南山小学校 東町小学校 御田小学校 本村小学校 青山中学校 (14校)	芝公園保育園 芝保育園 麻布保育園 桂坂保育室 志田町保育室 赤羽幼稚園 港南幼稚園 芝浦幼稚園 白金台幼稚園 にじのはし幼稚園 本村幼稚園 三光幼稚園 青南幼稚園 高輪幼稚園 麻布みこころ幼稚園 東洋英和幼稚園 愛育幼稚園 赤羽小学校 白金の丘小学校 港南中学校 六本木高等学校 (21校)
公園 ビオトープ	芝浦中央公園（2箇所） 元麻布三丁目緑地 区立芝公園 杜の公園 亀塚公園 白金台どんぐり児童遊園 港南緑水公園 高輪森の公園 高松くすのき公園 芝浦公園 (計11箇所)	芝浦中央公園B面ドッグラン横の池 芝浦中央公園D面湿性花園 元麻布三丁目緑地 区立芝公園 杜の公園 亀塚公園 白金台どんぐり児童遊園 港南緑水公園 高輪森の公園 高松くすのき公園 芝浦公園 (計11箇所)
その他	港区立エコプラザ	港区立エコプラザ

i). 学校ビオトープの現状と課題（令和3年度緑の実態調査時）

■ 現状

○ほとんどの学校がビオトープに水域を含み、メダカ、カエル、トンボ（ヤゴ）など、池や水辺に生息する生物種が多数確認されております。

表 学校ビオトープにおける整備年と分類

学校名	整備年	分類
芝公園保育園	2014年	水域を含む
芝保育園	2008年位	水域を含む
麻布保育園	2020年	水域を含む
桂坂保育室	2014年	水域を含む
志田町保育室	2019年位	水域を含む
赤羽幼稚園	不明	水域を含む
港南幼稚園	不明	水域を含む
芝浦幼稚園	2011年位	水域を含む
白金台幼稚園	2009年位	水域を含む
にじのはし幼稚園	1996年以降	水域を含む
本村幼稚園	不明	水域を含む
三光幼稚園	不明	水域を含む
青南幼稚園	2004年	水域を含む
高輪幼稚園	2006年	水域を含む
麻布みこころ幼稚園	1971年以前	水域を含む
東洋英和幼稚園	1961年頃	水域を含む
愛育幼稚園	2018年位	水域を含む
赤羽小学校	不明	水域を含む
白金の丘小学校	2015年	草のみ・樹林のみ
港南中学校	不明	水域を含む
六本木高等学校	不明	水域を含む

■ 利用と管理

- 各校のビオトープの利用状況は全 21 校のうち、17 校がビオトープを利用しており、うち 13 校は授業以外での利用でした。
- 維持管理者で最も多かったのは学校職員で、次いで教員であり、ほとんどの学校で在勤者による管理がされていました。
- いずれの学校もビオトープは地上に造成されていました。1 校のみが屋上にも草地を造成していました。
- 各校のビオトープ面積は 5 m²未満、又は、5 m²以上 10 m²未満と比較的小規模のビオトープが多い傾向にありました。

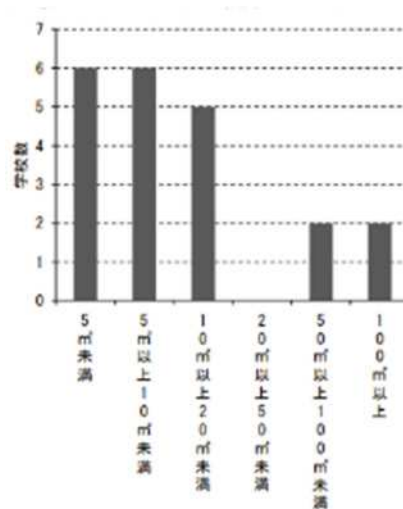


図 ビオトープの広さ

出典：「港区みどりの実態調査（第 10 次）」（令和 3 年 港区）

■ 課題

- 学校ビオトープについて、管理面・環境面・専門知識面における課題として挙げられたのは以下の通りでした。

【学校ビオトープの課題】

(管理に関する課題)

- ・排水不良などのトラブル、繁茂した藻や落ち葉の除去などビオトープの維持管理
- ・生きものに配慮した管理
- ・教職員移動に伴う管理方法の引継ぎ
- ・ビオトープの担当者ごとに熱意が異なり維持管理方法に統一性がない
- ・管理マニュアルの作成
- ・水難事故や転落・転倒、危険生物との関わりにおける安全管理

(環境に関する課題)

- ・日当たりが悪い

- ・具体的な造成方法が分からない
- ・他校との連携
- ・遺伝子かく乱を招くおそれのある種や、生態系被害防止外来種の導入事例がある

(専門知識に関する課題)

- ・ビオトープに関する教材や資料不足
- ・ビオトープの利用方法が不明確
- ・専門家の支援が受けられていない

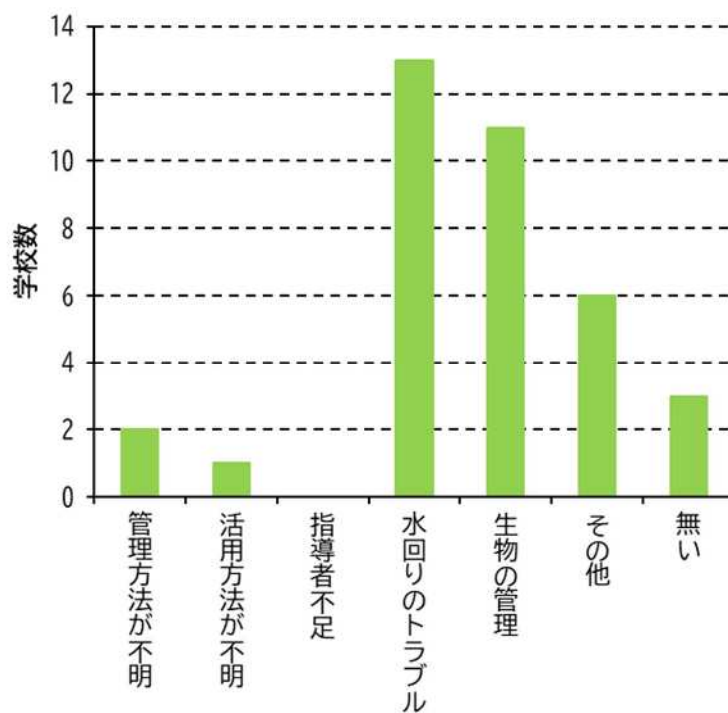


図 ビオトープの課題

■ 今後に向けた希望

○アンケート調査にて、各校が学校ビオトープに希望することを回答したものは以下の通りでした。

【学校ビオトープに関する希望】

(取り組みに関する希望)

- ・既存ビオトープの充実・改良
- ・ビオトープの新設
- ・園内の畑の拡大、生息・生育種数を増やす

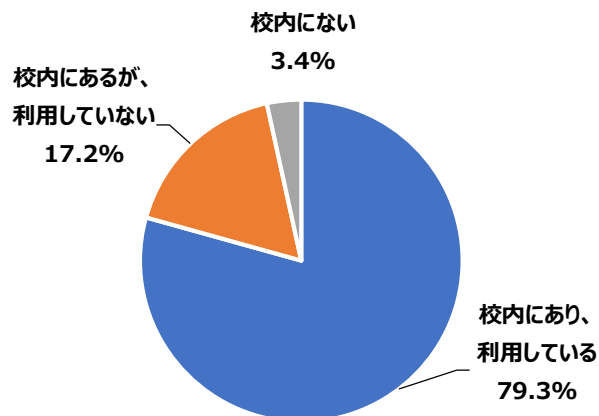
- ・ 専門家の支援を受ける
- ・ 学校が実施主体となること
- ・ ボランティアの参加や協力、行政の協力

(専門家派遣に希望・期待すること)

- ・ ビオトープの整備・拡大や、現状の池に対してできることに関する具体的なレクチャーやアドバイス
- ・ ビオトープにおける観察会の実施
- ・ 樹木の管理・育成方法
- ・ ビオトープの授業への取り込み方

ii). 学校ビオトープの現状 (令和7年度環境やいきものに関する教員アンケート)

- アンケート対象である小学校 19 校、中学校 10 校において、ビオトープが構内にあり利用していると回答したのは 23 校 (79.3%)、校内にあるが利用していないと回答したのが 5 校 (17.2%)、校内にないと回答したのは 1 校 (3.4%) となっています。
- ビオトープがあっても管理が十分でないと、安全に利活用ができないことが考えられます。



③ 街路樹・公園等の緑（分布、面積）、緑被率

ア 緑被率

- 区内には、赤坂御用地や有栖川宮記念公園、国立科学博物館附属自然教育園などの大規模でまとまりのある緑をはじめ、斜面地や寺社などに残る樹林、公共施設・民間施設の緑など、多種多様な緑が分布しており、都心にありながら緑豊かな環境を形成しています。
- 令和3（2021）年度に実施した「港区みどりの実態調査（第10次）」によると、区全体の緑被率は22.62%です。平成28（2016）年度に実施した調査から緑被地面積は17.33ha増加していますが、緑被率は微増にとどまっています。緑被地の内訳を見ると、樹木被覆地が10.99ha、草地在1.85ha、屋上緑地が4.49ha増加しました。
- 樹木被覆地は、公園整備や、公共施設、集合住宅、商業・業務施設などの建築行為に伴う緑地整備により増加しているものの、市街地再開発事業による宅地等の整備や、各種施設の建設、建替え、公園内の樹木の伐採などにより、まとまった樹木被覆地の消失も生じています。
- 斜面緑地の調査結果からは、斜面地上の樹林が平成28（2016）年度に比べ、23箇所減少していますが、面積は微増しています。
- 地区別では、全ての地区で微増となっています。

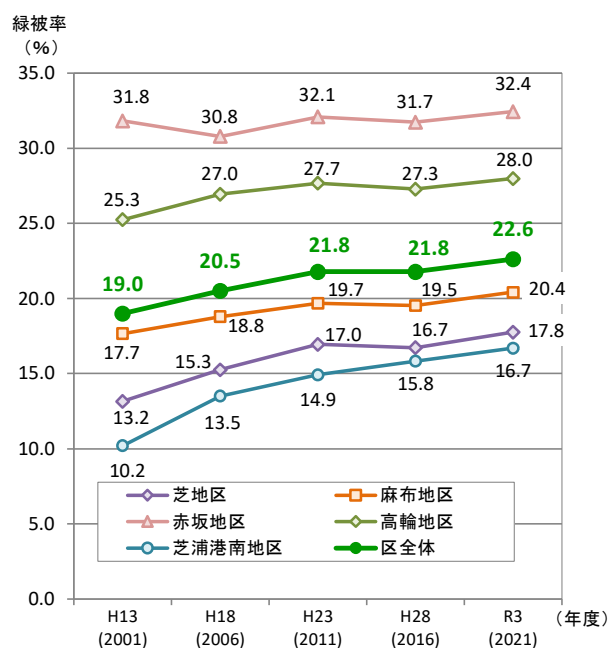


図 緑被率の推移

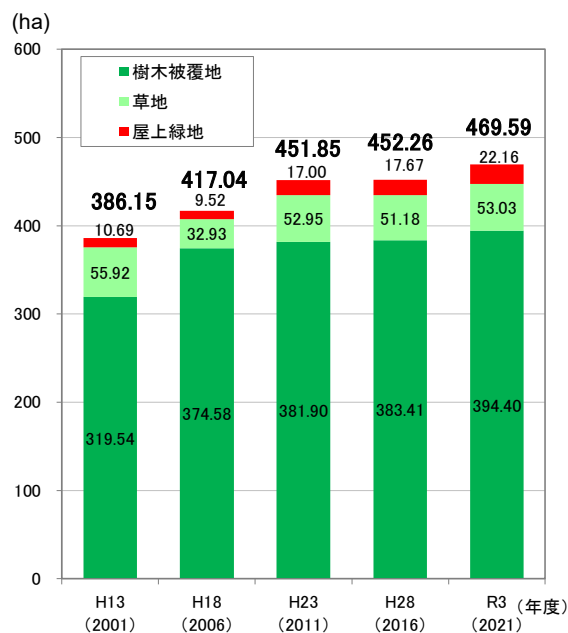


図 緑被地面積の推移

出典：「港区みどりの実態調査（第6次）～（第10次）」（平成14・19・24・29年、令和3年 港区）を基に作成



図 緑被地の分布（令和3《2021》年度）

出典：「港区みどりの実態調査（第10次）」（令和3年 港区）を基に作成

イ 街路樹

- 「港区みどりの実態調査（第10次）」によると、令和3（2021）年度における区全体の街路樹本数は12,315本、街路樹が植栽された路線の延長は110,649mです。
- 管轄別の樹木植栽本数・街路樹路線延長は、区道が5,389本・47,498m、都道が5,359本・48,142m、国道が1,567本・15,009mであり、街路樹の本数では区道が最多、街路樹路線延長では都道が最長となっています。
- 平成28（2016）年度の調査結果と比較すると、樹木植栽本数は169本増加、街路樹路線延長は4,485m伸長しています。このうち樹木植栽本数については、平成28（2016）年度から令和3（2021）年度にかけて区道、国道では減少する中で、都道は190本増加しています。
- 植栽樹種は、イチョウ（2,395本）、ハナミズキ（2,248本）、プラタナス（1,747本）、サクラ（829本）、ヤマモモ（596本）が上位5種となっており、区道についてはハナミズキ（1,299本）が最多となっています。
- 植栽樹種について、平成28（2016）年度と令和3（2021）年度を比較すると、上位5種類のうち、ヤマモモだけ変わっています。また、5種全てで全体の本数が減少しています。

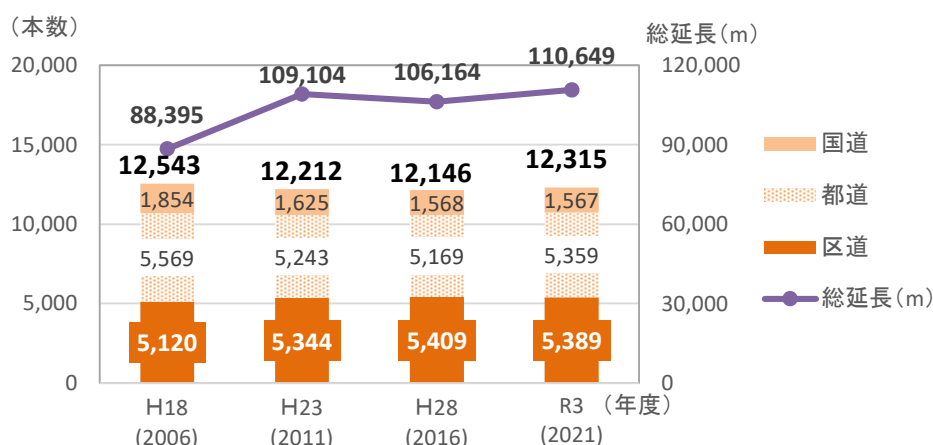


図 管轄別の街路樹本数・街路樹路線総延長の推移

出典：「港区みどりの実態調査（第10次）」（令和4年3月）を基に作成

表 植栽樹種（上位5種）

	平成28（2016）年度		令和3（2021）年度	
	樹種	本数（）内は区道本数	樹種	本数（）内は区道本数
1	イチョウ	2,398（583）	イチョウ	2,395（589）
2	ハナミズキ	2,280（1,378）	ハナミズキ	2,248（1,299）
3	プラタナス	1,814（388）	プラタナス	1,747（356）
4	サクラ	730（688）	サクラ	829（760）
5	クスノキ	642（559）	ヤマモモ	596（134）

出典：「港区みどりの実態調査（第9次）」（平成29年3月）、「港区みどりの実態調査（第10次）」（令和4年3月）を基に作成

ウ 公園

- 令和3（2021）年4月1日現在、区内には国や東京都の公園、区の公園等を合わせ、計166箇所、総面積106.2ha（区域面積の約5％）の公園等があります。
- 平成31（2019）年度に対し、区立公園、区立児童遊園の増加に伴い、総面積は1.0ha増加しています。
- 平成22（2010）年度からの推移をみても、公園の新規整備は少なく、面積はほぼ横ばいの状況です。
- 近年、公園事業は既存公園の維持補修、管理運営が中心となりつつあり、特に、管理運営については、平成24（2012）年度から比較的規模の大きな区立公園に指定管理者を導入した成果をふまえ、平成29（2017）年度から区立公園・児童遊園について5つの総合支所の地区単位で包括的な指定管理を導入し、民間活力によるサービス向上を図っています。

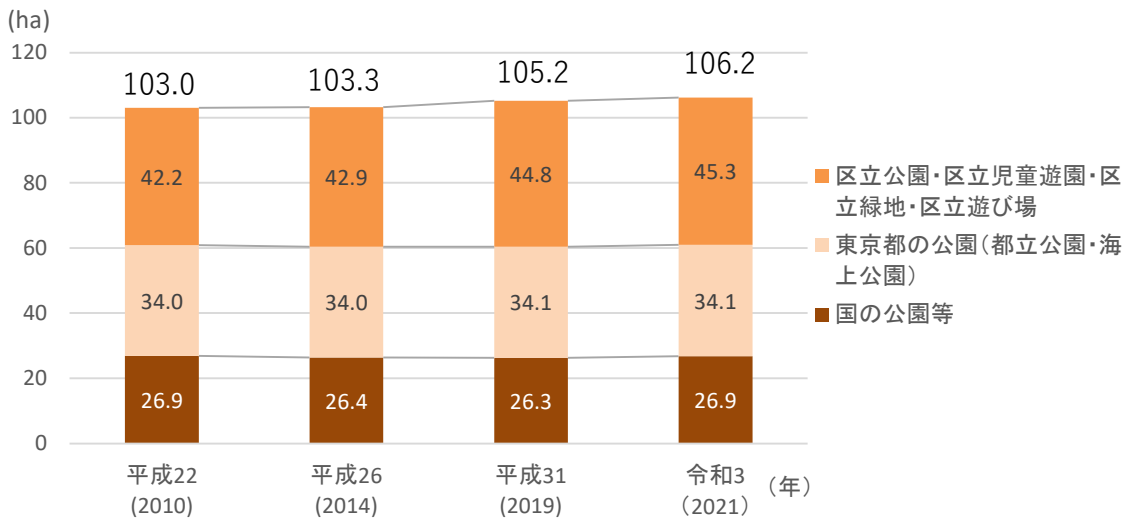


図 区内の公園・緑地面積の推移

表 区内の公園・緑地の整備状況（内訳）

種別	平成26（2014）年		平成31（2019）年		令和3（2021）年		
	箇所	面積（ha）	箇所	面積（ha）	箇所	面積（ha）	
国の公園等（国立科学博物館附属自然教育園、明治神宮外苑）	2	26.4	2	26.3	2	26.9	
東京都の公園（都立公園、海上公園）	8	34.0	8	34.1	8	34.2	
区の公園等	区立公園	49	30.3	49	32.0	49	32.4
	区立児童遊園	58	4.1	57	4.1	57	4.2
	区立緑地	37	7.5	40	7.9	40	7.9
	区立遊び場	12	1.0	10	0.8	10	0.8
	小計	156	43.0	156	44.8	156	45.3
計	166	103.3	166	105.2	166	106.2	

※平成31（2019）年の値のうち、都立公園については平成30（2018）年4月1日現在の値

※東京都の公園については、港区内の面積のみ計上

④ 生物の状況（数、種類）

○平成 20（2008）年から 21（2009 年）に、区内の主要な 44 箇所の緑地や水域を対象に実施した「港区生物現況調査（第 2 次）」^{※1}により、2,171 種の生きものが確認されています。

○ハシブトガラスなどの都市に適応した種や外来種が多い一方で、広い緑地が必要な種がほとんど見つかっていないといった傾向があり、都市の生物相によくみられる特徴が表れています。

表 「港区生物現況調査（第 2 次）」により確認された生きもの

分類群	種類	レッドリスト 掲載種 ^{※1}	外来種
植物（維管束植物）	640	19	147
コケ（蘚苔類・地衣類）	90	—	1
きのこ（担子菌類）	54	—	—
海藻・海草	13	1	—
鳥類	77	27	3
ほ乳類	3	—	1
は虫類	9	5	1
両生類	3	2	1
昆虫類・クモ類	724	11	16
土壌動物（ミミズ、ヤスデ、ムカデなど）	199	1	5
魚類（池と川）	31	7	9
魚類（東京湾と運河）	47	11	1
底生動物 ^{※2} （池と川）	146	9	13
底生動物（東京湾と運河）	135	5	14
合計	2,171	98	212

※1 赤坂御用地と自然教育園の現地調査は実施していない。

※2 レッドリスト掲載種：環境省及び東京都のレッドリスト（平成 25（2013）年度時点）に掲載されている種

※3 底生動物：水の中で生活する生きもののうち、岩などにくっついたり、泥の中に潜ったり、底をはい回るなど、水底から離れずに生活する動物のこと。貝やエビ、カニのほか、ヤゴやボウフラといった水生昆虫もこれにあたる。

出典：「港区環境基本計画（別冊）」

- 港区には 13 の運河があります。その幅は 15～160m と様々で、全て垂直護岸になっています。
- 浅場が少ないこと、水質が悪くなる時期があることから、運河で見られる生きものは限られます。その中でも、環境省が準絶滅危惧種に指定しているホソアヤギヌという藻類が生育しています。
- 冬にはユリカモメの大群が見られるほか、キンクロハジロやホシハジロなどのカモ類が、運河で冬を過ごします。
- 芝浦周辺の運河では、カニの生息に配慮した環境の創出が行われています。

表



お台場海浜公園の人工磯浜



港区から姿を消したハマシギ



芝浦西運河のカニ護岸



海浜性のハマヒルガオ



運河で冬を越すキンクロハジロ



今も続く江戸前アナゴ漁

(東京海洋大学提供)

出典：「港区環境基本計画（別冊）」

- 区では、毎年「みんなと生きもの調査隊」を実施し、区立小学校の3、4年生を対象に7月から8月にかけて区内の身近な生きものの調査を実施しています。
- 令和6年度は、28種の調査対象種について、2,130件の情報が確認されています。
- 最も多く情報が確認された地点は有栖川宮記念公園(219件)、次いで芝公園(135件)であり、大規模公園や緑地では多くの生きものを観察することができます。

表「みんなと生きもの調査隊」の令和6年度の調査対象種と確認件数

No.	対象種	情報数	構成比(%)
1	オンブバッタ	50	2.3
2	ショウリョウバッタモドキ	5	0.2
3	ショウリョウバッタ	98	4.6
4	カナブン	243	11.4
5	アオドウガネ	88	4.1
6	リュウキュウツヤハナムグリ	77	3.6
7	コフキコガネ	49	2.3
8	シロテンハナムグリ	16	0.8
9	タマムシ	38	1.8
10	ギンヤンマ	37	1.7
11	コシアキトンボ	13	0.6
12	オオシオカラトンボ	96	4.5
13	シオカラトンボ	403	18.9
14	ハラビロカマキリ	32	1.5
15	コカマキリ	10	0.5
16	オオカマキリ	36	1.7
17	チョウセンカマキリ	3	0.1
18	ナミアゲハ	168	7.9
19	キアゲハ	87	4.1
20	アカボシゴマダラ	19	0.9
21	ヤマトシジミ	138	6.5
22	ルリシジミ	25	1.2
23	ツバメシジミ	13	0.6
24	モンキアゲハ	12	0.6
25	クロアゲハ	49	2.3
26	ナガサキアゲハ	2	0.1
27	ツマグロヒョウモン	95	4.5
28	アオスジアゲハ	228	10.7
合計		2,130	100

出典：「「みんなと生きもの調査隊」実施支援業務委託 業務報告書」



図 地区別確認件数

出典：「みんなと生きもの調査隊」ニュースレター（港区環境課緑化担当）

- 区では、令和6年度に有栖川宮記念公園池の水生生物調査を実施しています。
- モツゴ、ヌマエビ、スジエビなどの在来種が確認された一方、ブルーギル、ウシガエル、アメリカザリガニ、グッピー等の外来種も多数確認されていました。
- 生態系を保全するために、ペットで飼っていた生物を放流したり、他の場所で捕まえた生物を池に放さない等の対策の徹底が必要と考えられます。

表「みんなと生きもの調査隊」の令和6年度の調査対象種と確認件数

実施日	確認種	在来種					外来種					実施日合計
		モツゴ	クロダハゼ	スジエビ	ヌマエビ	メダカ	ブルーギル	ウシガエル	アメリカザリガニ	グッピー・カダヤシ	バタリクナゴ	
6月19日		—	—	—	—	—	10	254	56	2		322
7月17日		—	—	—	—	—		56	77	1		134
9月27日		9	35	37	13		104	9	29	23		259
9月28日		17	61	48	14	20	59	11	64	5	5	299
10月23日		4	26	7	3		55	3	6	7	14	125
種別合計		30	122	92	30	20	228	333	232	38	19	1144

—:任意採集を実施しているが、個体数の確認をしていない。空欄は捕獲無し。

出典：「生物現況調査委託（有栖川宮記念公園池）業務報告書」

⑤生物多様性みなとネットワーク会員以外の区民、事業者、ボランティア団体等 が、区内で行っている生物多様性に関する事業や活動

- 区内では、生物多様性に関する「生物多様性みなとネットワーク」が平成28（2016）年から活動しており、生物多様性の普及・啓発、情報交換や交流を促進するためのイベントが開催されています。
- 区内の地区と生物多様性に関する用語等のキーワードを組み合わせるWEB検索を行い、区民、事業者、ボランティア団体を対象に生物多様性に関わる活動情報を収集し、現状の把握を行いました。
- 検索した結果、33件の活動情報が確認されました。最も多く掲載されていた事業や活動は体験学習に関するものであり、14件でした。活動場所は、公園が最も多くなっています。

表 WEB検索のキーワード

No.	検索ワード1 (場所)	検索ワード2 (内容)	検索ワード3 (区分) ※No.1「港区」の場合に組み合わせる
1	港区	生物多様性	企業
2	港区芝	生きもの	会社
3	赤坂	観察	NPO
4	麻布	緑化	団体
5	高輪	環境	-
6	芝浦港南	自然	-
7	青山	緑	-
8	六本木	ビオトープ	-
9	白金	食育	-
10	台場	外来種	-

※検索結果の上位20件を調査

表 区民、事業者、団体等が行っている活動一覧（WEB 調査）

団体名・主催者	活動場所	活動内容
三井不動産グループ	東京ミッドタウン	「東京ミッドタウン」(東京都港区)は、六本木の旧防衛庁跡地を再開発した街で、旧防衛庁敷地内に残されていた約140本の樹木を保存・移植するとともに、隣接する港区立権町公園と合わせて、開発面積の約40% (約4ha)が緑あふれるオープンスペースとなっており、緑化面積は旧防衛庁時代の約2.7倍となっている。「東京ミッドタウン」では、東京都の保護上重要な野生生物種を示したレッドリストに掲載されているオオタカ、ダイサギ、トビ、モズを含め、計6目18科25種の鳥類を確認しています。また、館内において調査で確認した野鳥を紹介するハンドブックの配布も行っている。
トーセイ株式会社	田町トーセイビル	田町トーセイビルは、1992年に建築された既存ビルを改修した上で、2021年より本社ビルとしてトーセイグループが入居しています。総合設計によりビル周辺にはゆとりある公開空地および緑地が設けられ、1,300㎡を超える空地の3割以上を緑化し、高木、中木、低木と地被類を多種多様に織り交ぜ、四季折々の変化を楽しめます。ビルの前を流れる運河沿いには野鳥が訪れるなど、都心にありながら豊かな自然を享受できる環境となっています。また、本社ビル5Fと13Fには中庭を設置し、日本庭園を再現した中庭には池を設けて鯉を飼育しているほか、庭の中木は野鳥の止まり木となり鳥のさえずりが聞こえるなど、ビル内においても緑化や生物多様性に配慮している。
森ヒルズリート投資法人	アークヒルズ	民間初の大規模再開発であるアークヒルズに、大規模な屋上緑地を創設。サントリーホール屋上など、敷地の20%を超える緑地には40,000本以上の樹木を植え、外周道路に植えた約150本のソメイヨシノは今は桜の名所となっている。1997年に常緑中心であった緑地に草花を植え、季節の潤いを感じ、緑と関わることのできる場所へと今も進化を続けている。
森ヒルズリート投資法人	愛宕グリーンヒルズ	青松寺および愛宕山の豊かな自然と歴史を継承して、芝公園など周辺緑地との緑のネットワークをつくることを目指し、愛宕グリーンヒルズは誕生。可能な限り斜面緑地を保全し、その樹木の種から新たな苗を育てることで、地域の植生を継承。動植物への影響を最小限に抑えながら自然を楽しめるよう、斜面に沿って緑道を巡らせている。
森ヒルズリート投資法人	六本木ヒルズ	毛利庭園では、土地の歴史を伝えるため、樹木や江戸時代の遺構を保全しながら整備をしている。げやき坂コンプレックス屋上には、地域の方々や田植えや稲刈りを楽しめる水田を設け、その水田を制震装置「グリーンマスダンパー」に必要な「おもり」として有効活用している。
森ヒルズリート投資法人	虎ノ門ヒルズ	環状2号線の道路上空に建築物を建てる画期的な手法「立体道路制度」を活用することで、人工地盤上に約6,000㎡の豊かな緑地空間を実現。生物多様性に配慮した小川や豊かな緑を創出し、JHEP認証で最高ランク[AAA]を取得している虎ノ門ヒルズでは、在来種を主体とする草花や樹林、水辺など、多様な環境を整備し、都心のオアシスとして、四季折々の花木や草花を楽しめるほか、小鳥や昆虫の憩いの場にもなっている。
東京建物株式会社	ののあおやま民活棟	青山の地形や水脈を活かした約3,500㎡の大規模緑地空間・ビオトープを設置
日鉄興和不動産株式会社 赤坂インターシティマネジメント株式会社	赤坂インターシティAIR	赤坂インターシティAIRは、赤坂・虎ノ門エリアのオフィス・コンファレンス・商業・医療・住宅からなる複合施設である。敷地緑化、既存の緑地の保全・拡張、緑豊かな歩道型空地の設置など、大規模な緑地空間が整備され、森として調和する一群の形式として、心地よさと癒しを感じさせ、街に人々を集めている事業である。
NECグループ 公益財団法人、東京都公園協会 NPO法人 Green Works 明治学院大学	芝公園	「芝公園にアサギマダラを呼ぼう！」をスローガンに「NECネイチャークエスト in 芝公園」という社会貢献プログラム。芝公園内の「NEC生物多様性ガーデン」で選択的除草による自生植生の回復や、アサギマダラが好む「フジバカマ」などの食草の植栽を行っている。
クリーンナップボランティア	芝公園	年間を通じて、芝公園内の清掃活動を積極的に行っています。また、今年は芝公園のフオスポットである4号地花壇に朝顔とひまわりの種をまいた。A花壇は朝顔の種を、B花壇にはひまわりの種を蒔いていますので、発芽から成長して花が咲く迄をお楽しみください。
NPO birth	国立科学博物館附属 自然教育園	国立科学博物館附属 自然教育園 池底ガイドウォーク 12月に約20年ぶりのかいぼりが行われ、池の底が露わになっている国立科学博物館附属自然教育園の水生植物園。 現在、池の底を空気にさらす「天日干し」を行っています。 この天日干し期間にしかできないイベント「池底(いけぞこ)ガイドウォーク」。 NPObirthの木村レンジャーが、かいぼり後の池の底を歩きながら、池の周りの生態系や泥の堆積状況などを解説する。 都心にある豊かな自然の中で、池の水を抜いた今だからこそできる貴重な体験ができる。

樹木・環境ネットワーク協会	東京ポートシティ竹芝 オフィスタワー	脱炭素生物多様性フォーラム 「人と自然が調和する持続可能な社会」を目指すために、日本全国の「セブンの森」 「セブンの海の森」で活動する団体の皆さんが、今回、自分たちの活動の魅力を発表し、 今後の「森」の発展に向けて意見交換をした。 そして当日は、長年にわたり森を守り、人を育て、その森と人をつなぐ活動を実践されてきた ゲストをお迎えし、活動を続けるために必要な思いなどについて語った。
NPO birth	自然教育園	都市の緑のこれからをみんなで考える勉強会 生物多様性や自然環境を保全するための観点から、都市の緑の重要性は、近年ますます高まっています。 講演や議論を通じて、都市の緑の意義や在り方について、みんなで考える。
SHIBAURAHOUSE	SHIBAURAHOUSE	生物多様性の視点から都市を考える
白金台どんぐり児童遊園内管理事務所	高輪公園	高輪公園の上池にて、生き物の観察会を開催。池の清掃にあわせて、水位を下げた池に入り、池の中に生息する生き物の保護と観察を専門家と共にいきます。都心では希少になった水生生物を観察。
港南緑水公園管理事務所	港南緑水公園	～池にはいつてさかそう！身近な外来種～ 都市部の街に生息する土の中の生き物をテーマにした実験教室 スーパーアカデミー講座「みなとフィールド調査隊！～土の中の世界をみてみよう！～」 芝公園に行って、土をサンプリングすると共に、土の周りの環境(明るさ、風通し、動物や植物、人通りの多さなど)をよく観察することで、その地点の土の特徴を記録。持ち帰った土の中から、目に見える大きな生き物をソーティングして、種類や個体数を調べる。
株式会社リバネス	みなと科学館	次に、目に見えない小さな生き物を、光や熱を嫌がる生き物の修正を利用して取り出すことのできるツルグレン装置を使って、取り出す実験を行った。 自分たちがサンプリングした土の豊かさや、地点ごとの違いを調べました。さらに、土の中の生き物が、植物に与える栄養分である窒素、リンなどの化学成分を調べ、土の中の生き物と植物の関係を調べた。
芝公園自然観察会	芝公園	「あつまれ！どんぐり探検隊！」 港区立芝公園付近で、いろんなどんぐりを探してみる。 都会の社で、樹木医さんとどんぐりを勉強しながらの探検。
住友不動産	住友不動産 御成門タワー	地区全体の緑被率を約35%確保することで芝公園と一体的な緑化空間を形成し、ヒートアイランド現象の緩和など環境にも配慮
芝小学校	芝小学校	飼育環境委員会 ピオトープでの活動 新しくなったピオトープに、工事前に水槽に保護していたヤゴを放した。カブトムシの幼虫のマットを入れ替える作業をした。これからピオトープにたくさんの生き物が集まってくることを願って活動。
株式会社バイオビーム 日鉄興和不動産株式会社・大成建設株式会社	赤坂・虎ノ門	いきものコレクションアプリ「Biome(バイオーム)」 赤坂・虎ノ門エリアのいきものを10種類撮影・投稿すればクエスト達成。クエストを達成した方には、抽選でプレゼントがもらえるキャンペーンも実施。 冬の赤坂・虎ノ門ならではのいきものをピックアップした、エクストラミッションあり。
日鉄興和不動産株式会社	赤坂インターシティAIR	木々は心地よい木陰を作り出し、季節や時間帯によって違った表情をみせます。約100種類にも及ぶ木々のなかには、古くから東京(江戸)に生息する樹種や桜や紅葉などが四季の風情を感じられる樹種が、1本1本植える場所をイメージしながら選ばぬかれています。
東急不動産	東急プラザ 赤坂	『生きものの大絶滅と、サンショウウオの保全を考える』が行われました。 アメリカ・バックネル大学生物学部准教授(理学博士)高橋瑞樹 先生から地球の上では、毎日最大150種もの生きものが絶滅により消えており、「6度目の大絶滅が進行中」という普段の生活では気が付かないようなお話を伺うことが出来ました。
積水ハウス株式会社	赤坂グリーンクロス	赤坂の中心地に、約60種の山野草を植栽した緑の空間を創出 赤坂見附駅前の「東急プラザ 赤坂」。赤坂御用地や日枝神社の森に隣接したこの建物で、新たな都市緑化の試みが始まっている。 二階に延びる200mの歩行者回廊に立方体の緑化プランターを並べ、在来種の草花を植栽。つる性植物を絡ませた緑のカーテンも設け、里山で見られる多種の草花が四季折々に咲く空間が生まれた。 草花の美や蜜を求めて鳥や蝶が近隣の森から飛来し、地域の生物多様性保全にも貢献。緑をつなぎ、人も生きものも共に憩う「野に咲く花の回廊」を育てる。
一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント 東日本旅客鉄道株式会社 KDDI株式会社 株式会社バイオーム	高輪ゲートウェイシティ	公開空地である「森のゲート」や、輻射熱抑制と多様な植栽構成の壁面緑化を有する緑化施設を備えた高層オフィスビルで、高さ150mまで連続する壁面緑化ファサードと、意匠・構造・設備と融合した都市環境に貢献する高度な緑化技術が高く評価された。 立地特性を踏まえ、まちとまちを緩やかにつなぐと共に、周辺の緑との連携を意識した圧倒的かつ多様な緑量の空間を実現し、都心にいながらも森の中にいるような安らぎを街に提供しています。さらに、グリーンインフラとしての大地と緑の形成、超高層ビルにおける壁面緑化ファサードへの挑戦、それらを恒久的に維持する管理手法の構築にも取り組んでいる。
水辺のまち サークラー-LAB	芝浦港南小学校	TAKANAWA GATEWAY CITY 周辺のいきもの調査イベント 「たかなわいきもの探検隊」を開催いきものコレクションアプリ「Biome(バイオーム)」を活用したイベント「たかなわいきもの探検隊(以下 本プロジェクト)」を開催「多様ないきものとの共生や街の景観を豊かにする」という緑化計画のもと街づくりを進める TAKANAWA GATEWAY CITY およびその周辺の生態系を把握することを目的としている。参加者は、「Biome(バイオーム)」アプリを用い、見つけたいきものを撮影、投稿することで、高輪ゲートウェイ駅周辺のいきもの探しを体験できる。 また、本プロジェクトの期間中に、TAKANAWA GATEWAY CITY の植生やいきものを身近に学ぶ機会として、親子で参加できる「いきもの観察イベント」を開催。 芝浦港南地区の小学校と連携し、サーキュラー・エコノミーや水辺、自然環境について考える学びの場づくりを進めている。 10月23日(木)に、芝浦小学校4年生(5クラス)を対象にした出前授業「雨はどこからどこへ、どんなふう流れていくの?」を行った。 先生を務めてくださったのは、水のことについて研究をしている田村将理さん。研究で実際に使っている道具を出前授業用にアレンジし、特別な体験型授業を行った。
東急建設株式会社	都立青山公園	子どもたちへ自然の大切さを伝える都立青山公園の「生き物観察会」を12年継続開催 「生き物観察会」は、子どもたちが都心の貴重な緑や生き物の営みを自ら発見し、自然の大切さや生物多様性と環境保全への興味を育てることを目的として、2012年度から都立青山公園サービスセンターの共催依頼を受けスタートした。
株式会社応用生物	青山霊園	自然講座 ベテランの自然ガイドが講師となり、青山霊園での自然観察会と室内での講義がセットで行われている。

西部造園株式会社	北青山三丁目地区	老朽化した都営住宅団地である青山北町アパートを東京都が高層・集約化して建替え、創出した用地を生かして民間開発を段階的に誘導しながら、青山通り周辺エリアの拠点となる複合市街地を形成する「北青山三丁目地区まちづくりプロジェクト」の一環として、青山本来の豊かな自然を再生する約3,500㎡の森(緑地空間)が創出。緑地空間内には「ビオトープ」や「芝生広場」等を設けており、訪れる人が都心の中で豊かな自然や緑、潤いを感じる空間を演出している。
慶應義塾ミュージアム・commons(KeMCo)	森美術館	「都市の生き物図鑑」ものづくりワークショップ ものづくりを通じて「共生」について考え、参加者自らがアート作品を創作する機会となった。ワークショップ会場には、画用紙や粘土、リサイクル素材など、様々な材料が提供され、参加者はそれぞれの想像力と創造力を駆使して、独自の作品を生み出した。創作活動を通じて、都市生活のなかでの生物多様性の重要性や、人間と他の生き物との関係性について深く考える時間となった。
NACOT	自然教育園	自然観察会「晩秋の自然教育園で、植物の種散布・生き物の冬支度などを楽しく観察しよう！」
特定非営利活動法人海辺づくり研究会	お台場海浜公園	お台場海浜公園での自然回復・環境教育活動 お台場海浜公園の干潟環境の回復のために先ず行ったのが、現況を把握するための生物調査とお台場児童館エコロンジャーおよびお台場学園3年生を対象としたアマモの苗の育成・移植

⑥区及び区有施設で行われている、生物多様性に関する事業や活動

- 区内で1か月に2回発行されている「広報みなと」には幅広い年齢層向けに、区政情報や、トピック、イベント情報や活動報告等が掲載されています。今回は令和6（2024）年4月から令和7（2025）年3月までの記事から区及び区有施設を対象に主体の生物多様性に関わる情報を収集し、現状の把握を行いました。なお、区有施設については、「広報みなと」の記事から得た情報を基に、各施設のホームページを確認し、把握された活動の情報を追加しました。
- 区の出組として記事に活動・事業が紹介されていたのは7件でした。
- 港区立エコプラザではイベント、講座、ワークショップ、フィールドワークなど多様な形式で様々な事業や活動を展開しています。

表 広報みなとに掲載されていた生物多様性に関する事業や活動

掲載号(年月)	事業概要	活動内容	対象施設・場所
2024年5月1日号	第43回 エコライフ・フェア MINATO 2024(環境啓発、ワークショップ、緑のカーテン用苗配布等)	区民・事業者・団体が参加する環境イベント。生物多様性や地球環境をテーマに、体験型ワークショップ、展示、ステージ企画を実施。緑のカーテン用苗を配布し、都市部での緑化や生きものすみかづくりを啓発。	有栖川宮記念公園
2024年6月21日号	環境学習事業(自然体験・間伐体験、森林・環境施設見学、自治体交流)	区外の森林や環境関連施設を訪問し、間伐体験や自然観察を実施。森林の役割や生物多様性、都市と森林のつながりを学ぶとともに、自治体間交流を通じて環境意識の醸成を図る体験学習。	富士市森林、白河市環境施設、区内外環境施設
2024年11月21日号	ジオツアーin埼玉県小鹿野町(自然・地質体験)	区民を対象に実施した区外自然体験ツアー。河原や地層、氷柱などの自然・地質資源を観察し、自然環境の成り立ちや地域の生物・地形への理解を深める学習型プログラム。	埼玉県小鹿野町
2024年12月1日号	舞岡公園での自然探索(里山・雑木林・水辺環境観察)	大学と連携し、里山環境を有する公園で自然観察を実施。雑木林や水辺環境を歩きながら、都市近郊に残る生態系や生物多様性の特徴について学ぶ体験型講義。	舞岡公園(横浜市)
2025年2月1日号	みつばしプロジェクト	芝地区総合支所が実施する都市養蜂事業。区有施設屋上でミツバチを飼育し、都市部における花粉媒介昆虫の保全や生物多様性への理解促進を図るとともに、採取したはちみつ「しばみつ®」を地域交流・普及啓発に活用。	三田いきいきプラザ屋上(区有施設)

表 港区立エコプラザで行われている生物多様性に関する事業・活動（令和6年度）

カテゴリ	イベント・講座等タイトル
イベント	緑の相談室～春の植物の手入れ～
	緑の相談室～初夏の植物の手入れ～
	緑の相談室～夏の植物の手入れ～
	緑の相談室～秋の植物の手入れ～
	緑の相談室～冬の植物の手入れ～
	映画『ZAN ～ジュゴンが姿を見せるとき～』上映会
フィールドワーク	【全9回】都会のミツバチ飼育講座
	キッズクラブ活動日(ビオトープ自然観察)
	春の樹木を観察しよう！
	春の野鳥観察会
	冬の野鳥観察会
	初夏の自然観察会
	秋の自然観察会
	秋のビオトープ研究室
	港区の干潟を見に行こう！～竹芝干潟見学～
	キノコは不思議がいっぱい！ Step1～2
	キッズクラブ活動日
	竹芝新八景ツアー～港区のオフィスビルと自然～
	みなと、歩いて再発見vol.14～高輪の歴史と湧き水を巡る～
みなと、歩いて再発見vol.15～東京タワー周辺の自然と多様な街を巡る～	
ワークショップ	おやこでecoたいけん～みどりの葉っぱであそぼう～
	キッズクラブ体験会
	ビオトープ探偵～小さな生態系、苔ぼっくりを作ってみよう～
	森の香りのミストづくり
	海藻標本作り～海の森にふれよう！～
	これでバッチリ自由研究！～生きものスゴ技大発見！～
	古代の植物でテラリウムをつくらう
	ウニランプをつくらう！
	メダカのボトルアクアリウム作り
	親子で学ぶ海と地球の実験教室
	アンモナイト化石のレプリカをつくらう！
おやこでecoたいけん～季節の葉っぱや木の実であそぼう～	
講座	海とわたしたちの暮らし
	富士山の日フォーラム
	森がささえる命のことstep1～3

※港区立エコプラザのホームページの「講座・イベント」に掲載されているものから「生物多様性」「水とみどりのうるおい」の分野の取組

2-4 他自治体の先進事例の環境施策

本項では、委託者との協議に基づき、他自治体におけるカーボンクレジットを活用した住民・事業者の環境活動促進・意識向上に資する事例について調査を行いました。

■事例① 横浜市 市民・事業者の削減量を束ねてJ-クレジット化してイベントに活用

- 横浜市は、家庭や事業所の削減量を市が束ねてJクレジット化する、「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ（YGrEP）」に取り組んでいます。
- 市民は太陽光発電設備、蓄電池、エコキュート、電気自動車などの対象の設備を導入すると、キャッシュレスポイントの還元が行われます。参加者の削減量(環境価値)を横浜市がとりまとめ、J-クレジット制度を活用し、GREEN×EXPO 2027等の大規模イベントのオフセットに活用される予定です。
- 令和7年度に新設された制度で、令和7年7月31日から12月22日までを参加・導入申請支援としており、設置完了を令和8年の1月23日としています。市民からは令和8年4月以降にモニタリングデータを提出してもらうこととなっています。

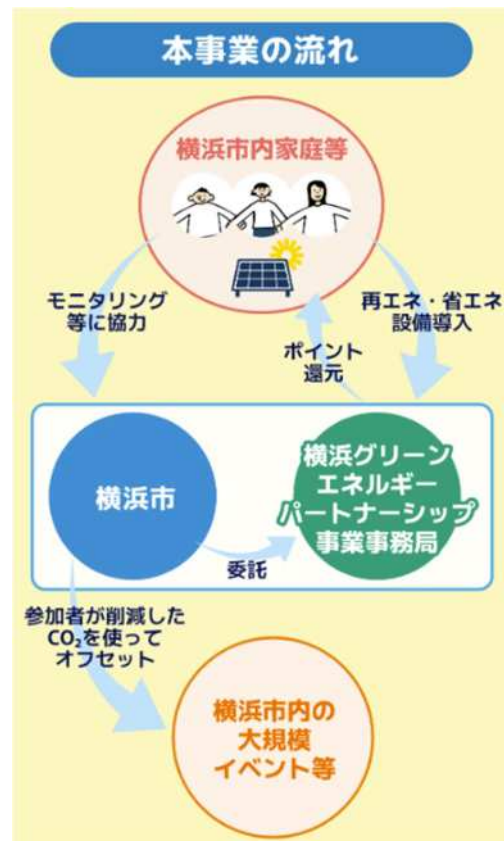


図 事業の流れ

出典：横浜市ホームページ (<https://ygrep2025.city.yokohama.lg.jp/product.html>)

■事例② 名古屋市「なごや太陽光倶楽部」

～家庭での太陽光の削減量を市が取りまとめてクレジット化～

- 名古屋市は、会員の太陽光発電や省エネルギー住宅（BBELS等）によるCO₂削減量を市が取りまとめてJ-クレジット化する「なごや太陽光倶楽部」に取り組んでいます。
- 太陽光発電による排出削減事業を実施する会員は、太陽光設置から2年以内に入会し、戸建て住宅に住む個人が条件となっています。また、市の補助金の交付を受ける個人は、なごや太陽光倶楽部の入会が必須となっています。
- 令和4年度では、6048t-CO₂の削減量をクレジット化し、約3,178万円で売却しています。

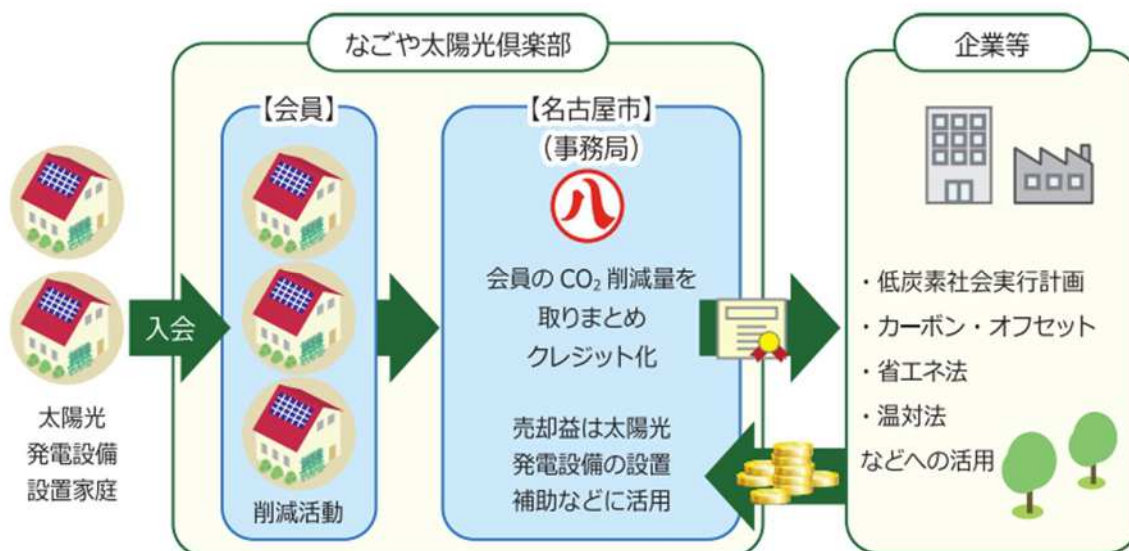


図 事業の流れ

出典：名古屋市ホームページ「なごや太陽光倶楽部」
(<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/kankyou/1012424/1012436/1012439.html>)

■事例③ 柏崎市（下水・バイオガス）×金融機関
～自治体が創出し、地元企業が購入しオフセット商品化～

- 柏崎市ガス水道局は、再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消を目指す「柏崎市バイオマスタウン構想」に基づき、バイオガス発電でCO₂を削減し、J-クレジット制度に参加し、これまでに3,517トンのクレジット化を行っています。
- 柏崎市ガス水道局が創出したクレジットは、県内の金融機関である第四銀行が購入し、ATMの消費電力をカーボン・オフセットする「グリーンATM」という取組を始めています。「グリーンATM」は、20か所、46台設置し、ATMの利用で排出するCO₂を1件あたり20gとして計算し、CO₂をカーボン・オフセットしています。
- 地域住民は、「グリーンATM」を利用することで、日常的にCO₂削減に貢献することができます。

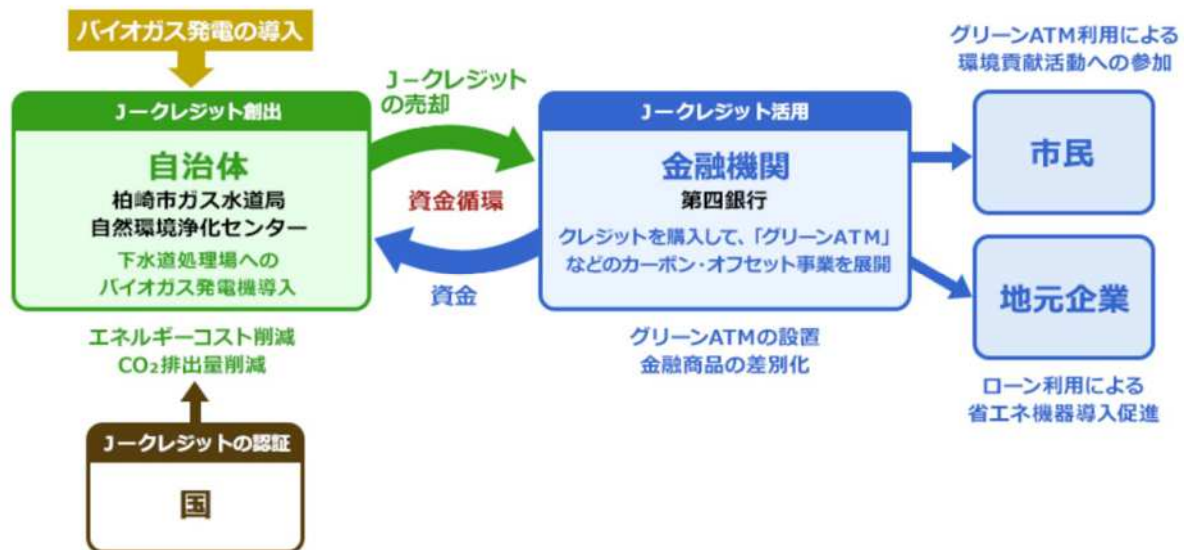


図 事業の流れ

出典：J-クレジット制度ホームページ
(<https://japancredit.go.jp/case/04/>)

2-5 その他調査事項

① 二酸化炭素固定量（みなとモデル）の削減目標値の検証

i) 木材による二酸化炭素固定の考え方

- 木材は樹木が成長過程で大気中のCO₂を取り込み、その炭素を貯蔵します。建築物に使われている間はその炭素が大気に戻らないため、長期間の炭素の貯蔵として機能します。
- 林野庁の「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（令和3年10月1日制定）において、炭素貯蔵量（CO₂換算量）の計算方法を以下の通り定めています。

炭素貯蔵量（CO₂換算量）の計算式

$$C_s = W \times D \times C_f \times 44/12$$

C_s：建築物に利用した木材（製材のほか、集成材や合板、木質ボード等の木質資材を含む。以下同じ。）に係る炭素貯蔵量（CO₂換算量）（t-CO₂）

W：建築物に利用した木材の量（m³）（気乾状態の材積の値とする。）

D：木材の密度（t/m³）（気乾状態の材積に対する全乾状態の質量の比とする。以下同じ。）

C_f：木材の炭素含有率（木材の全乾状態の質量における炭素含有率とする。以下同じ。）

注1：計算に当たっては、樹種別又は建築用資材別（製材や合板等）に、それぞれの区分に応じた木材の密度等の値を用いて算定した値を合計して、炭素貯蔵量を計算するものとする。

注2：ここで用いる用語の定義は、次のとおりとする。

気乾状態：含水率が大気の温湿度によって平衡に達した状態。我が国においては、平均的に含水率15%程度とも言われている。

含水率：木材に含まれる水分の割合であり、次の式で定義される。

$$U = [(WU - W0) / W0] \times 100 \quad [\%]$$

U：含水率

WU：含水率Uにおける木材の質量

W0：全乾状態（含水率0%）における木材の質量

全乾状態：木材の含水率0%の状態

- みなとモデル二酸化炭素固定認証制度においても、同様の考え方により炭素貯蔵量（CO₂換算量）を算定し、認証しています。

ii) 木材による二酸化炭素固定量の活用方法

-
- 建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を表示することで、木材利用が地球温暖化防止に寄与していることを具体的に対外的に示すことは、木材利用の促進への波及効果が期待されます。
 - 区域の二酸化炭素排出量削減目標は、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」により推計された数値に基づき設定しています。また、推計値の公表は2年遅れとなるなど、施策の実施してもその効果がすぐにはわからないうえに、按分による推計値であるため、直接の効果が反映されにくいという面があります。一方、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度によって認証された二酸化炭素固定量は、対象となる建築物の実績に基づく算定数値となります。地球温暖化対策助成制度による各種機器への補助件数と同様に、事業の取組実績に基づく二酸化炭素固定量を算定し、区の施策・事業としての効果を把握し、アウトカム指標（成果指標）として進捗管理を行うことは有効と考えられます。

② 建築物における木材使用による二酸化炭素固定に係る削減原単位の検討

i) 前提となる算定式（林野庁ガイドラインに基づく考え方）

○建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量（CO₂換算）は、林野庁ガイドラインに基づき次の考え方で算定されます。

$$\text{炭素貯蔵量 (CO}_2\text{換算) [t-CO}_2\text{]} = W[\text{m}^3] \times D[\text{t/m}^3] \times C_f[-] \times (44/12)$$

W：木材使用量（材積）

D：木材の密度（容積密度）

C_f：炭素含有率（一般に 0.5 を用いるケースが多い）

44/12：炭素量を CO₂量に換算する係数

この式から、体積当たりの削減原単位（固定原単位）は、

$$(\text{t-CO}_2/\text{m}^3) = D \times C_f \times 44/12$$

として整理できます。

ii) 参考原単位（スギ換算：体積当たり）

○港区環境基本計画（別冊）で用いられている前提（スギの容積密度 $D=0.314 \text{ t/m}^3$ 、炭素含有率 $C_f=0.5$ ）に基づくと、体積当たりの固定原単位は次のとおりです。

スギ換算の固定原単位（体積当たり）

$$0.314 \times 0.5 \times (44/12) = 0.575666\cdots \text{ t-CO}_2/\text{m}^3$$

$$\doteq 0.576 \text{ t-CO}_2/\text{m}^3$$

○したがって、物件ごとの木材使用量 $W (\text{m}^3)$ が把握できる場合、固定量は

$$\text{固定量 (t-CO}_2) = 0.576 \times W (\text{m}^3)$$

として算定できます（スギ換算）。

第3章

区民、事業者等の意識調査

3-1 アンケート調査

※別冊にて報告

3-2 環境施策に関わる学識経験者、関係団体、 みなと環境にやさしい事業者会議会員事業者等 へのヒアリング

(1) ヒアリング調査の概要

①実施概要

次の2つの目的に対し、委託者と協議の上、対象者を選定し、ヒアリングを実施した。
ヒアリング方法は、対象者の希望に応じて、対面、オンライン形式、書面のいずれかの方法により実施した。

目的1) 港区の今後の環境施策の方向性や重視すべき観点について、大局的な視点から意見をいただく

➡対象：学識経験者

目的2) 活動の更なる促進、事業の枠組みを越えたパートナーシップの拡充に対する意向や課題・アイデア等を伺う

➡対象：環境分野の事業に関わりがある関係団体、みなと環境にやさしい事業者会議会員等の事業者、アンケート調査に協力した事業者等

②ヒアリング対象

ア 学識経験者

	対象者 氏名・所属	専門分野	最近の研究内容、港区との関係等
1	江守 正多 東京大学未来ビジョン研究センター 副センター長	気候科学、気候コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・東京大学未来ビジョン研究センターは、持続可能な未来社会を創造するための政策・社会提言、社会連携を研究 ・気候変動に関する政府間パネル第5次、第6次評価報告書主執筆者
2	内海 信幸 東京科学大学 環境・社会理工学院 土木・環境工学系 准教授	水循環、災害	<ul style="list-style-type: none"> ・東京科学大学は区内にキャンパスを持ち、港区とは連携協力に関する基本協定締結 ・気候変動の影響による水災害について研究
3	金森 有子 国立環境研究所 社会システム領域（脱炭素対策評価研究室）主幹研究員	地球温暖化、家庭ごみ発生	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都環境審議会委員 ・家庭部門・消費行動とCO₂排出量について研究
4	藤田 壮 東京科学大学総合研究院 特任教授	地域循環共生圏	<ul style="list-style-type: none"> ・東京科学大学総合研究院は産学連携型の研究支援組織

			<ul style="list-style-type: none"> 各政策分野の脱炭素化モデルの統合や市民等を巻き込んだ合意形成システムの開発等について研究
5	山崎 誠子 日本大学短期大学部 建築・生活デザイン学科 准教授	ランドスケープ、 緑地計画	<ul style="list-style-type: none"> 港区景観審議会委員 都市緑化や景観形成について研究 生物や自然にも精通

イ 環境分野の事業に関わりがある関係団体、みなと環境にやさしい事業者会議会員等の事業者、アンケート調査協力事業者等

	対象	活動または提言を期待できるテーマ
1	北四国町会 芝の原っぱ実行委員	<ul style="list-style-type: none"> 港区みどりの活動員 空地を活用した緑地の維持管理 緑の活動（植栽の手入れ野菜の栽培等）を区民参加型で取り組み、地域交流の機会を創出
2	港区消費者団体連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 港区3R推進行動会議 消費者の環境に配慮した行動変容の促進
3	食品容器環境美化協会	<ul style="list-style-type: none"> 港区3R推進行動会議 環境学習支援、プラスチックごみ削減
4	日本フランチャイズチェーン協会	<ul style="list-style-type: none"> 港区3R推進行動会議 食品ロス削減、業界の行動計画を策定
5	麻布清掃協力会	<ul style="list-style-type: none"> 港区3R推進行動会議 地域の清掃美化活動
6	鹿島建設株式会社	<ul style="list-style-type: none"> m e c c 会員企業 建築物の脱炭素化 まちづくりにおける環境配慮
7	株式会社ダイトコーポレーション	<ul style="list-style-type: none"> 物流における脱炭素の取組 港湾関係事業における環境配慮
8	オイシックス・ラ・大地株式会社	<ul style="list-style-type: none"> m e c c 会員企業 小売業（ECサイト）の環境配慮 食品ロス削減
9	東京ガス株式会社 東京中支店	<ul style="list-style-type: none"> m e c c 会員企業 次世代燃料 脱炭素社会の実現等に向けた包括連携協力協定の取組
10	東京ミッドタウンマネジメント株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の取組（東京ミッドタウン(六本木)の自然共生サイト認定） 「六本木をきれいにする会」などの街の環境美化活動
11	株式会社CLホールディングス	<ul style="list-style-type: none"> m e c c 会員企業 地域の清掃活動 イベント、グッズ製作における環境配慮
12	アムンディ・ジャパン株式会社	<ul style="list-style-type: none"> m e c c 会員企業 E S G 投資

13	メズム東京、オートグラフコレクション	・ホテルにおける環境配慮（エネルギー削減、食品ロス等）
14	カワセ印刷株式会社	・m e c c 会員企業 ・環境配慮印刷
15	アコム株式会社	・金融業における環境配慮 ・地域の清掃活動

(2) ヒアリング結果（概要）

①気候変動対策

- 集合住宅の脱炭素化は取組余地が大きく、特に高層住宅では、域外からのエネルギー供給システム等を視野に入れる必要がある。（学識者）
- オフィスビルと病院やホテルのように1日のエネルギー需要傾向が異なる建物間でエネルギー連携を行い、効率化を図ることが有用である。（学識者）
- 区民・事業者の設備導入等による脱炭素化を促進するには、努力義務化と資金支援をバランスよく組み合わせたしくみやルールを整備が必要である。（学識者）
- 浸水予測シミュレーションを活用し、氾濫までのリードタイムに応じた具体的な避難ルールがあるとよい。（学識者）
- AIを活用した設備機器やシステムの導入により、エネルギーの効率化がさらに進んでいる。（事業者）
- オフィスビルに入居している場合や中小事業者の場合は、自助努力でできる取組が限られている。（事業者）
- 企業の脱炭素への取組をプロジェクト単位で評価・認定し、対外的なアピール（エビデンス）に使える制度を設けてほしい。（事業者）
- エネルギーの多重化（BCP）により選択肢を多くすることで、防災面での強靱化を目指すべきである。（事業者）

②資源循環

- 商業施設や集合住宅等に企業と連携してリユースボックスを設置し、身近に簡単に区民がリユースできる環境を整備することも有効と考えられる。（学識者）
- 事業者が抱える余剰製品や食品について、受け入れ先や保管場所等についての区の支援や制度があると、一事業者の取組から事業者全体の大きな取組に展開することが可能になる。（事業者・関係団体）
- 事業系の古紙に関する取組強化が必要だと思う。（関係団体）
- 民泊によるごみについて、誰のごみになるのか定義を明確にして、ルールの周知徹底をしてほしい。（関係団体）
- 廃棄物と有価物の境界（廃掃法）の扱いを柔軟にし、アップサイクルや資源循環を阻害しない運用を目指すべきである。（事業者）

③自然環境

- 区内の近代建築や庭園等の資源を活用したガーデンツーリズムが自然や緑地を保全していく上で有効な方法の一つになると考えられる。（学識者）
- 緑化は量だけでなく、植える樹木の特長、将来どのように育つか、どのように管理をするかを考えた上での植栽計画をつくる必要がある。（学識者）
- 学校ビオトープの維持管理においては、学校関係者OBや地域住民を巻き込んでできるとよい。（学識者）

- 暫定的な土地である駐車場などにおいても、雨水浸透や緑化を義務付ける規制を検討すべきである。（学識者）
- 緑地面積に限らず、自然共生に関する様々な取組「緑の質」についても基準や評価項目に組み込まれるとよい。（学識者・事業者）
- 植栽の維持管理には一定程度の費用がかかるため、支援があると助かる。（事業者）

④生活環境

- 大規模建築物によるビル風により防風壁が必要になってくる可能性があり、景観にも影響するため、ビル風を考慮した建築物の規制も必要である。（学識者）
- 大雨の際の下水放流による周辺施設での悪臭対策や川や海への汚染対策が必要だと考える。（事業者）
- 清掃活動等を行っているボランティア団体に対して、区との繋がりや支援の強化が必要と考えられる。（関係団体）
- 清掃活動で集めたごみの扱いに関するルールを明確化し、ボランティアが活動しやすい環境を整えるべきである。（関係団体）

⑤行動変容・普及啓発

- 気候変動の影響について、住民にリアルに何が起きそうかを理解し、備えてもらうために、イメージしやすいような映像（ビデオや3D等）とハザードマップを組み合わせた教材があると有用と考えられる。（学識者）
- 区民や事業者の中でターゲットにする層を定め、層ごとに普及啓発方法を変えることが有効であると考えられる。（学識者）
- 港区でゼロカーボンを目指すにあたり、企業や市民団体、市民グループなどと協議体（ゼロカーボンコンソーシアム）を作り、具体的な事業の行動計画を作っていくとより取組が進むのではと考えられる。（学識者）
- 環境活動に関する区の表彰制度で表彰を受けたことが、社員の取組のモチベーションアップにつながっている。表彰制度や認定制度は、第三者へのアピールにもなるため、区独自の表彰・認定制度が様々な環境分野に拡大されるとよい。（事業者）
- 法や条例の改正、各種制度、補助金、イベント等の情報などが一同に確認できるようなプラットフォームがあるとよい。（事業者・関係団体）
- 事業者が取り組めるメニューの紹介等の情報提供の機会がもっとあるとよい。（事業者）
- 区や地域の環境活動やイベント等に参加したいと考えているので、開催時期やどのように参加すればよいかのお知らせをもらえれば、社員に共有して参加者も多く募れると考えられる。（事業者）
- 新しい環境基本計画を策定したら、事業者説明会を開催してほしい。（事業者）
- 行政から事業者への片道での情報発信ではなく、双方向のコミュニケーションが取れる「窓口」や「相談の場」を設けることが有効と思う。（事業者）

第4章

現行計画に関連する施策の点検・評価 及び見込の検証

4-1 現行計画における施策の点検・評価

本項では、現行計画における施策の実施状況に前章までの調査結果やアンケート調査の結果を踏まえた上で分野ごとに総括評価を行います。

評価の基準は以下の通りです。

区分	評価	基準
施策の目標 ^{※1}	AA	評価対象年度の目標を大きく上回る改善
	A	評価対象年度の目標を達成
	B	中間年度目標から算出した当該年度目標値の目標値には達しないものの、前年度と比較して改善
	C	前年度から、評価対象年度どの実績が変化していない、もしくは後退している
環境指標・活動指標	◎	計画改定時と比較し、環境や活動状況が大きく前進、または良好な状態を継続して維持している
	○	計画改定時と比較し、環境や活動状況が改善している
	△	計画改定時と比較し、環境や活動状況が停滞又は後退している
満足度 ^{※2}	◎	全14項目の満足度の平均値(3.13)と比較して満足度が高い(+0.2以上)
	○	全14項目の満足度の平均値(3.13)と同程度の満足度(+0.2~-0.2)
	△	全14項目の満足度の平均値(3.13)と比較して満足度が低い(-0.2以下)

※1 施策の目標の評価は、港区環境白書の評価を参照しています。

※2 満足度は、令和7(2025)年度に区民を対象に実施した「港区の環境に関するアンケート」での港区の環境をどのように感じているかの設問について、5段階評価を点数化し、回答者数で加重平均した値です。全14項目の満足度の平均値である3.13点を基準として評価しています。

(1) 地球環境

【基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応による安全・安心なまち】

①指標による評価

区分	指標	計画改定時 令和4(2022)年度	現状値 令和6(2024)年度	計画目標値 令和8(2026)年度	評価
施策の目標	区内の二酸化炭素排出量	432.4万t-CO ₂ /年 【平成25(2013)年度実績】	323.0万t-CO ₂ /年 【令和4(2022)年度実績】 (平成25(2013)年度比▲25%)	259.4万t-CO ₂ /年 (平成25(2013)年度比▲40%)	—※1
	区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量	0.0235t-CO ₂ /m ² (平成25年度比▲37.5%)	0.0133t-CO ₂ /m ² (平成25年度比▲64.5%)	0.0205t-CO ₂ /m ² (平成25年度比▲45%)	AA
	国産木材の活用による二酸化炭素固定量	800t-CO ₂ /年	1396.40t-CO ₂ /年	850t-CO ₂ /年	AA
	地球温暖化対策のための取組の実施率	区民：50% 事業者：70%	区民：53% 事業者：93%	区民：60% 事業者：80%	A
	適応策の認知度	75%	56.25%	80%	B
環境指標	区内のエネルギー消費量	42,389TJ 【平成25(2013)年度実績】	35,462TJ 【令和4(2022)年度実績】	—	◎
	区内の再生可能エネルギーの設備導入容量	14,063kW	14,334kW 【令和5(2023)年度実績】	—	○
	遮熱性舗装面積	4,454 m ²	2,138 m ² 【令和6(2024)年度実績】 令和4(2022)年度からの増加量： 8,793m ²	—	◎
活動指標	省エネコンサルタントの派遣(集合住宅)	45棟	42棟	—	△
	再エネ100%電力プランへの切替(区民)	9件	14件	—	◎
	港区コミュニティバス(ちいばす)の電気自動車導入台数	4台	7台	—	◎
	自転車シェアリングの区内サイクルポート数	156か所	189か所	—	◎
	エコ宣言事業者登録数	75事業所	78事業所	—	○
	みなとエコチャレンジ参加世帯	890世帯	1,058世帯	—	◎

	創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成件数 ※令和6年度に助成率と助成上限額を拡充	896 件	575 件	—	△
	雨水浸透枳の設置指導件数	94 件	90 件		△
区分	アンケートの設問			満足度	評価
満足度	省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入が進んでいる			3.00	○
	徒歩、自転車及び公共交通機関で安全・快適に移動できる			3.83	◎

※1 令和6（2024）年度実績の把握ができないため、評価不可。

②事業等の実施状況

主な取組	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民や事業者の再エネ電力の導入拡大に向け、「首都圏再エネ共同購入プロジェクト」、「『MINATO再エネ100』再エネ電力導入サポート事業」等を実施 ・ 太陽光発電システムや事業所用高効率空調等の創エネルギー・省エネルギー機器等設置費の助成の拡充を実施 ・ 「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」の普及・啓発による区内建築物の国産木材の活用を促進 ・ 区有施設では、再生可能エネルギー100%電力の調達を推進 ・ 区有施設での打ち水の実施等を通じて、気候変動による影響の適応策に関する啓発を実施

③総括評価

- 区有施設は、再生可能エネルギー100%電力の調達等により排出原単位が大きく改善しており、区の先導モデルとして成果が出ています。
- 一方、区域の二酸化炭素排出量は減少しているものの、再生可能エネルギー設備導入容量の伸び悩みにより目標とのギャップが残り、現状の延長線では到達確度が十分とはいえない状況です。
- 都や区の再エネ調達支援や区独自の創エネ・省エネ機器への助成等を進めていますが、「省エネ化・再エネ導入が進んでいる」という区民の体感（満足度）には十分つながっていません。
- モビリティ分野は、EV化やシェアサイクル等が進展し、交通環境に対する区民満足度も高くなっています。
- 適応策は、遮熱性舗装や内水対策等を実施していますが、認知度は56.25%にとどまり、区民・事業者への浸透が十分ではない状況です。

(2) 循環型社会

【基本目標2 ごみを減らして資源が循環するまち】

①指標による評価

区分	指標	計画改定時 令和4(2022) 年度	現状値 令和6(2024) 年度	計画目標値 令和8(2026) 年度	評価
施策の 目標	資源回収量	22,075t	20,630t	30,100t	C
	持込ごみ量 (事業者自ら又は一般廃棄物処理業者が処理 施設に搬入するごみ量)	74,481t	81,648t	90,100t	AA
	区収集ごみ量(管路ごみ含む)	52,064t	50,897t	44,300t	B
	区民1人あたりの1日のごみ排出量	545.2g/人・日	520.7g/人・日	429.9g/人・日	B
環境 指標	可燃ごみの適正排出率	66.7%	—	—	—
	不燃ごみの適正排出率	72.6%	—	—	—
	資源の適正排出率	98.1%	—	—	—
	資源プラスチックの適正排出率	87.6%	—	—	—
活動 指標	港区食べきり協力店の登録(新規)	31店舗	29店舗	—	△
	子ども服の交換会「リユース♡ブリッ ジ」の開催	1回	2回	—	◎
	事業用大規模建築物への立入検査・指 導	104件	347件	—	◎
	個別訪問収集(新規)	179件	156件	—	◎
区分	アンケートの設問			満足度	評価
満足 度	資源・ごみの分別、リサイクルが徹底している			3.62	◎

②事業等の実施状況

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展等の開催や清掃車へのラッピングなどにより、プラスチック問題の区民への啓発を実施 ・食品ロス削減に向けて、フードドライブのイベント開催を増加するとともに、区が主催するイベントにおいて、臨時窓口を設置し未利用食品の回収を実施 ・家具のリサイクル展の日曜日の臨時開催や子ども服の交換会を行い、区民参画のリユースを促進 ・事業者に対する指導や普及・啓発のため、ごみ減量アドバイザーを同行した立入検査や施設見学会等を実施

③総括評価

- 資源回収量は計画改定時よりも減っており、目標達成が難しい状況ですが、資源の分別適正率は基準値として高い水準（98.1%）が示されており、区民の「資源・ごみの分別、リサイクルが徹底している」に対する満足度も高い結果が得られています。一方、可燃ごみの適正排出率は資源と比較すると低い状況にあります（基準値 66.7%）。
- 事業者に対して立入検査による指導を大幅に増やし、事業系ごみの分別・減量の実効性を高める実装が進んでいます。事業系廃棄物である持込ごみ量は計画改定時よりも増えていますが、目標値を大きく下回って推移しています。
- 区収集ごみ量は計画改定時よりは減少しており、区民1人あたりの1日のごみ排出量も減少していますが、目標達成が厳しい状況です。
- 食品ロス削減に向けて、イベントにおいて未利用食品の回収を行っています。また、食品ロス削減に取り組む区内飲食店を港区食べきり協力店として登録し、区民の環境行動と連動した取組を実施していますが、新規登録数は計画改定時より減少しています。
- 個別訪問収集を継続的に実施し、新規対象者を一定数確保しています。

(3) 生活環境

【基本目標3 健康で快適に暮らせるまち】

①指標による評価

区分	指標	計画改定時 令和4(2022) 年度	現状値 令和6(2024) 年度	計画目標値 令和8(2026) 年度	評価
施策の目標	公害苦情件数	329件	288件	270件	A
	環境影響評価の実施率	100%	100%	100%	A
	屋外密閉型指定喫煙場所及び屋内指定喫煙場所の数	63か所	75か所	106か所	B
	環境美化活動・キャンペーンへの参加者数	8,623人/年	10,161人/年	10,000人/年	A
環境指標	一般大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く）	100%	100%	—	◎
	自動車騒音環境基準達成率	92.3%	81.8%	—	△
指標活動	屋内喫煙所設置費等助成件数	3件	3件	—	○
区分	アンケートの設問			満足度	評価
満足度	空気がきれい			2.82	△

下水などの嫌なにおいが無い	3.12	○
自動車や店舗などからの騒音が少ない	2.69	△
ごみやたばこの吸い殻のポイ捨てが少ない	3.28	○

②事業等の実施状況

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気環境の常時監視・測定を実施 ・ 工事業者に対する指導による騒音・振動などの公害の発生の未然防止 ・ ・ 環境美化推進のためのクリーンキャンペーンの実施 ・ 屋内喫煙場所設置費等助成制度の活用促進と喫煙場所の整備推進

③総括評価

- 事業者に対する指導による公害発生の未然防止に努めているため、公害苦情件数は減少しています。一方、自動車からの騒音については、環境基準達成率が低くなってしまっており、区民の満足度も低い状態となっています。航空機騒音に対しては、国への働きかけを行っています。
- 大気環境基準は、光化学オキシダントを除き環境基準を達成していますが、区民の空気に対する満足度は低く、乖離が生じています。
- 環境美化活動・キャンペーンへの参加者数は前倒しで目標を達成し、喫煙場所の整備推進もあり、ごみやたばこの吸い殻のポイ捨ての少なさに対する区民満足度は高くなっています。

(4) 自然環境

【基本目標4 水と緑のうるおいと生物多様性の恵みを大切にすまち】

①指標による評価

区分	指標	計画改定時 令和4(2022) 年度	現状値 令和6(2024) 年度	計画目標値 令和8(2026) 年度	評価
施策の 目標	古川の水質の環境基準達成(4地点、4項目)	全地点全項目 環境基準達成	全地点全項目 環境基準達成	全地点全項目 環境基準達成	A
	運河の水質の環境基準達成(5地点、3項目)	全地点全項目 環境基準達成	全地点全項目 環境基準達成	全地点全項目 環境基準達成	A
	お台場海浜公園における水質の水浴場判定基準の達成(3地点、4項目)	全地点全項目 水浴場判定順 達成 (雨天時を除く)	全地点全項目 水浴場判定順 達成 (雨天時を除く)	全地点おおむ ね水浴場判定 順達成 (雨天時を除く)	B
	雨水の地下浸透量	79,800 m ³	85,400 m ³	83,400 m ³	AA
	緑化計画書制度により整備された緑化面積	60,029 m ²	118,611 m ²	106,000 m ²	AA
	生物多様性の認知度	92% ^{*1}	88% ^{*2}	95%	A
	生物多様性に配慮した緑化計画の割合	45%	55%	50%	A
活動 指標	雨水流出抑制施設設置指導による抑制量合計	2,200 m ³	3,800 m ³	—	◎
	屋上等緑化制度申請件数	0件	2件	—	◎
	ビオトープに関する専門家の派遣	8施設	11施設	—	◎
	みんなと生きもの調査隊参加者数	1,001人	1,514人	—	◎
区分	アンケートの設問			満足度	評価
満足 度	川や運河、海の水がきれい			2.82	△
	鳥や昆虫などの生きものが身近にいる			3.33	◎
	緑が多い			3.55	◎
	水辺に親しめる			3.01	○

※1 「港区の環境に関する区民アンケート調査」(令和4年度実施)において、生物多様性について「内容を詳しく知っている」、「内容を多少知っている」又は「言葉は聞いたことがある」と回答した区民の割合

※2 区が実施した生物多様性関連のイベント(令和6年度実施)にて取得したアンケートにおいて、生物多様性について「内容を詳しく知っている」、「内容を多少知っている」又は「言葉は聞いたことがある」と回答した区民の割合

②事業等の実施状況

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・古川、運河、お台場海浜公園において水質調査を実施 ・建築物の新築の際に雨水流出抑制施設の設置を指導 ・緑化計画書制度に基づき、建築に伴う緑化の指導、誘導を行い、緑地の確保を促進 ・緑化計画書の届出にあたり、生物多様性緑化チェックリストにより計画値の環境や地形に合う在来種の植栽を促進 ・生きもの観察会や生物多様性みなとフォーラム等のイベントを実施 ・「生物多様性スポット」を区ホームページやSNSで紹介し、区民等へ情報を発信

③総括評価

- 古川及び運河においては水質の環境基準をすべて達成し、お台場海浜公園においては、水浴場判定基準（雨天時除く）をおおむね達成していますが、区民の川や海の水のきれいさや水辺への親しみに対する満足度は高くはない状況です。
- 建築物の新築の際に雨水流出抑制施設の設置を指導し、雨水の地下浸透量は目標値を達成しています。
- 緑化計画書制度に基づく建築に伴う緑地の指導、誘導により、緑地の整備面積は目標を達成しています。また、屋上等緑化制度の申請により屋上緑化面積も増えています。緑化計画においては、生物多様性を配慮した植栽計画を促進しており、区民の緑に対する満足度は高い状況です。
- ホームページやSNSを通じた情報発信や、イベントや自然観察会等の実施により、生物多様性の認知度は計画改定時より低くなったものの、9割近い認知率を維持しています。
- 今後は、良好な水質等の成果を維持しつつ、水辺の利活用・体感価値の向上と、生物多様性に関する理解・参加の拡大を図ることが重要です。

(5) 環境保全活動

【基本目標5 環境保全に取り組む人がつながり行動を広げるまち】

①指標による評価

区分	指標	計画改定時 令和4(2022) 年度	現状値 令和6(2024) 年度	計画目標値 令和8(2026) 年度	評価
施策の目標	みなと区民の森を活用した環境学習参加者数(累計)	17,890人	20,600人	24,000人	A
	エコプラザの年間来館者数	73,281人/年	84,695人/年	85,000人/年	AA
	エコライフ・フェアMINATO来場者数	約1,680人	約4,730人	3,900人	AA
	みなと環境にやさしい事業者会議(mec c)会員事業者数	60事業者	57事業者	65事業者	C
活動指標	エコプラザにおけるセミナー、ワークショップ、展示等の実施回数	142回	217回	—	◎
	エコライフ・フェアMINATO出展団体数	19団体	24団体	—	◎
	オリジナルツアー型環境学習	6回	6回	—	○
	区と事業者の共催のスポーツGOMI拾い大会参加者数	120人	137人	—	◎
区分	アンケートの設問			満足度	評価
満足度	環境について学ぶ機会が充実している			2.99	△
	環境保全活動に参加する機会が充実している			2.88	△
	環境に配慮した活動を行う企業が多い			3.20	○

②事業等の実施状況

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・みなと区民の森等を利用し、従来型の環境学習を実施するとともに、区民自らが体験したい内容を決めることのできるオリジナルツアー型環境学習を実施 ・区民、事業者との協働の場として、エコライフ・フェアMINATOを開催 ・港区立エコプラザで環境保全に関するセミナーやワークショップを実施するとともに、展示や広報紙の発行、SNSによる情報発信を実施 ・区内で暮らす外国人や海外から訪れる人々への英語標記や通訳対応などで情報を提供 ・身近な環境に関することをテーマとした「小・中学生の環境に関する自主研究」を募集

③総括評価

- みなと区民の森を活用した環境学習参加者は目標に向け着実に増加しており、エコプラザの来館者数も目標に届く勢いとなっています。また、エコライフ・フェアMINATOの来場者数も目標を達成しており、環境学習やイベント等への区民の参加は増加しており、講座やワークショップ等の実施回数も増やし、多くの区民の参加の機会を創出し、情報発信もしています。
- 区民の環境についての学ぶ機会の充実や環境保全活動に参加する機会の充実については満足度が低く、量の拡大が充実感につながっていない可能性が考えられます。
- 環境に配慮した活動を行う企業の多さに対する区民満足度は比較的高い結果が得られています。
- m e c cの会員事業者数は計画策定時よりも減少しており、m e c cの活動を知る機会が少なく、m e c c参加の増加につながらない可能性が考えられます。

4-2 目標達成に向けた見込みの検証

本項では、目標達成に向けた見込みの検証の一環として、電力排出係数、次世代エネルギーの技術開発の動向について情報収集を行い、整理しました。

(1) 電力排出係数の推移

- 二酸化炭素排出量の動向は、電力の二酸化炭素排出係数に大きく影響を受けます。
- 区内の二酸化炭素排出量の算定に用いられる、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料に基づく排出係数は、都内への電気の供給に伴う CO₂ 排出係数（各事業者の基礎排出係数の加重平均値）であり、平成 25（2013）年度をピークに減少しており、最新の値である令和 4（2022）年度については、0.436kg-CO₂/kWh となっています。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」における温室効果ガス算定排出量の算定方法の見直しが行われ、令和 7（2025）年度報告（令和 6（2024）実績値）から、基礎排出係数に電気事業者及び熱供給事業者が調達した非化石証書・グリーン証書・再エネ由来 J-クレジットの環境価値を反映することになったことに伴い、区内の二酸化炭素排出量の算定に用いる二酸化炭素排出係数が、令和 6（2024）年度から減少することが見込まれます。
- 国では、令和 12（2030）年度の全電源平均の電力排出係数について、火力発電の比率を低下させるとともに、再生可能エネルギー及び原子力発電の比率を高めることで、0.25kg-CO₂/kWh とすることを想定しています。

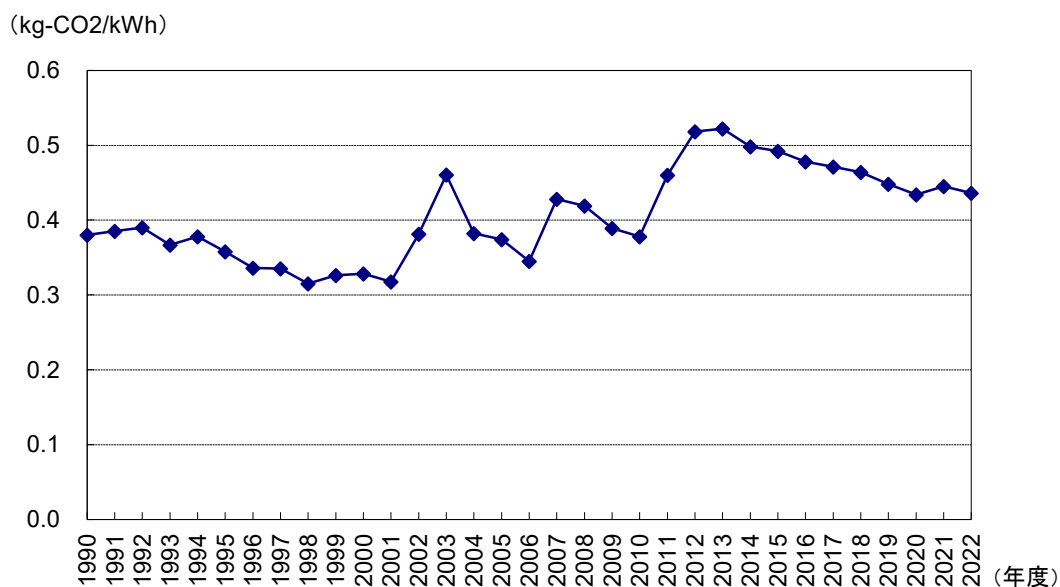


図 電力排出係数の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

(2) ペロブスカイト太陽光電池の技術開発の動向

- ペロブスカイト太陽光電池は、軽量で柔軟性の高い材料を用いた次世代型太陽電池で、低耐荷重の屋根や壁面、窓など従来設置が困難だった場所にも設置でき、次世代エネルギーとして実用化が進められています。
- 経済産業省の「次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会」が公表した「令和3年度(2021年度)エネルギー需給実績(速報)」によると、発電コスト目標として2025年：20円/kWh、2030年：14円/kWh、2040年：10～14円/kWh以下を目指すとしており、令和7(2025)年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画においても、目標に向けての技術開発を進めることが明記されています。また、同計画において、2040年には約20GWの導入を目標に掲げています。
- 環境省では、令和7(2025)年度からペロブスカイト太陽電池導入の補助事業を開始し、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コストの低減と社会実装モデルの創出を図っています。さいたま市、滋賀県(草津市、守山市、近江八幡市で実施)、福岡県(北九州市で実施)、福岡市が採択されています。
- 国内メーカーでは、令和9(2027)年に100MWのライン稼働のために令和7(2025)年から量産化に向けた事業化が始まっています。
- ペロブスカイト太陽電池は、薄くて軽いいため、耐荷重制限や屋根面の形状により従来型の太陽光電池が設置できなかった既存施設への屋根面への設置や壁面への設置等により、再生可能エネルギーの自家消費が可能になる施設が出てくると考えられ、導入による二酸化炭素排出量削減が考えられます。

表 従来型太陽電池とペロブスカイト太陽電池の比較

	従来型太陽電池	ペロブスカイト太陽電池		
		2025	～2030	～2040
特徴	重く硬いパネルで、屋根面や地上設置が中心	軽量で薄型(1～3mm程度)のため、曲げることができる。耐荷重の低い屋根、壁面、窓ガラス等に設置可能		
発電コスト	9.5～14.7円/kWh 【2022年度】	20円/kWh (G I 基金活用)	14円/kWh (G I 基金活用)	10～14円/kWh 以下の水準

出典：「次世代型太陽電池に関わる動向について」次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会
「太陽光発電の動向日本と世界の最新データ&トレンド」公益財団法人自然エネルギー財団の資料を元に作成

(3) 合成メタンの技術的開発の動向

- 合成メタンとは、天然ガスの代わりに、水素（H₂）と二酸化炭素（CO₂）を原料を使ってメタンを合成する技術（メタネーション）によって作られた次世代燃料の一つです。合成メタンを燃やすとCO₂が発生しますが、メタネーションを行うときの原料として、発電所や工場などから回収したCO₂の利用により大気中のCO₂は増加しないとされます。将来的には大気中から直接回収したCO₂を利用し、H₂は再生可能エネルギー由来の電力で水分解を行って調達することを想定しており、カーボンニュートラル社会を目指す上で大きな役割を果たすものとして注目されています。
- また、天然ガスを合成メタンに置き換えても、都市ガス導管やガス消費機器などの既存のインフラ・設備は引き続き活用できるため、合成メタンの活用は経済効率にすぐれており、コストを抑えてスムーズに脱炭素化を推進できると見込まれています。
- メタネーションの基本技術はすでに確立されていますが、さらに効率が高い革新的メタネーションの技術開発も進められています。また、商業化に向けて、合成メタンを生成する大規模設備の実証運転が令和8（2026）年2月から始まっています。
- 「第7次エネルギー基本計画」（令和7（2025）年2月閣議決定）では、2030年度までに供給量の1%相当の合成メタン等を導管に注入することが明記されており、合成メタンの排出係数への反映等、制度整備が進められています。これにより、2030年には、都市ガスの使用における二酸化炭素排出量削減が見込まれます。

- GI基金により、革新的メタネーション技術開発の実証を実施。現時点ではラボレベルの段階だが、2040年代の実用化を目指す。

	(参考)	大阪ガス	東京ガス		
	サバティエ反応による従来型のメタネーション	SOEC/メタン合成連携反応を用いたメタネーション	水電解/低温サバティエ連携反応を用いたメタネーション	PEMを用いたメタネーション	
イメージ					
特徴	原料	●水素とCO ₂	●水とCO ₂	●水とCO ₂	
	反応式	4H ₂ +CO ₂ →CH ₄ +2H ₂ O	3H ₂ O+CO ₂ →CO+3H ₂ +2O ₂ CO+3H ₂ →CH ₄ +H ₂ O	CO ₂ +4H ₂ O→CH ₄ +2H ₂ O+2O ₂	CO ₂ +4H ₂ O→CH ₄ +2H ₂ O+2O ₂
	反応方法	●化学反応	●電気化学反応	●電気化学反応	●電気化学反応
	温度	●（～500℃）	●高温（～800℃）	●低温（～220℃）	●低温（～80℃）
メリット	●基本技術確立済	●水素の調達不要 ●高効率（排熱を有効利用）	●水素の調達が不要 ●高効率（排熱を有効利用）	●水素の調達が不要 ●設備コスト低減可能（1段階の反応でメタン合成） ●低温のため大型化が容易	
総合効率※	55～60%	将来85～90%目標	将来80%超目標	将来70%超目標	
技術開発における課題	●総合効率の向上 ●反応熱のマネジメント	●高温電解に必要なセル開発 ●メタン合成触媒の耐久性・反応制御の向上 ●高温で一連の反応を連続するシステムの構築	●水電解に必要なセル開発 ●メタン合成触媒の耐久性・反応制御の向上	●メタン合成触媒の耐久性・反応制御の向上	

出典：事業者等のヒアリングを元に作成

出典：第27回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 ガス事業制度検討ワーキンググループ資料「合成メタン（e-methane）について」
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/gas_jigyo_wg/pdf/027_03_01.pdf

(4) AIの活用による取組の動向

- AIは、IoT・衛星・エネルギーデータなどの大量データを解析し、電力需給の最適化、再生可能エネルギー発電予測、建物・工場のエネルギー管理、排出量モニタリングなどの分野で活用されています。これにより、エネルギー効率の向上とCO₂排出削減が期待されており、脱炭素社会実現の重要な技術として研究と導入が進んでいます。
- 一方で、AIモデルの学習やデータセンター運用には大量の電力が必要となり、AIの普及に伴い、データセンターの電力消費が急増する可能性が指摘されています。そのため、AIの省電力化や再生可能エネルギーの利用が重要な課題となっています。

表 AIを活用した省エネルギー等に係る主な取組

項目	概要
スマートグリッド(電力需給の最適化)	<ul style="list-style-type: none"> ・AIが電力需要・供給データを分析し、発電・送電・蓄電・消費をリアルタイムで最適制御する電力ネットワーク。 ・機械学習による需要予測やデマンドレスポンス制御により、電力供給と消費のバランスを調整し、供給過不足を防止し、電力利用効率を向上させる。 ・再生可能エネルギーの変動にも柔軟に対応できるため、電力システム全体の安定性向上とCO₂削減に寄与する。
再生可能エネルギー発電の予測・制御	<ul style="list-style-type: none"> ・AIが気象データや発電実績データを分析し、太陽光・風力などの発電量を予測し、その結果をもとに蓄電池や送電を制御し、電力需給のバランスを維持する。 ・天候による再生可能エネルギーの変動を予測することで、電力の安定供給が可能になる。
建物・データセンターのエネルギー管理	<ul style="list-style-type: none"> ・AIが建物の空調、照明、設備稼働状況などを分析し、自動的に最適運転を行う。 ・AIによる設備制御により建物のエネルギー消費量を削減できる。
工場・企業のエネルギー管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・工場や施設の電力・熱エネルギーの使用状況をリアルタイムで監視し、AIによって設備運転を最適化するシステム。 ・需要予測や運転計画にもAIを活用することで、設備全体の効率運用が可能。
デジタルツインによるエネルギーシステム最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の都市・電力設備・建物などを仮想空間に再現し、AIによるシミュレーションでエネルギー需給や設備運転を最適化する技術。 ・実環境で試す前に仮想空間でエネルギー運用を検証できるため、効率的な設備運用や省エネ施策の導入が可能になり、設備故障や需要変動にも迅速に対応できる。 ・スマートシティや次世代エネルギーシステムの基盤技術として期待されており、電力・交通・都市インフラを統合した都市レベルのエネルギー最適化に発展する可能性が高い。

第5章

課題の整理と改定の方角性

5-1 課題の整理

本章では、第4章の総括評価及び見込みの検証を踏まえ、現行計画の到達点と残された課題を整理するとともに、第3章までの調査結果（地域特性、社会的動向、アンケート・ヒアリング結果）から次期環境基本計画の策定に向けた検討課題を整理します。

港区を取り巻く前提条件（地域概況・社会的動向）

- 地理・土地利用：東京湾に面し、台地（高台）と低地・埋立地が混在する地形であり、古川流域の平地部を含む起伏の大きい市街地を形成しています。臨海部を抱えることから、高潮・内水氾濫等の水害リスクを踏まえた適応策・防災との一体化が重要です。
- 人口・多様性：将来人口は長期的に増加が見込まれ、外国人住民も増加傾向とされています。居住者の増加と、昼間人口（通勤・来訪者）を含む多様な利用者に対応した施策設計が必要です。
- 業務集積と排出構造：区内は業務・商業機能が高度に集積し、二酸化炭素排出量は都内自治体の中でもトップクラスとなっています。建築物（新築・既存）とエネルギー調達・利用の転換が重要です。
- まちの更新と需要変化：大規模再開発、インバウンド・MICE（Meeting, Incentive, Convention, Exhibitionの総称）の回復、働き方の変化、物流・デジタル化（AI等）による電力需要増など、都市活動の構造変化が想定されます。環境施策は、都市計画・産業政策・観光施策等との整合が不可欠です。
- 制度・政策環境：国は2050年カーボンニュートラルを見据え、2035年度・2040年度の温室効果ガス削減目標を示しています。資源循環・生物多様性分野でも、循環経済やネイチャーポジティブに向けた政策強化が進んでいます。

（1）地球環境

【現状課題（現行計画の評価から抽出）】

- 区域全体の二酸化炭素排出量削減に向け、行動変容・設備導入・制度活用の「実行段階」を拡大する必要があります。特に、既存建築物の省エネ改修・運用改善の底上げが課題です。
- 再生可能エネルギーの導入は、オンサイト（設備導入）に加え、区有施設を起点としたオフサイト調達等も含め、導入量の拡大と調達手法の多様化が必要です。設備導入の拡大策としては、ペロブスカイト太陽電池等の次世代太陽電池の戦略的導入を検討する必要があります。
- 取組の成果（導入件数、削減量、光熱費影響、快適性等）の「見える化」が十分でなく、満足度・参加動機につながる情報提供の強化が求められます。

- 暑熱・豪雨等の気候リスクへの適応策は、認知不足が課題であり、健康・防災・都市整備と一体での推進体制強化が必要です。

【次期計画策定に向けた課題（今後10年を見据えた整理）】

- 2035/2040 目標を踏まえた「削減の経路（ロードマップ）」を、建築物（新築・既存）、エネルギー（再エネ・熱・電化）、移動（EV・物流）など領域別に設定し、指標・事業・予算を連動させる必要があります。
- 人口増加・再開発の進展を機会として、新築段階での ZEB/ZEH 水準の徹底、既存ストックの改修（断熱・高効率設備・BEMS等）を促進する制度設計を強化する必要があります。
- 事業者・デベロッパー・エネルギー事業者との連携枠組みを拡充し、調達（PPA、共同調達等）・金融（ESG投資、グリーンファイナンス）・規制/誘導を組み合わせた実装戦略が求められます。特に、高層・大規模ビル単体では再生可能エネルギーの自給には限界があることから、複数の建築物を対象とした面的なエネルギーマネジメントの構築・展開が求められます。
- 電力需要増・エネルギー安全保障の不確実性を前提に、需要側管理、蓄電、レジリエンス（停電・熱波時対応）を含む「都市のエネルギー強靱化」を位置付ける必要があります。

（2）循環型社会

【現状課題（現行計画の評価から抽出）】

- 区民の分別意識は高い一方、資源回収量が伸び悩んでおり、回収の機会・品目の理解・排出行動のギャップ解消が課題です。
- 可燃ごみの適正排出率が相対的に低い状況を踏まえ、資源の混入防止を含む周知・現場支援の強化が必要です。
- 事業系廃棄物は指導・検査の強化が進む一方、業務集積・来訪者増に伴う排出構造を踏まえ、排出抑制（リデュース）と再資源化の両面で実効性を高める必要があります。
- 食品ロス対策は取組が継続されているものの、協力店の拡大が鈍化しており、事業者参加の裾野拡大が課題です。

【次期計画策定に向けた課題（今後10年を見据えた整理）】

- 国の循環経済政策の強化を踏まえ、資源循環を「環境施策」だけでなく、事業者の競争力・地域価値向上（ゼロウェイストイベント、資源循環型オフィス等）につなげる戦略化が必要です。
- 高密度市街地・観光/イベント・オフィスビル等、排出源特性に応じた施策パッケージ（分別設計、回収インフラ、データ連携、調達基準等）を整備し、実装モデルを横展開する必要があります。

- プラスチック、衣類、業務系資材等の重点品目について、リユース・リペア・シェアの受け皿（拠点・仕組み）を整備し、区民行動と事業者行動を接続する必要があります。
- 食品ロスは、飲食・宿泊・小売・イベント等のサプライチェーン横断での連携、デジタル活用（需要予測、マッチング等）を視野に、削減量の把握と効果検証を強化する必要があります。

（3）生活環境

【現状課題（現行計画の評価から抽出）】

- 建設工事に伴う騒音・振動への指導は継続が必要であり、加えて自動車騒音や繁華街の店舗騒音等が満足度低下の要因となっているため、対策の強化が求められます。
- 喫煙場所の整備は、利用が集中するエリアでの不足・偏在を踏まえ、助成制度の活用促進と整備の最適配置が課題です。

【次期計画策定に向けた課題（今後10年を見据えた整理）】

- 再開発・インバウンド回復・夜間経済の活性化に伴い、騒音・路上喫煙・ごみ散乱等の生活環境課題が顕在化しやすくなるため、エリアマネジメント等との連携を強化する必要があります。
- モビリティの電動化・物流の高度化が進む一方で、幹線道路沿道や工事集中エリアでは環境負荷が残存する可能性があり、測定・データ公開・重点対策（時間帯管理、迂回誘導等）の高度化が必要です。
- 屋外空間の快適性（暑熱、臭気、騒音、滞留）の改善を、都市デザイン・緑陰形成・歩行者空間整備等と一体で位置付け、健康増進にも資する施策として整理する必要があります。

（4）自然環境

【現状課題（現行計画の評価から抽出）】

- 水質は概ね良好である一方、水辺への親しみ・満足度の向上に向け、アクセス性、滞在性、安全性、魅力的な利用機会（イベント、学習、回遊動線等）の検討が課題です。
- 屋上等緑化は増加傾向にあるものの母数が小さいため、制度周知、申請負担軽減、インセンティブ設計等、導入拡大に向けて検討する必要があります。

【次期計画策定に向けた課題（今後10年を見据えた整理）】

- ネイチャーポジティブや30by30等の政策潮流を踏まえ、都市の生物多様性の評価につなげるため、開発行為や公共空間の整備における生物多様性の保全・創出（緑地の質、連続性、在来種配慮等）に取り組むよう指導、誘導する必要があります。
- 暑熱・豪雨等への適応策として、グリーンインフラ／ブルーインフラ（緑陰、雨水浸透・貯留、水辺再生等）を、都市整備・防災・健康施策と統合して推進する必要があります。

- 臨海部や運河等の水辺資源について、環境（生態系）と利用（レクリエーション・観光）の両立を図る管理方針を明確化し、官民協働の運営体制を整理する必要があります。

（5）環境保全活動

【現状課題（現行計画の評価から抽出）】

- 協働の取組を推進するため、m e c c 会員事業者の継続参加・新規獲得の仕組みを強化する必要があります。
- 学習・参加機会は拡充している一方、参加の満足度が伸びにくいことから、参加障壁の低減、対象に合った内容設計、参加後の継続導線の強化が課題です。
- 参加層の固定化を避け、興味関心が高くない層も含めて裾野を広げ、取組が継続・波及する仕掛けづくりが必要です。

【次期計画策定に向けた課題（今後10年を見据えた整理）】

- 居住者に加え、在勤者・来訪者・外国人等、多様な対象に合わせたコミュニケーション設計（多言語、デジタル、行動科学の活用）が必要です。
- 企業のE S G/脱炭素・資源循環の取組が加速する中、区は「参加の場」提供に留まらず、企業活動の変革（調達基準、オフィス運用、イベント運営等）を後押しするプラットフォーム機能の強化が求められます。
- 学校教育・地域活動・企業研修を連動させ、学びから実践（家庭・職場の行動）へ移行する一貫した設計と、成果把握の仕組み（参加者追跡、行動変容指標等）を構築する必要があります。

（6）分野横断の改革策定課題

- 指標・データを活用した進捗管理と改善の強化：施策K P I（アウトプット／アウトカム）とデータ収集・公表の仕組みを整備し、評価→改善のサイクルを計画に組み込みます。
- 実装ガバナンス：区役所内の横断体制、官民連携の推進母体、地域・企業・学校等のステークホルダー参画手順を明確化します。
- 公平性・包摂：負担と便益の偏り（暑熱リスク、騒音・大気、生活弱者等）に配慮し、誰一人取り残さない環境施策として整理します。
- 都市整備との統合：再開発・公共空間整備・防災・健康政策と環境施策を一体の『都市の環境品質向上』として位置付け、投資・規制・誘導を統合します。

5-2 改定の方向性（案）

（1）改訂の視点（案）

次期環境基本計画は、脱炭素や資源循環といった環境負荷の低減に加え、区民・就業者・来街者が実感できる「健康・安全・快適性・つながり」といったウェルビーイングの向上を上位目的に据えます。臨海部を抱え高密度な都市活動が展開される港区の特性を踏まえ、気候危機への適応（レジリエンス）と、脱炭素×循環経済×自然資本の再生を一体で推進することで、環境と都市価値の同時向上を図ります。

（2）重点化の方向性（案）

上記の改定の視点及び課題整理を踏まえ、次期環境基本計画では、現行計画の基本的な分野立てを踏まえつつ、取組の重点化と実装力の強化を図る観点から、以下の方向性で重点化の考え方と推進方策を整理します。

- 重点1：脱炭素の実装加速（建築物ストック対策、再エネ調達、需要側管理、官民連携）
- 重点2：循環経済への転換（重点排出源・重点品目に絞ったリデュース／リユース／リサイクルの統合施策）
- 重点3：生活環境の質の向上（騒音・路上喫煙・ごみ散乱等のエリア課題への重点対策とエリアマネジメント連携）
- 重点4：ネイチャーポジティブと適応の統合（グリーン・ブルーインフラによる暑熱・水害対策と生物多様性の両立）
- 重点5：参加と協働のアップデート（多様な対象への行動変容設計、企業・学校・地域の取組をつなぐプラットフォーム）